

諸家昇進の次第

一 諸家昇進之次第、其家之守舊例可申上。但學問有職、歌道令勤學、其外於積奉公之勞者、雖爲超越、可被成御推任。下道眞備雖從入位下、依有才智、右大臣拜任、尤規矩也。螢雪之功、不可棄捐事。

此れは一方には、官位の競望者を制止し、他方に於ては、不次登用拔擢の門戸を開いたものだ。

傳奏申渡

一 關白、傳奏、並奉行、職事等申渡儀、堂上地下輩、於相背者、可爲流罪事。

幕府の統制力侵入

傳奏とは、武家傳奏の事だ。武家傳奏とは、朝廷と幕府との交渉委員とも云ふ可きものだ。此れは鎌倉以來の慣例を襲用したものだ。然も此の武家傳奏なるものは、概して朝廷に在りて、武家の用を做すものだ。されば彼等が關白同様堂上地下の朝臣に命令し、之を強制し、苟も違背者に向つては、流罪の制裁を加ふるを得せしめたる結果は、其の威權を強大ならしめたこと、必然だ。此の如く徳川幕府は、武家傳奏若しくは奉行即ち京都所司代等を透して、朝臣一切を統制することゝなつた。因に云ふ、傳奏の職に任ずる者は、三條、花山院、久我、日野、勸修寺

等十七家あつた。

一 罪輕重可被守各律例事。

此の律例とは、大寶年間に欽定せられた律例だ。

諸宗門跡座位

一 攝家門跡者、可爲親王門跡之次座。攝家三公之時、雖爲親王之上、前官之大臣者、次座相定上者、可准之。但皇子連枝之外、門跡者親王宣下有間敷也。門跡之室之位者、可依其仁躰考先規、法中之親王、希有之儀也。近代及繁多、無其謂。攝家門跡、親王門跡之外、門跡者可爲准門跡事。

攝家門跡の座次競望

此れは諸宗門跡の座位を定めたものだ。攝家門跡とは、攝關家出身の住職せる寺院を云ひ、親王門跡とは、親王方の御住職在す寺院を云ふ。固より攝關家は人臣なれば、親王門跡の上位に坐す可きではないが、然も動もすれば、勢威を恃んで、親王門跡の上に坐したることあり。甚だしきは、此の座次の争を避くべく、殊更ら攝關家門跡にして、准三后の宣下を蒙り、公々然親王門跡の上席を占めた例もあつた。

僧官任叙規定

一 僧正大、正、權、門跡、院家、可守先例。至平民者、器用卓拔之仁、希有雖任之、可爲准僧正也。

但、國王大臣之師範者、格別之事。

一 門跡者、僧都大、正、少、權、法印任叙之事。院家者、僧都大、正、少、權、律師、法印、法眼、任先例、任叙勿論。但平人者、本寺推舉之上、猶以相撰器用、可申沙汰事。

賣官矯正の爲

此れは僧官任叙の事を規定したのだ。從來、僧官は一種の賣官となり、單に金錢のみにて、濫りに賣買、授受したるを矯正す可く、特に此の條項を定めたのだ。

紫衣寺住職

一 紫衣之寺住職之事、先規希有之事也。近年猥勅許之事、且亂藤次、且汚官寺、甚不可然。於向後者、撰其器用、戒藤相積、有智者聞者、入院之儀、可有申沙汰事。

上人號

一 上人號之事、碩學之輩者、爲本寺之撰。正權之差別於申上者、可被成勅許。但其仁體、佛法修行及二十年者、可爲正。年序未滿者、可爲權。猥競望之儀、於有之者、可被行流罪事。

元來紫衣の寺住職とは、五山十刹等の如き、格式ある寺院の高僧達徳に限られ

何れも弊爲書矯正の

てゐた然も亂世となりて、金錢次第にて、それ程の資格なき者迄が、是等の寺院に出世し、紫衣を著するの勅許を得るに至つた。又た上人號の如きも、亦た同様となつたされば以上の二條項は、何れも其の弊を矯正すべく設けられた。右可被相守此旨者也。

慶長廿年乙卯七月 日

二條 殿

昭實 判

公 方 様

御 判

大御所 様

御 判

如何に此の法度が、鄭重であつたかは、家康父子、二條昭實の連署をもて、之を發布したることによりて判知る。

發布式の莊嚴

晦日（七月三十日）晴。出京已初刻。著宿坊。傳奏廣橋大納言。使者遣。何時可參内。哉尋暫休息。二條殿より御使廳而參内可有同道云々。鷹司殿隨門勸門同道參内。祇清涼殿諸家諸門不殘出仕。大御所被出法度。各可存知由被仰出。兩傳奏彼一書披露各傾耳聞了退出其以前御酒肴種々被下。〔義演准后日記〕亦た以て其の發布式が如何に莊嚴盛儀であつたか、想像せらる。

【三三】 家康の皇室奉仕

家康皇室を虐待せ

家康は必ずしも皇室を虐待したのではない。彼は主義として皇室を抑制し、皇室を掣肘し、皇室を監視し、皇室をして、手も足も出すことの能はぬ様に、法令と職員との排置により、即ち法と人によりて束縛した。而も此れは彼が根本主義に於て、然る所でありて、決して皇室に對して、惡意を懷く譯ではなかつた。否

禁裏御料の増加

な彼は彼の流儀として、皇室に對して、成す可き丈の事は成した。繰り返して云ふ、彼が皇權を押へ付けたのは、治國の主義に於て然りだ。彼はそれ以外には、皇室を利用し得らるゝ限り利用し、且つ奉仕し得らるゝ限り奉仕した。

一 禁裏御料は、足利家之代には、高三千石と承候。其後、秀吉公に至り、御増加にて高七千石に相成。家康公御代に壹萬石に被成。元和七年東福門院御入内之節、御化粧料として壹萬石御持參。家光公御代に、壹萬石被進候。由承及候。

〔禁裏御料沿革記〕

必ずしも物質的厚薄を論ぜ

乃ち秀吉に比すれば、家康に至りて、三千石の御供を増加したのだ。此れは時勢の進歩、變遷にも關係し、且つ秀吉時代には、御料以外に、他の献上物も少くなかつたかも知る可からずとして、必ずしも秀吉が皇室に薄くして、家康が厚いと、一概に斷言し難い。さりとて、又た尊皇は、秀吉一人の專賣とも云ふ可きであるまい。家康も人並並の事は爲してゐる。彼が慶長五年關原役後に於て、皇室に對して施爲したる顛末を概察すれば、先づ左の通りである。

大内仙洞の擴張

慶長六年には、禁裏御料の地所々に散在したのを、便宜の地に集合した〔泰平年表〕 同十一年三月廿九日には、大内仙洞の狹隘を聞き、諸大名に課して、諸公家の邸宅を外に移し、東北各一町餘擴大せしめた。〔徳川實紀〕

大内造營

慶長十六年四月十二日、後水尾天皇寶算十五にて即位の大禮を行はせらるゝや、大内修造の事を、諸大名に課し、併せて仙洞の御料を進らせた。而して同年六月朔日、大内築地の課役として、關東の輩は、八尺間一間、銀貳貫五百目と定め、之を所司代板倉勝重、大工棟梁中井正次に納む可く命じた。

慶長十六年八月朔日、京にては、前月二十七日、内侍所假殿にうつし、主上假のおましに遷幸ましまし、大内營造始めあり、板倉伊賀守勝重奉行し、洛中の地下人、課役としてつとむ。築地は國々の武士に課して築かしめ、地形の高さ六尺、周二町、四圍の石垣は、諸大夫の武士に課し、築かしむる注進あり。〔同上〕
又た曰く、

諸侯の受持町場

慶長十七年十二月十二日、禁裏仙洞の經營始あり、南方築地は、上杉中納言景

勝、福島左衛門大夫正則、松平陸奥守政宗、本多美濃守忠政、最上出羽守義光、柳原遠江守康勝、里見安房守忠義、奥平大膳大夫家昌、松平攝津守忠政、南部信濃守利直、佐竹右京大夫義宣、松平飛騨守忠治、加藤肥後守忠廣、淺野紀伊守幸長、森右近大夫忠政、井伊兵部少輔直勝、細川越中守忠興。
西方は、松平宰相輝政、越前少將忠直、生駒讃岐守正俊、寺澤志摩守廣高、松平筑前守利常。

北方は、豊臣右大臣秀頼公、尾張宰相義直卿。
仙洞の築地東は、越後少將忠輝朝臣、黒田筑前守長政、鍋島信濃守勝茂、松平長門守秀就、堀尾山城守忠晴、松平土佐守忠義、加藤左馬助嘉明、京極若狹守忠高、京極丹後守高知、藤堂和泉守高虎、蜂須賀阿波守至鎮、富田信濃守知信、有馬玄蕃頭豊氏、鳥居左京亮忠政、田中筑後守吉政、これを役す。〔同上〕
而して慶長十八年十二月十三日、先づ内侍所を新殿に遷し、同十九日、新造内裏に移御あらせられた。

十二月十八(九)日、主人新内裡へ御徙移、石垣築地、無比類出來、前代未聞也。

〔當代記〕

皇居新築の動機

當時大阪に事あらんとするの際なれば、家康は其の全心全力を此に傾け、其の方便の一として、皇室の御驩心を繋ぐにも、油断はなかつたであらう。乃ち對大阪の動機が、或は家康をして、皇居新築に力を竭さしめたる理由の一と、認むることにも能ふ。然もそは兎もあれ、家康が皇室に對する態度は、決して他の武將以下ではなかつた。彼は固より他の武將同様、若しくはそれ以上の奉仕を爲した。併し彼の奉仕は、根本義に於て、秀吉と其の科を殊にした。

【三三】 各宗本山の諸法度

宗教亦治安の道具

家康は武力充實の大切なる事を心得てゐた。此れと同時に、法制が天下治安の

家康の對宗教觀念

爲めに、必要であることを心得てゐた。彼は百世子孫の謀を爲すには、人に由らずして、法に據る可きを心得てゐた。而して彼は亦た、宗教が治者の道具であることを心得てゐた。

凡そ武將の中に於て、家康の如く、宗教に興味を持つたものは他に類が少い。足利尊氏の如きも、その一人であつたが、尊氏は自己の靈魂を救ふ爲めの宗教で、家康は寧ろ世を治むる爲めの宗教であつた。固より家康に、宗教心が無かつたとは云はぬ。彼は念佛の信者であり、又た法談や、宗論を聽くを樂んだ。然も何れかと云へば、彼の宗教は己の爲めでなく、他の爲めであつた。而して彼は如何に此の宗教を、政治の殻中に收めて、之を能く統制し得可き乎に就て、考慮した。その結果が、諸宗の法度となつた。

諸宗法度の發布

家康は元和元年七月、武家諸法度、禁中及び公家諸法度制定以前にも、屢々各宗の寺院に法度を興へた。然も彼が大規模に、寺法を制定したのは、此の際であつた。即ち家康は、大阪落城して、天下全く統一したから、彌々自ら統一の政治を行

ふべく、社會のあらゆる方面に向つて、其の法度を布いたのだ。それは『五山十刹諸山之諸法度』と云ひ、『眞言宗諸法度』と云ひ、『高野山衆徒法度』と云ひ、或は『大徳寺諸法度』と云ひ、『妙心寺諸法度』と云ひ、『永平寺諸法度』と云ひ、『總持寺諸法度』と云ひ、『淨土宗諸法度』と云ひ、『淨土西山派諸法度』と云ひ、何れも元和元年乙卯七月附にて、發布してゐる。乃ち家康としては、大阪落城が、其の總勘定の好機會と認め、斯く普遍的に、之を施行したのであらう。

右法度の調査

然も彼は決して一夜作りの出來心にて、之を輕々忽々に粗製濫造したものはなかつた。彼は以前から其の取調を爲してゐた。その資料を、各寺院に徴してゐた。或は舊記を捜求したこともあつた。或は草案を提出せしめたこともあつた。〔義演准后日記〕

諸宗共に御法度共、如舊規御再興有度由、各御内存と相聞え申候、當御門主（本願寺門跡）之儀、御沙汰に者、御書中之旨、御取成可申上候。

此れは慶長十九年三月六日附、崇傳より本願寺門跡内、横田内膳宛てたる書

諸寺僧への諮詢

狀案の一節だ而して家康は寺法に就て、諮詢す可く、慶長二十年五月には、大徳寺の天叔、松岳、玉室、又た妙心寺の鐵山、伯蒲の諸和尚を、二條城に召喚してゐる。如何に家康が、此事に關心したかは、是れにて分明だ。當時家康の歸向尤も厚かつた増上寺源譽上人、即ち普光觀智國師が、元和元年九月五日附にて、其の末寺に與へたる書中にも、

増上寺訓諭

- 一 大御所様依御詔、仕置之一通相渡候、惣門中法度之儀、急度可被申付候事。
- 一 往來之知識、辻説法、於器量仁者、必可被停止之事。
- 一 仰出之所、違背之輩、可有之者、重而遂御披露、堅可申付候事。

右之條々、無油斷可被申付候爲、其一行如件。〔大信寺文書〕

と、嚴重なる訓示を與へてゐる。如何に此の法度が、徹底的であつたか、判知る。

高野山僧への仰渡

元和元年八月、於二條御城、高野山聖方大徳院、並密嚴院、奥之坊衆徒、方寶性院、無量壽院、西南院、遍明院、他宗に於て者、廓山龍滴（了的）、金地院等、御前え罷出、此時日本諸寺社之御法制、被仰付候處、聖方之儀者、慶長十五年、於駿府御法

度被_レ仰出_レ先達_レ而相濟候に付此度別段に御法度書不被_レ下置候間彌先達而被_レ仰出候通可_レ相守旨上意を以被_レ仰付_レ冥加至極難有奉_レ存候抑慶長十五年大權現様御詔を以て聖方諸御法度書被_レ成_レ下候。同十六年四月八日於_二條御城去_一年三月駿府に而被_レ仰渡候御法度書之趣彌嚴重に可_レ相守旨又々上意を以て被_レ仰渡。於_二條御城諸寺社之御法度被_レ仰出候に付聖方えも猶蒙り大衆一同に難有仕合に奉_レ存候事。〔高野山大徳院御由緒略記〕

此れは單に高野山聖方僧侶丈の事なれども亦た以て家康が各宗に對する注意の等閑でなかつたことを知ることが能ふ。

宗教利用

されば徳川幕府の末期迄日本に於けるあらゆる宗教は概して御用宗教であつた。即ち家康は宗教の爲めに政治を煩はされずして政治の爲めに宗教を利用するの目的を子々孫々の末迄も達し得た。

五山十刹諸山之諸法度

七條項より成る

東班西班轉位官資可_レ爲_レ如_二寺法_一事。

一 乘拂者、叢林之典章、出世之初步也。近年猥依_レ申_レ下無拂之帖、乘拂既欲_レ及_レ退轉。於_二向後_一者、無拂之帖、堅令_レ停止_二事_一。

一 南禪寺者、紫深衣、天龍寺者、淺紫衣。其外、京都鎌倉之五山黃衣、十刹諸山之出世入院、開堂儀式等、可_レ相_レ守_レ先規_二事_一。

一 南禪寺者、龜山法皇改_レ皇居_レ爲_レ禪刹、尊崇異_レ他。勅書云、長老職之事、選_二器量卓拔才智、兼全_一、而佛法爲_レ重擔、勤行爲_レ志節之仁、可_レ補_レ任者也。僧者不必以_レ貴人_レ爲_レ尊、乃至雖_二吾子孫_一不可_レ以_レ勢住持_レ云云。然近年乍_レ在_二他山_一、恣申_レ下南禪之帖、紫衣僧其員過_二本寺_一、甚以_レ無_レ謂。向後本寺之外、猥不可_レ補_レ任。但者徳碩學之仁、希有雖_レ免_レ之稱、准南禪位可_レ爲_レ本寺之次座_二事_一。

一 新院建立之時、申_レ降綸旨奉書、塔頭披露先規也。然近年爲_レ私稱_レ寺號院號_二事_一、自由之至也。向後令_レ嚴制_二事_一。

一 庄園方、今度指出之上、碩學料相定訖、選_二其器用_一、一代宛可_レ省_レ之事。

一 鹿苑蔭涼之官職者、先代之規範也。當時不足_レ叙、毀_レ破_レ之訖。自今以後以_二五山長老之中_一、歸依之僧員可_レ兼_レ補_レ出世之官資、併入院出仕之儀式等者、如_二先規_一可_レ有_二重賞_一事。

右條々爲_レ寺法、相續_レ學文、昇進_レ攸相定_レ如_レ件。

元和元年乙卯七月 日

第六章 三三 各宗本山の諸法度

第七章 家康の財政策

【三四】 根本的經濟政策

家康富の
價値を知
る

武力の背後には、金銭ありとの眞理は、家康が最も適切に會得し、且つ實行した。家康は富が如何に、天下を取るに必要な槓杆であるかを、熟知した。而して彼は能く富を集め、又た能く富を集むるの道を解してゐた。支那の詩人は、『可憫堂堂漢天下、只直黃金四萬斤。』と詠じたが、家康は貧乏世帯では、とても天下が取れぬことを、當初より心得てゐた。而して機會ある毎に、其の富を蓄積し、且つ吸收することを忘れなかつた。

家康天性
經濟的心
計に富む

惟ふに家康は、困苦流離の間に、其の童時を過したれば、少小の時よりして、金銭の値は、此の苦き經驗によりて、自得したのであらう。（參照 織田氏時代前篇、四一、參河の君臣。四二、幼時の家康）併しそのみならず、彼は天性經濟的心計の饒

多なる漢であつた。

三河にて、御家人に仰渡されしは、家人等の妻を迎ふるに、よく木綿を織得べき女を求めよ。御出陣の後には、俸米十分に給はるとならねば、斯るもの織出て、家産にあてよとありしは、人々よくつゝまやかにして、生理の乏しからざらん爲を、思召ての御事なり。〔武功雜記〕

如何に彼が其の御家人等をして、後顧の憂ひなからしむ可く、氣を付けたかを見よ。

百姓への態度

鷹匠、鳥見の輩が、威福を張りて、農民を騷擾せしむるよし訴出しに、御咲有て、随分威を張がよし。彼等さへ斯れば、其上つがたの官長は、猶更の事とおぢ恐れて、異心を抱く者なし。百姓の氣儘なるは、一揆を起す基なり。さればとて鷹匠、鳥見は、た代官等が、非法の舉動するを捨置ば、百姓の難儀にはなれば、難儀にはならぬ程にして、氣儘をさせぬが、百姓共への慈悲なりと仰られき。

〔校合雜記〕

徳川施政の大方針

此れは頗る意義ある逸話だ。家康は『難儀にならぬ程にして、氣儘をさせぬが、百姓への慈悲なり。』と云うた。此れは不用意の中に語つた様だが、其の實は、此れが徳川幕府施政の大方針だ。言を換へて云へば、家康の子孫に貽したる遺謨の大眼目だ。詳かに言へば、家康は人民を、鵜飼が鵜を見る如くした。鵜を自由にすれば、鵜自から肥大になりて、其の用を爲さぬ。さりとて、鵜より全く食を奪ひ去る時には、餘りに瘠弱りて、復た其の用を做さぬ。されば能く鵜を使ふ者は、水中に没して、魚を捉ふるの機能を全からしむる丈の、食料を與ふるを以て、限度とせねばならぬ。要するに家康の目的は、民を肥すでなく、自ら肥すにあつた。

百姓財の過不足なき様

百姓は天下の根本也。是を治むるに法有。先づ一人づゝの田地の境目を能立て、扱一年の入用作食をつもらせ、其餘を年貢に收むべし。百姓の財の餘らぬ様に、不足なき様に治むる事道なり。〔本佐録〕

此れは果して本多佐渡守の言であるか否かを、斷言す可からざるも、然も家康の所謂『百姓の難儀にならぬ程にして、氣儘をさせぬ』主義を、最も平明に註

釋し得たのは、『百姓は財の餘らぬ様に、不足なき様治る事道なり。』の一句だ。惟ふに家康と本多正信とが、其の後半生に於て、君臣魚水の契深かつた一の理由は、恐らくは此の根本的大旨義に於て、兩人の意見が吻合した爲めではあるまい乎。

要は百姓一揆を起さぬ爲

家康は富の在る所に、權力の在るを知つた。故に百姓が氣儘をする程に増長すれば、必ず一揆を起すものと思つた。その氣儘の原因が、富であることは、固より云ふ迄もない。さりとして餘りに壓迫すれば、窮鼠却つて猫を噛むの喩に漏れず、又た一揆を起さぬとも限られぬ。されば百姓を治むるの道は、所謂『財の餘らぬ様に、不足なき様に』する必要が生ずるのだ。

味噌は味増臭きがよし

世の諺に、武士の武士くさきと、味噌の味噌臭きとは、用ひられぬものといふは、公家か市人杯のいひ染し事ならん。随分武士は武士臭く、味噌は味噌臭きがよし。武士は公家くさくても、出家くさくても、農商くさくてもならず、味噌がなまぐさく、こけくさくてもならず、たゞ本來の味噌くさきがよきなりと

階級制度の劃定

仰せられき。〔東照宮御實記附録〕
斯く看來れば、家康の治國の方針が、階級制度を劃定し、互ひに其の境を踰えしめざるにあつたことが判知る。而して彼は、何れの階級も、徳川幕府を中心として運動せしめ、又た運動すべく仕組を定めたのだ。その經濟政策も亦た、此の大仕組から割り出された。

【三五】 家康と鑛業

家康社會經濟の通曉

家康は自から儉約の實行家のみでなく、又た儉約を以て、天下の武士及び一般の社會を率ゐたのみでなく。〔參照 二五、武家諸法度〕亦た所謂の社會經濟の旨義にも、能く通曉してゐた。

上の儉素におはしますを、しらで、世には吝嗇に過て、たゞ貨寶のみ收縮し給

ふと評し奉ると聞こしめし。上府に金銀の集るときは、世間に少なければ、人皆な金銀を大切に思ふ故、諸物の價も自から低下する理にり。金銀世に多ければ、物價たつとくなりて、世人艱困するよし、松平右衛門大夫に仰られた。

〔東照宮御實記附録〕

家康の物價調節

乃ち家康は、通貨と物價との關係を、能く心得、兩者を調節することをも知つてゐた。

又駿河に御座の時、米價の踊貴すると聞しめせば、速に御廩を發て賣渡さしめ、低下の時には官金もて購求して、御廩に納めらる。かゝりしかば、米價自から平均して、姦利を射る者なかりしとぞ。これも世の心得ぬものは、よく綜理の届かせらるゝを知らず、上様にはよくあさなひをあそばさるゝといひしか。〔同上〕

如何にも家康の經濟知識は、手に入つたものだ。彼は實に人民の爲めに、米價調節を實行したのみでなく、此の調節の爲めに、自ら利することも多大であつた。

らう。

鑛山採掘

然も家康の經濟方面に於て、最も發展したのは、其の鑛山採掘であつた。此れは家康時代に創まつたのでなく、足利氏末期より、織田氏に及び、豊臣氏に至りては、最も盛に行はれたが、家康は此の方面に於ても、信長、秀吉の事業を完成したるに庶幾かつた。〔參照 豊臣氏時代庚篇、二四、何故に鑛業は發達したる乎。二五、鑛業發達の一斑（一）。二六、鑛業發達の一斑（二）〕

大久保長安

而して彼は、此れが爲めに、實に其の適材を發見したので、それは大久保長安其人だ。

人も欲し金も欲し

家康公、江戸の御城に御座なされける時、御見廻として、上方より四座の猿樂共罷下候節は、御城に能有之、諸旗本衆へ見物被仰付、御料理下され、御白洲には町人共並居て見物仕、御菓子、鳥目迄頂戴仕る。右役者共、御暇不被下内は、替々御夜詰に罷上る。或夜御咄に、家康若年の頃は、三河半國領し、夫れより段々大身となり、今關八州の守護となる。然れば當時日本に於て、毛利輝元と、家康程國數を領する者、諸大名にはなし。然も金銀と云物は、思ふ様に持れぬ物な

り。金銀乏くは、何ぞに付手の廻らぬ事も有物なれば、いか程有ても、能き物なれども、金銀を貯には、藏入を多くせねばならず。藏入計多くしては、人を持事ならず。人をもたねば、國の守薄く、其の合戦をして、敵に勝事ならず。何とぞ成る可き事ならば、人をも多く持、金銀をも多く持、様成積りは、有間敷事かと仰せられ、御笑被遊。

御前伺公の面々、如仰に兩様とも御不足無之様にと有儀は、中々大躰の者の積りには、參り難く、可有御座候と申上る。〔岩淵夜話別集〕

長安御目
酒り

是れ果して家康の口より出でたる言乎、否乎を確め難きも、家康の胸中には、定めて此の通りの問題が蟠まりてゐたに相違あるまい。然るに當時今春座の大藏太夫末座にありて、此の話を聞き、翌日當時の奉行の一人たる、青山忠成の宅に赴き、親しく家康に献策す可きの意を陳し、忠成によりて其の旨を家康に上申した。家康は此に於て、彼を引見した。其の席には、彼の外に青山忠成〔藤藏〕あるのみであつた。

長安の意
見開陳

大藏申上げるは、夜前殿様御意遊ばさるゝ通り、金銀の貯と申は、御領地の百姓共に、高面を仕掛、取納、御藏の米大分有様あるように仕り、是を賣代替申か、又は山川の諸運上を、過分に御取なさるゝか、此の兩様の外は無御座候。然ども左様に遊ばされ候ては、御領分の萬民迷惑致候。御仕置もろくに遊され、御家中の侍衆も多召仕はれ候様にと思召候ては、とにも角にも、御用金のたまり可申子細無御座候。

金掘献策

是に付私存寄候は、御領分の内所々の山々を吟味仕候はゞ、金銀銅鐵鉛等の出候山のなきと申事は有まじく候。功者の山師、金掘を呼集め、掘せ見申度儀に候。若金銀多出候へば、其國の賑ひにも罷成、第一土中に埋れ有之所の金銀を取出し、御用立候へば、何の障にも不罷成、御重寶なる儀に奉存と申上る。〔同上〕

此れが大藏太夫の意見だ。家康たるもの、焉んぞ斯言に耳を傾けざるを得んやだ。

家康つ探
鑛命令

家康公聞召れて、夫は其方一人の工夫か、又は誰ぞ其道に功者の申を聞ての事かと、御尋遊さる。大藏承り上意の如く、上方には金山に掛り候功者多く有之に付て、其者共の物語仕候を、常々承り及候と申上るに付、然らば汝の家の所作止、金を掘奉行にならぬかと仰らる。大藏承り、何分にも奉畏候と御請を申、家の業を弟子に譲、國々の山師を呼集め、是を召つれて、伊豆の國へ山入致し、掘子をよせて晝夜のさかひなく、掘せけるに、積り通り山も榮へ、過分の金銀を掘出し、江戸の御城へ納上るに付、家康公御機嫌不淺、則大藏を大久保石見守になされ、武州八王子にて、知行下され、瀧山に住居を構へ、金に掛る手代役の者、上下數百人、與力、同心の如く召仕、後々は伊豆の山計に不限、關々所々に於て、金山を見立、佐渡の國へも渡り、金山の仕置申付る。(同上)

長安に關
する一説

又此一説には、
大久保石見事は、甲州武田之内、大藏太夫と申猿樂の子也。無双之才覺者故、信玄取立、兄は土屋同名にして、土屋新之丞と申候て、長篠にて討死、弟は藤十郎、

石見是也、甲斐御入國(家康)之時、日下部兵右衛門に取入、御目見得仕、御所造作之指圖並細川殿御物數寄之風呂之指圖に而、兵右衛門所へ、桑木風呂作申條を、御覽被成、可被召仕由に而、大久保相州(忠隣)に御預、後に相州同名に被仰付、御代官を仕、大久保十兵衛と申、勘定方才覺有之、石見、伊豆、佐渡等の金山奉行被仰付、國奉行に而評定衆之なみに加判仕、無双之おごり者、名譽之儀也。

(慶長年録)

財産作り
の適材

何れにしても家康は、大久保長安に於て、其の適材を見出した、長安自身の運命は別として、家康の爲めには、良に幸運であつたに相違ない。

【三六】 家康の収入と貯蓄

鑛業利得
の多大

家康が鑛業方面より獲得したる利益の、幾許なるかは、今ま茲に正確に語る可

佐渡石見
加の産出増

さでないが、然も其の多大であつたことは、疑ふ迄もない。
此比(慶長七年)より佐渡國に銀倍増し、一萬貫目餘上え被納。先代越後景勝、彼國領納之時分は、わづかなりしと云々。

又石見國金山も、倍増して、四五千貫目被納。是も先代毛利輝元の時は、僅の義也。家康公分國になりしより如此。

右之兩國、大久保石見守拜領也。但金山の義は、彼人爲代官、銀は上え右之通被收。毎年石見守三月佐渡え相下、八月伏見へ上、九月十月者石見國え下。是金山相改、彌銀多分爲可被納也。(當代記)

石見銀山
産出額

又た『岩見國名跡考』には、左の記事がある。

銀山、慶長五庚子年より、徳川家の料となりて、彦坂小刑部といふを奉行とし。次に、大久保十兵衛長安を奉行とす。之を後に石見守と云ふ。同七壬寅年に至り、獲る所の白銀二萬五千斤とぞ。此間の事にや、安原備中と云人、採銀の事に功あり、登坂の時、徳川東照公より、御目見へを仰付られ、陣羽織陣扇を拜領す。

今に清水寺の寶物となれり

亦た以て家康が、如何に鑛業の發展を、獎勵したか、想ひやらるゝ。

又た『當代記』の慶長十一年正月二日の項に、

伊豆金山
の増加

伊豆國金山に銀子多可出と云々。大方は佐渡國より出る程も可有之と云也。此已前代官彦坂小刑部たりしを引替、向後大久保石見守可爲代官と也。大方は土百目に、銀百目の積になる。是は金子と銀とまじり出と也。(當代記)

又た同年十一月の項に、

伊豆行金
掘募集

此比伊豆國金山え行、金可鑿之由、京中に札立同諸國より下事不知其數(同上)とある。此れは云ふ迄もなく、大久保長安が、伊豆鑛山開鑿の手段であつたらう

又た慶長十三年四月の項に、

南部松前
鑛山

奥州南部に有金とて、金鑿共彼山え自佐渡國相下、始は無際限出けるが、聽而出止。又金鑿共松前え下、松前之主、彼地兵糧乏間、已來飢饉兆なりとて、不能許容。云々。(同上)

又た慶長十四年十月の項に

土肥鑛山

相模國土井(肥)山に、□(金)出けるとて、大久保石見守を被遣此所は大久保相模守拜領の地也、定而已來は替地を可被遣か。〔同上〕

鑛業方面に活躍

とある。家康が大久保長安を使役して、鑛業方面に活動せしめたる模様、以て想ふ可しだ。家康が是等鑛山の収入より、幾許の貯蓄を得たかは、明白でないが、彼が慶長十年將軍職を嗣子秀忠に譲りて、駿府に退隱するや、彼は實に左記の如く、其の金銀を秀忠に與へた。

秀忠への金銀譲與

駿府へ移らせ給ひし年の十月、江戸へおはして、これまで江戸の西城へ貯へ置れし黄金三萬枚、銀子一萬三千貫を、そのまゝ、將軍家へ進せらる。その時江戸の老臣へ仰ありしは、これは御身の奉養にもち給はず、天下の物と思召して、此うへにも積貯へ給ふべし、平常の國費は、年毎の入額もて辨じ、成たけ浮費を省き、金貨を多く貯へ給ふべし。かく貯へ給へと云ふは、何の爲めなれば、第一は軍國の費用に備へ、第二は不虞の大災にて、御居城はじめ、城下の士民

迄焼亡にあひて困難せむに、之を賑救あらむ爲め、第三は日本國中に守護地頭を建置て、萬民飢渴せざらん設はあるなれど、またいかなる凶荒打續て、そが力も及ばざる時には、上より守護地頭に力を添へて、それ〴〵に頒布して、救荒の政を施されむが爲なり。これぞ天下の主たる者の本意なれ。かゝるをもて、當年の入額何程餘分ありとも、あだに心得て、さまで功績なき者に、謾りに新地與る事あるべからず。〔駿河土産〕

久能山貯藏の金銀

家康は斯く其の金銀を秀忠に譲つたが、彼が元和二年四月逝くや、久能山に彼が貯藏したる金銀は黄金九十四萬兩、銀四萬九千五百三十貫目、銀錢五百五十兩あつた。彼が如何に國の經濟と、家の經濟とに、拔目無かつたかは、此れにて知るに餘りある。

一部は秀吉の蓄積を取る

彼が鑛山以外の収入の一は、固より秀吉の蓄積したものを、その儘收得した事も記憶せねばならぬ。

三月廿五日(慶長十二年)此度下荷物之内、金銀百五拾駄有之。是は町々傳馬也

一駄に金は六百枚云々。(當代記)

閏卯月十九日、金銀八十駄、自伏見駿河へ下。(同上)

是等は固より上方より取寄せたるものなれば、秀吉の貯蓄の一部分であつたことは、分明だ。又大阪落城の後に、

大阪沒收金

六月二日(慶長二十年)大坂沒收金貳萬八千六十枚、銀貳萬四千枚、京著則安藤對馬守後藤少(庄)三郎改爲持上洛則出御前云々。(當代記)

尙ほ是の以外に、金銀千枚、吹分銅もあつたと云へば、如何に諸將士への賞賜は寛大であつたとするも、徳川幕府の所得は、決して僅少ではなかつたであらう。

家康の通貨鑄造

金貨不便

金貨もそのかみはたゞ大判金、又は砂金のみを通用していと不便の事なり。豊臣家の頃は國々よりすねかれ、こゝし金、ばづし金等、さまざまの雜金を京にのぼせ、銀と引きかふる事にて、兌換するもの、これを査檢するにいとまなきを苦しめり。其頃關東にては金見役といふを設けられ、後世の一兩判の如き大きさを黒判にして通行せ

後藤光次
の建議に
て新鑄

られき。はじめ八州の主とならせられしとき、京の職工後藤の族に庄三郎光次と云ふをめし下し給ひしが、このもの元より聰明にして才幹ある者なれば、御側ちかく召使はれ、寵眷なみならず。或時光次に仰せられしは、我若天下一統せむには汝がのぞみ何にてもかなへてとらせんとありしかば、光次某世に望みなし、唯今世に通行する所の黄金重大にして不便なれば、これを四分にして新鑄せしめば、何ばかりの國益ならんと申し上げしかば、尊慮にかなひ、御一統ありて後、小判金を作り出さしめ、慶長十年又光次か建議にて小判金を四分にして壹分判を鑄造ありしかば、天下いよゝゝその輕便を歡びて、今二百餘年の後までも通貨といふことほる事なし。又銀も往古は諸國の銀鑛よりほり出せしを、灰吹にせしまゝにて通行せしかど、定價もなければ、世人なべて交易に艱困す。慶長六年六月、大津の代官末吉勘兵衛利方建言せしかば、銀價定らざるよりして諸物の價も亦ひとしからず、今よりは官府にてその制を定め給へ、と申すにより、新に銀座を設けられ、利方もてその頭役となし、後藤庄三郎光次とおなじくこれを管轄せしめ、新に銀の品位を定め、丁銀小粒銀を鑄出して通行せしめ、これまで世上にある所の灰吹銀、潰銀及鑛穴よりほり出せしもの皆座に持ち來り、新銀と兌換して、いよゝゝさかむに鑄銚ありしかば、これよりして天下の物價もおのづから一定し、金銀の通行いさゝか障礙なく、萬民みな御仁政の貨幣の上までに及ぼし、至らぬ限なき膏澤の程をかしくみ奉りけるとなん。

末吉利方
の建言に
て新鑄銀
座を設く

第八章 家康と朝鮮修交

【三七】 家康の對外方針

家康は開國者の一人

家康は極端なる階級制度の維持者であり、厲行者である。家康は人口の移動を防止した。家康は自國（日本中の或る國）の密事を他國（日本中の或る國）に漏洩するを禁遏した。〔參照 二六、武家諸法度の精神、二九、三〇、三一、禁中及公家諸法度（一、二、三）〕如上の原則から演繹すれば、家康の政策は、到底鎖國に歸著す可きである。然も家康彼自身は、決して鎖國者ではなかつた。彼は寧ろ當時の氣運に伴隨したる、開國者の第一人であつた。

外國と事端を開くを欲せず

開國者たる意義に於ては、秀吉と家康とに、差別は無かつた。但だ家康は平和的開國者であつて、然も自から進んで他國を侵掠するが如きは、彼の斷じて欲せぬ所であつた。侵掠は愚るか、他國と事を構ふるは、彼の最も好む所でなかつた。

只通商貿易のみ

乃ち彼が朝鮮に對して、其の平和の恢復に努力したのは、敢て朝鮮を畏怖したのでなく、唯だ日本と外國との無事を希ふ一點からして、此の如くあつた。家康の對外政策は、通商貿易以外に、何等の野心は無かつた。彼の此の主義は、恐らくはゴブデン、ブライト等、所謂マンチェスター派の論客の嘉尚する所であつたらう。彼は均しく開國家とは云ひつゝ、秀吉の侵略的、高壓的帝國主義とは、此の點に於て、全然其の趣を殊にしてゐる。

趨勢順應の開國策

彼は何故に開國政策を取つた乎、そは(第一)當時に於て、最も穩當の政策であつたからだ、自然の政策であつたからだ、人氣ある政策であつたからだ、即ち自然の成行に放任すれば、日本は勢ひ開國せざるを得なかつたからだ、支那は勿論、葡萄牙、西班牙、英吉利、和蘭等の諸國は、相競うて航海遠征を事としてゐた。又た呂宋、媽港、安南、東京、占城、瓜哇、柬埔寨、暹羅、六坤、太泥、滿刺加等との交通も、頻繁となつた。而して日本人の人氣も亦た、どしどし商業に海外に出掛くる勢となつて來たされば、其の趨勢に順應することが、最も輕便で、且つ賢智なる政策であ

外來品の需用

つた。

(第二)は外來品の需用の爲めであつた。當時天下は泰平となり、上流社會の生活は躍進、超乘した。然も之れが供給は、概して外來品に仰がざるを得なかつた。而して一切の海外貿易を禁止する際には、第一に當惑したものは、商人よりも、寧ろ外來品の需用者たる上流社會であつた。而して其の中に、家康をも數ふ可きは、勿論だ。家康は單に軍國の大目的の爲めに、外品を使用した。例せば關原役前に、火藥、鉛等を購ひ、大阪役前に、大砲を購うた類。外其の日常の使用品にも、能く外來品を使用した。其の證據は、久能山、若くは日光に於ける、彼の遺物を見れば、分明だ。外來品の甲冑は勿論、短銃、時計、小刀、鉛筆の類、枚舉に遑あらぬ程だ。(第三)彼は單に外來品を利用したのみでなく、必ず貿易其物の利益に著眼した。海外貿易の利益は、足利氏末期以來、何れの大名も、皆な相競うて之を事とし、此れが爲めに、心にもなき假面的耶蘇教の信徒とさへなつた者も、少くなかつた。家康程の經濟思想ある者が、之を見逃す可き理由はない。

貿易其物の益

海外知識の欲求

(第四)家康は、海外の知識を欲求し、且つ之を利用する點に於て當時の第一人であつた。彼が英人安針蘭人八重洲を採用したるを見れば、以て其の平生を知る可しである。

政治に斷ち商業に結ぶ

要するに家康は、海外と政治上の葛藤を絶ち、商業上の關係を厚くするが、彼の對外方針であつた。如何に彼が開國者であつても、耶蘇教及び耶蘇教徒に對して、秀吉以來の方針を嚴守し、更らに之を厲行した所以のものは、決して耶蘇教其物に對して、惡意を有するでなく、唯だ國家の治安と、兩立す可きものでないと認められた故であつた。

治安と兩立する開國の間

故に如何に開國が好きでも、若し國家の治安、切に言へば、徳川幕府の治安と兩立せぬ場合には、固より之を犠牲とするを辭せなかつた。但だ家康の時代迄は、形勢がそれ程迄に切迫しなかつたから、其の一代の間は、平和的開國政策を遂行するを得た。

【三八】 朝鮮修交の第一著手

家康の平和主義

家康の海外方針は、平和的開國主義であつた。若しくは開國的平和主義であつた然も、彼は平和と開國と、何れが大切かと云へば、固より平和であつた。彼が對外思想は、平和であつた。而して此の平和の思想が、徳川幕府の末期迄一貫した。徳川幕府外交の不振の理由は、必ずしも嘉永安政に始まつたのではなかつた。それは家康が征夷大將軍となる以前からの事だ。即ち切言すれば、飽迄も海外に向つて、事無れがしの主義が、外國及び外人に對し、腫物に觸るゝ様なる、政策を取らしむるに至つたのだ。即ち其の病根は、頗る深しと云はねばならぬ。

* * * * *

朝鮮役始末の責任者

朝鮮役の始末を付くるの責任は、當然家康の双肩に掛つた。併し當時の朝鮮は、既に疲弊の極に達し、日本に向つて、復讐の軍を起す。杯は、以ての外であつた。而

して明國の來援軍の如きも、唯だ一日も速かに自國に引き揚げんことを希うてゐた。されば通交斷絶は、その儘として、日本に於て、何等の心配も、掛念もなかつた。

朝鮮に和親申送り

然るに家康は、頻りに朝鮮との交通を復舊せしむ可く心配した。即ち關原役の前年、慶長四年の頃、對馬の宗義智をして、和親の議を申し向けしめた。宗義智は、それから慶長六年に至る迄、四度使者を送つた。當初の三度は、何れも明將の爲めに擒にせられ、北京に護送せられた。慶長六年、四度目の使者石田甚左衛門が、始めて朝鮮からの返書を得て還ることが能うた。それには若し日本に和親を欲する誠意があらば、先づ朝鮮の俘虜を刷還せよ、相談はそれからの事だと云うて來た。

俘虜刷還

此に於て宗義智は、更らに井出彌六左衛門智正を遣はし、俘虜を送り、且つ之を諸州に求めて、陸續送り返した。又た宗義智は、其の國老柳川調信と相談し、朝鮮の邊民一名を捕へ來つて、我が和親を求むるの意を申し含め、その手蔓により

朝鮮返書

て、協商の途を開かんと企て、井出智正に副へて、同人を歸らしめた。

然るに朝鮮では、斯る小細工では承知しなかつた。朝鮮の禮曹から柳川調信への返書には、斯る事は兒戯に類する。假令數萬人の邊民を捕へ來つたとて、それは無益だ。壬辰以來、天朝(明)將を遣はし、我が國事を治めしむ。我は細事と雖も、自から専らにすること能はぬ。況んや講和の如き大事に於てをやだ。但だ足下深く舊惡を改め、誠を盡し、天將(明將)をして疑ふ所なからしめば、和議或は成る可しとの返事を與へた。

宗氏の和親熱望

對馬に於ては、朝鮮との和議は、宗氏が家康に對する重大の責任のみでなく、又た宗氏自衛の爲めに必要だ。別言すれば、宗氏は朝鮮と交通斷絶しては、自から立つ能はざる境遇に在るのだ。されば彼が此の際に努力したのは、固より自存、自立、自衛の必要あつたが爲めだ。

宗氏の威嚇

宗氏は更らに小野新十郎なる者を遣はし、和議を謀らしめた。宗氏は能く朝鮮の内狀を知つてゐたから、屢々威嚇した。或は和を許さざれば、毎年農民を遣は

して、禾稼を刈り取らしむ可しと云ひ、或は今再び一戦して、後に交を絶たん杯と云うた。惟ふに家康も亦た宗氏をして朝鮮再征の評判を宣傳せしめたかも知れぬ。固より家康に其の心なきは勿論で、斯る風説を笑倒するものは、内地に於ては直江兼續一人に限つた譯ではなかつたであらう。〔參照 關原役、三〇、三三〕

一、直江兼續の答書(一、二二)

併し朝鮮では、隨分此の威嚇に脅かされた何は兎もあれ、我が慶長八年―萬曆三十一年―朝鮮の僉知鄭某、錄事孫文彧對馬に來りて、我が國情を探るととなつた。當時恰も俘虜として薩摩にありたる金光歸國の爲め、對馬に立ち寄りたれば、彼に委細を申し含めて歸國せしめた。

【三九】 松雲の使命

朝鮮の恐怖
松雲を
派す

對馬より屢々提議したる和親一件が、如何に朝鮮に受取られたるかは、左の記事にて判知る。

對馬島は土薄く民窮す、専ら貢船、賞賜轉販を以て、生を資く、而して壬辰和絶えて此利を失ふ、故に島倭、和を通じ、故に復せんと欲す。日本に言へば、則ち曰く、朝鮮和を復せんことを請ふ。我國(朝鮮)に言へば、則ち曰く、若し和を許さずんば、必ず復た兵禍を致さむ。甲辰(慶長九年)春、潜に擄はれたる人金光を遣はし、逃げ來りたる者の如くして、倭復た來り寇せんと言ふ。且庚寅(天正十八年)黄允吉等賚らし去る書契を持して、信と爲す。蓋し島倭庚寅の書契を、日本掌故者より盜み得て、潜かに金光に授け、日本より親任せらるゝ者の如くして、以て恐怖の地と爲す。朝廷果して大に惧れ、惟政(曾松雲)を遣はし、海を渡り、形勢を探り、以て來らしむ。此れ和議の由りて起る所也。〔燃黎室記述〕

此れにて如何に金光の遊説が、朝鮮の政府を動かしたか、想像せらるゝ。朝鮮人は此の和親を以て、全く對馬人の細工と見做してゐた。朝鮮人からすれば、斯

勿論だ、日本から朝鮮に刷還した俘虜の數は、慶長六年より九年にかけて、男女一千七百二人〔寛政重修諸家譜〕と云へば、如何に此方から朝鮮との和親恢復に最めたかは、以て知る可しだ。

松雲對馬に來る

兎も角も朝鮮は、宗氏の希望通りに、慶長九年には對馬の民が、釜山浦に來りて貿易するを許した、而して朝鮮の僧惟政（松雲）と孫文彥と、對馬に來りて、彌々隣交を復するに就て、悉く朝鮮の俘虜を刷還せんことを請うた、義智は此の兩使を對馬に留置し、其の老臣柳川調信を江戸に遣はし、其の旨を家康に告げた當時、家康は秀忠と相伴ひ、上洛せんとする豫定であつたから、朝鮮の兩使を、上方にて引見す可しと告げた、調信は旨を承けて歸國し、義智は兩使を伴ひ、慶長九年十二月廿七日、京都に入り、本法寺に兩使を館せしめ、明年家康父子の上洛を待たしめた。

朝鮮兩使上京

朝鮮亦た和親希望

此夏（慶長九年）自高麗爲使淨（松雲）大師と云僧來。家康公關東下向し給（已）後、京

著す。依之翌年春迄在京、家康公曰（のたまひぬ）旨を得、高麗へ歸朝、彼使之様子は、先年秀吉公高麗へ人數被渡已來、自明朝高麗人數を置、彼番手之衆、狼藉不可勝計、爲之迷惑す。日本無事於相究者、明朝衆相返、如前々有度之由云々。（當代記）

宗氏威嚇の利き目

此れにて見れば、講和を希望したのは、日本側のみではなかつた様だ、併し其の理由は、必ずしも明兵の狼藉に當惑した爲めではあるまい、何となれば、萬曆廿八年、我が慶長五年には、明の來援の諸將の大半は、朝鮮を引上げ、唯だ萬世徳李承勳、杜潛等が二萬四千の兵を、京城に屯してゐたが、それも萬曆二十九年、我が慶長六年の九月には、全部撤退した、されば慶長七年以降は、如何に明兵の狼藉に當惑せんとするも、明兵が一人も居ないからには、其の掛念は無き筈だ、併し明兵の狼藉の記憶尙ほ新なれば、再び之を繰り返すことを慮れたと云へば、それも一の理由だ、但だそれよりも有力なる理由は、再び日本兵に侵さるゝことを掛念したのであらう、別言すれば、宗義智の威嚇が、利き目のあつた爲めであらう。

物松雲の人

抑、此の松雲なるものは、朝鮮役に於て、大立者の一人であつた。彼と接觸したる加藤清正等は、彼を醇乎として醇なる清僧、高僧として待遇したが、然も彼は、僧衣を著けたる油斷のならぬ外交者であり、策士であつた。〔參照 朝鮮役中卷、八八、第一回松雲と清正との會見。 八九、第二回松雲と清正との會見。 同下卷、六、清正松雲との會見を謝絶す〕

朝鮮使者松雲來朝

彼方より望みとありせば許容せむ
御内意相違なきの返答

慶長七壬寅年、宗對馬守義智江戶に伺候しける折、家康公仰に云、太閤秀吉、朝鮮征伐の後、兩國の交り斷絶せり。當代朝鮮に對し更に遺恨なし、彼方和睦望あらば御許容なるべし。然れども此方より仰せ入らるべき儀に非ず。汝が心得にて彼國の内意を聞届け言上すべしと云々。義智御暇を給りて歸國し、其趣き朝鮮釜山浦へ使者を渡し、國都へ申し遣すと云へども、朝鮮猶恐れ疑て信ぜず。八年癸卯、朝鮮の鄭同智、孫文或、對馬に來り、日本の御政道を尋ね問て、和睦のこと信偽を慥に聞届たき由申ければ、義智和睦の御内意相違あるべからざる旨を兩人に申し聞す。其比朝鮮王の所縁なりける金光と云る者、生口となりて薩摩にありけるが、朝鮮へ歸らんとて、對馬

松雲大師等來る

蘇長老も同道上京

へ立寄逗留しける内なれば、義智委細金光にも云ひ含めて、兩使に添て歸國せしめける。其時筆談、蘇長老記之。
九年甲辰、朝鮮の僧松雲大師、併録事孫文或、對馬に來りて、義智に逢て彌様子を尋問ひ、和睦の儀御許容なるべきに於ては、江戶へ罷り下り、朝鮮王忝く存ぜらるゝの趣御禮申し上べし、若なほ滞ることあらば、對馬より先づ歸るべしとの義なりと云々。義智即ち對馬に留め置、家老柳川下野守調信を江戶へ遣し、其のをもむきを言上しければ、家康公仰に云、來年秀忠公御同道にて御上洛あるべし、其節京都にて朝鮮使者の禮を御受あるべし、對馬守松雲を召連罷り上り、京都にて待ち奉るべしと仰出さる。調信急ぎ歸國して義智に上意の趣を申し聞せ、松雲にも語りければ、安堵の喜をなすこと限なし。即義智并調信對馬を發足し、松雲并録事同道にて上洛す。其比朝鮮對馬往來書簡の役人たるに依て蘇長老も同道す。十二月廿七日京都に著ければ、板倉伊賀守奉て、本法寺を旅宿と定め馳走す、此寺にて越年す。方長老蘇長老の弟子なる故同道せり。〔方長老口上覺書〕

〔四〇〕 日本と朝鮮との國交恢復の前提

朝鮮使者
家康に謁す

豫定の如く、家康は慶長十年二月十九日、江戸より伏見に著した。三月五日本多正信、僧承兌を接待役として、孫文或、松雲の兩使を引見した。

慶長十年乙巳三(二)月、家康公秀忠公御上洛。兼て伊賀守(板倉勝重)に仰付られ、朝鮮の使者に、御上洛の行列を見物せしむべしとの事によりて、松雲録事等、大津の追分迄罷出、拜し奉る。同三月、家康公は伏見に御座あり、秀忠公は京都に御座あり。本多佐渡守、兌長老を御使として、松雲に對面、和議相定まる。家康公仰に曰く、當年天下を秀忠公へ御讓あるべし、朝鮮の使者、此度は伏見へ御禮申上べしと云々。是により四日、義智、調信等、松雲録事を同道し、伏見へ参り、登城、御目見事畢て、御暇を賜る。義智、肥前田代にて加増二千石給る。蘇(玄蘇)長老紫衣を許さる。〔方長老口上覺書〕

謁見は首尾克く濟んだ而して、彼等は無事歸國した。

朝鮮使者
歸國

此度は秀忠公へは、御目見に及ばずして、三月廿七日出京、四月十五日對馬へ歸著す。松雲本國へ歸り、此由を申ければ、朝鮮國王甚だ満足し、此度の報恩に、調信に嘉善大夫の位を授け、衣冠を賜る。對馬守は、朝鮮の官位を受べき身にあらざれば、其儀に及ばずして、柳川を賞しけるなるべし。〔方長老口上覺書〕

松雲の爲
め刷還俘
虜數

松雲の爲めに、日本から刷還したる俘虜は、萬曆三十三年(慶長十年)惟政(松雲)還自日本、刷還我國男婦三千餘口。〔國朝寶鑑〕果して三千餘人であつた乎、否乎は保證の限りでないが、其の多數であつたことは、間違あるまい。

朝鮮の二
個條要求

併し國交の恢復は、此れにて完全とは云はれなかつた。慶長十一年―萬曆三十四年―七月、朝鮮の禮曹參議成以文から書を宗義智に送り、二個條の要求を持ち出した。第一は、家康から先づ國書を送る事、第二は、朝鮮役に、朝鮮先王の陵墓を犯したる賊を捕へて送る事であつた。此れには宗氏は、餘程閉口した。如何に家康が講和に熱心であればとて、斯くすれば、我より平身低頭して、和を請ふ

ことになる。斯る問題を、まさか家康に向つて要請する譯には參らぬ。さりとして之を拒めば、所謂九仞の功を、一簣に缺くことになる。此に於て宗義智の老臣柳川調信は、島川内匠と相議して、國書を偽造した。〔外蕃通書〕而して其の領内の罪人を縛して、此れを犯陵の賊として送つた。

和親成立

此れが胡麻化しであることは、誰にでも分明だ。何故なれば此の賊は、今漸く二十餘歳の青年で、朝鮮役の際には、兒童に他ならぬからだ。朝鮮國王は、此の事をば、廟堂の議に懸けた。李德馨、李恒福、尹承勳、李廷龜等は、何れも此の二人を犯陵の賊とするは、神明を欺侮し、倭人の詐術に陥るものであるとして、極論したが、王は柳永慶の議に従ひ、二人を市に斬り、使を明に遣はし、之を奏して、此に日本と朝鮮との和親は成立した。

朝鮮和親論者非

元來朝鮮には、和親説と否和親説とがあつた。然も柳永慶が領議政となるに及び、彼は從來朝鮮王が講和を喜ばざりし際には、最も熱心の否講和論者であつたに拘らず、今は前説を改め、家康は豊臣氏を廢して、之に代りたるものなれば、

我が讎にあらずとの辭柄の下に、僉知金繼信を使として、前記の註文を宗義智に致さしめたのだ。されば其の犯陵の賊が、何人であるかは、敢て彼の問ふ所ではなかつた。唯だ此れにて朝鮮の面目さへ立つれば、それにて彼は満足してゐた。而して彼の満足してゐたのは、固より朝鮮國王が満足してゐたからだ。

己酉約條成る

斯くて萬曆三十五年―慶長十二年―正月、僉知呂祐吉、校理慶暹、佐郎丁好寛を日本に遣はすことゝした。然も、通信使と稱するを嫌ひ、特に改めて回答使と稱し、書狀官を改めて、從事官と稱した。斯くて光海王の元年―慶長十四年―に、通商の約を議し、己酉約條を定め、此の如くして二十餘年の葛藤は、漸く解決して、舊交を復するに至つた。

其の顛末は、此れから語るであらう。

【四一】對馬者朝鮮國王の書簡を改作す

朝鮮回答使來る

朝鮮は兎も角も、日本が其の要求に應じたから、其の回答使として、正使呂祐吉、副使慶暹、丁好寬以下二百七十餘人を送つた。十二年正月、彼等は先づ對馬に來りて、禮曹よりの書狀を宗義智に渡した。其の意味は、犯陵の賊は、罪狀を自白せず、ざりとて約束もあることだから、信義を守りて、此の使者を送ると云ふことであつた。

進物督調

十二年丁未、朝鮮の三使、呂祐吉、慶暹、丁好寬來朝す。先對馬に逗留し、御禮の儀式を相談す。進物の品々、松雲時例にて、輕微なりければ對馬にて各相談して、松雲は對馬まで來て、御機嫌を伺ひ、御禮をも申せとのことなれば、必しも上への御使とは云がたし。此度は上意にて秀忠公御家督御喜の信使なれば、餘り輕くては如何あるべし。且つは朝鮮の外聞なればとて、三使え談合し、進物を調へ加て、別副を書改めけるとなん。

回答使江戸に至る

此に於て三月廿二日、義智並柳川豐前守景直調信、蘇長老等、三使を同道して、對馬を出で、四月上洛し、大徳寺に旅宿し、閏四月六日出京關東に下向、先づ駿府に參り、家康公へ御禮申上ぐべしと伺ければ、此度は兼て仰付けらるゝ如く、秀忠公への御禮なれば、先直に江戸へ下り、歸路駿府へ參るべしと仰出さる。依之先づ江戸に參向し、秀忠公へ御禮申し上げ、朝鮮王の書翰を捧げて、進物を献じ、御返簡を賜て、御暇下さる。御返簡は、兌長老承兌、倍長老元倍相談して調進す。

駿府に家康に調す

六月御暇を賜り、歸路に駿府に參り、家康公え御目見え申上、本多上野介宅にて飲食し、即ち御暇を賜り歸國す。此度先例に依て、柳川豐前守景直嘉善大夫に任ず。〔方長老口上覺書〕

對馬者の信書偽造

概略の事實は、先づ此の通りだ而して對馬者は、曩きに徳川幕府の國書を贋造した如く、亦た朝鮮の國書をも、此方に都合善き様、中間に於て改削した。今ま近藤守重の外蕃通書によりて、朝鮮使節の携へ來りたる原書と對馬にて改削し

原新兩書の比較

て、幕府に呈したる書とを比例すれば、左の如き異同がある

朝鮮王李昭奉復（對馬本復を刪りて書と改む）日本國王殿下交隣有道自古而然、二百年來海不揚何莫非天朝之賜而弊邦亦何負於貴國也哉壬辰之變無故動兵構禍極慘而至（對馬本此二字なし）及先王丘墓弊邦君臣痛心切骨義不與貴國共戴一天六七年來馬島雖以和事爲請實是弊邦所恥（對馬本承聞の二字を加ふ）今者貴國（對馬本此以下乃謂までの十字を刪り去る）革舊而新問札先及乃謂改前代非者致欸至此苟如斯說（對馬本此の十三字を改て改前代之非行舊交之道苟如斯則の十四字に作る）豈非兩國生靈之福也茲（對馬本故字に改む）馳使价庸答來意（對馬本庸以下の四字を改めて以爲和好之驗）不腆土宜具在（對馬本載に作る）別幅統希盛亮萬曆參拾伍年正月日

右譯文

朝鮮王李昭奉復す（對馬本復を刪りて書と改む）日本國王殿下交隣道あり古より然り、二百年來海揚らず何ぞ天朝の賜に非ざるなからんや而して弊邦

亦何ぞ貴國に負かんや壬辰の變故なくして兵を動かす構禍慘を極め而して（對馬本而至二字なし）先王の丘墓に及ぶに至り弊邦君臣痛心切骨義貴國と共に一天を戴かず六七年來馬島和事を以て請を爲すと雖實に是弊邦の恥づる所（對馬本承聞の二字を加ふ）今は貴國（對馬本此以下乃謂までの十字を刪り去る）舊を革めて新に問札先及ぶ乃ち謂ふ前代の非を改むる者欸を致し此に至る苟も斯の說の如くんば（對馬本此の十三字を改て前代の非行を改め舊交の道苟も斯の如くんば則ちの十四字に作る）豈兩國生靈の福に非ずや茲に（對馬本故字に改む）使价を馳せて庸て來意に答ふ（對馬本庸以下の四字を改めて以て和好の驗となす）不腆の土宜具して別幅に在り（對馬本載せてに作る）統て盛亮を希ふ萬曆三十五年正月日

對馬者の小細工

以上對照すれば朝鮮原書は百五十八字、對馬贗造本は百五十字、其の相違は、八字の出入に過ぎぬが、其の意味は、頗る相違がある、即ち原書は復書であるを對

馬では奉書と改めた朝鮮では日本から先づ書を送りて、和好申請の旨を通じたから、其の答書を携帶せしめたと云ふのだ。然るにそれを改めて、單に朝鮮の方から、日本に書を送るとしたのであるから、受身の朝鮮が、働身の朝鮮と早換りしたのだ。問札先及の句を刪つたのも、對馬者が、中間にて小細工を爲した尻尾を隠さんが爲めだ。庸答來意の字を改めて、以爲和好之驗も、是れ亦た從前の小細工の痕跡を胡麻化す可き餘儀なき窮策だ。

近藤守重の觀察

守重云、是對州朝鮮の奸臣、相謀り、中途に於て、彼國王の復書を敗棄し、復書中の字を、點綴改換して、來書の體に擬製するものに疑なし。其故は前年對島凶奸の陪臣、和儀の速に成らんことを欲し、僞て神君(家康)の御書を矯作し、枉て彼國の請に従ふ、彼國前言を履み、國王其復書を奉り、併せて禮使を差遣す。其復書は即是なり、復書中の字を、矯竄改寫するものは、對馬前年神君の御書を矯作せし蹤跡を揜沒せむが爲なり。其狡黠憎むべし。〔外蕃通書〕

幕吏知つ

流石に近藤守重は、眼識ありと云ふ可しだ。聞く所によれば、此の贋作書簡は、紙

して黙認せしか

質も、書風も、印書も、一見贋作たること分明だと云ふ。〔辻博士著、海外交通史話〕然るに其の儘、當時幕府執政者の看破する所とならなかつたのは、意外千萬だ。或は對馬の贋作たるを黙認して、寧ろ其の成功を焦慮するの餘、之を通過せしめたのではあるまい乎。

萬曆三十五年朝鮮國書

對馬奸臣
朝鮮奸臣
と朝鮮
使と合謀
矯作

守重按に、是朝鮮國王獻書の始なり。其眞本御文庫に現存す。守重等が掌る所の者なり。其横は龜朱漆、其國書は白蘭紙、縦二尺許、横三尺餘、白き卦引あり。其書式は、朝鮮日本平行、天朝擡頭、年號朝鮮平行なり。其他字數行數みな圈段の如し。端楷細書、字の大きき蠅頭に似たり。姓某の處に、みな朱印を踏む。其印方二寸五分、爲政以德の四象陽文なり。外面は右邊に奉書と書し、左邊に日本國王殿下と書し、合符の處に、朝鮮國王姓某謹封と書し、姓名の處に、亦朱印を踏む。李哈は昭敬王の事にて、明の隆慶元年即位す。萬曆三十五年丁未は、其三十八年なり。再按に、此書は對州の奸臣と朝鮮の黠使と謀り合せて矯作する者なるべし。〔外蕃通書〕

〔四二〕 江戸及び駿府に於ける朝鮮使節

朝鮮使節
途中の模
様

尙ほ朝鮮使節の江戸に赴ける途中の模様は、左の通りであつた。

此渡海之衆、何も衣裳さらびやかならず、不審と云々。勅使三人乗物、此の三つの乗物は、高麗よりの乗物也。上々官人と右二人は、白木の乗物也。馬に乘事一段上手也。〔當代記〕

進物日録

斯くて彼等は、慶長十二年閏四月六日、京都を出立し、同二十四日江戸本誓寺に到着した。而して彼等が將軍秀忠に謁見して、進献したる品物は、左の通りであつた。

公方様、勅使御對面者、五月六日午刻也。朝鮮國王御音信之物、勅使無登城以前に、御殿廣縁臺に載並置也。一、大鷹五十連、一人參二百斤、一、帽段二百卷、一、虎皮三十張、一、豹皮二十張、一、青皮十張、一、白苧布三十疋、一、黑麻布三十疋、一、紬五十疋、一、花蓆二十枚、一、紙五十帖一帖廿五枚宛以上十一色也。此内鷹廿七連、遠路落申故、

殘鷹不居、目錄に而披露也。〔林春齋筆記〕

然るに朝鮮國王の原文には、

進物増加
の跡歴々

白苧參拾匹、黑麻布參拾匹、白綿紬伍拾匹、人參伍拾觔、彩花蓆貳拾張、虎皮壹拾張、豹皮伍皮、厚白紙伍拾卷、清蜜壹拾器、黃蜜壹百觔、青斜皮壹拾張とあれば鷹の五十連や、人參の五十斤を二百斤と増加し、虎皮の十張を三十張とし、豹皮の五張を二十張としたことや、何れも對馬に於て、細工したる跡が、歴歴と見えてゐる。

秀忠答書

而して所謂る秀忠の答書なるものは、僧承兌の手に成りたるものにて、左の通りである。

日本國源秀忠、奉復朝鮮國王殿下。玉章落手、拜披薰讀、卷舒罔措、不勝歡悰。矧又、件祐吉、慶暹、丁好寬之三使、不遠千里海陸、到弊邦、而傳靈區異產、如別幅所載、件件納受、懇情益深、感愧交加、夫吾邦於貴國、結隣盟者、所從來太久矣、今也、要修舊交於弊邦、弊邦亦何存、疎志、勢利之交、古人所羞、只宜以信義爲維、時綠竹風靜、黃

梅雨香伏乞順序保査不宣。

日本國 源 秀 忠

慶長十二年丁未五月 日

右譯文

日本國源秀忠朝鮮國王殿下に奉復す玉章落手拜披薰讀卷舒措くなく歡悰に勝へず劔や又呂祐吉慶暹丁好寛の三使千里の海陸を遠とせずして弊邦に到る而して靈區の異産を傳ふる別幅載する所の如く件々納受す懇情益深く感愧交加はる夫吾邦の貴國に於ける隣盟を結ぶもの従つて來る所太だ久し今や舊交を弊邦に修むるを要す弊邦亦何ぞ疎志を存せんや勢利の交りは古人の羞る所只宜しく信義を以て維とすべし時に綠竹風靜かにして黃梅雨香し伏して乞ふ順序保査せよ不宣。

日本國 源 秀 忠

慶長十二年丁未五月 日

答書引渡の狀

朝鮮の使節は左の儀式に於て上記の答書を渡された。五月十一日朝鮮國王へ公方様御返報書箱本多佐州大久保相州酒井雅樂頭爲御使勅使宿本誓寺へ來駕也勅使廣縁へ出向られ右三人の御使同縁へ呼上らるゝ也書箱を金僉知請取上座机舉也則書箱に向て勅使四度半の拜をして扱三人使を座敷へ呼入れ兩度の禮を互にせられ六人ながら曲祿に腰を掛て向ひ居らるゝ也公方様勅使御引物之事長太刀十五枝並白銀六百枚臺三つ付紙にて並べ披露也金僉知朴僉知銀百枚也……御引渡畢て以後本佐州上意よりの口狀を申演らるゝ也〔林春齋筆記〕

尙ほ彼等が家康へ謁見の狀は左の通りであつた。

五月廿日高麗人自江戸歸上今日於駿河大御所有對面進物不覺悟間當座卷物也城中未家屋不出來の間座中不久則退出本多上野所にて振舞有之。

〔當代記〕

家康に謁見の狀

又た林春齋の所記によれば、『勅使三人私に土産の物、一人參六十斤、一、白苧布三十疋、一、蜜百斤、蜜蠟百斤以上四種』とある。又た『勅使三人に具足三領、太刀三振、白銀三百枚、金銀知朴、銀知兩人に刀二腰、白銀百枚』とある。

使者優待
此の如く朝鮮の使者は秀忠からも家康からも若し優待と云ふ程でなければ、少くとも好遇せられた。然も朝鮮側に於ては、左の如き記事がある。

朝鮮側の觀察

祐吉等既到日本、不得要領而歸。倭人亦不敬待、以金盤盛糞、以泥金灑之奉進。慶暹以爲眞金、以手掬之、穢物滿手、倭人絶倒、辱君命、取侮之狀、人皆唾鄙。祐吉等同、刷還被擄人一千三百四十餘口。時源家康、廢秀吉之子、自立爲關白、傳位於其子秀忠。永慶（領議政柳永慶）以爲家康廢平氏、於我國非讎、可許和。建白遣之。秀忠不聽、勉許和之意。祐吉等恐懼、不敢辨而來。援舊例、陞嘉善、物議譁然、而恐永慶不敢言。（荷潭錄）

右譯文

祐吉等既に日本に到り、要領を得ずして歸る。倭人亦敬待せず、金盤を以て糞

を盛り、泥金を以て之に灑ぎ奉進す。慶暹以て眞金となし、手を以て之を掬ふ、穢物手に滿ち、倭人絶倒す。君命を辱め、侮を取るの狀、人皆唾鄙す。祐吉等同、被擄人一千三百四十餘口を刷還す。時に源家康、秀吉の子を廢し、自立して關白となり、位を其の子秀忠に傳ふ。永慶（領議政柳永慶）以爲く家康平氏を廢す、我國に於て讐に非ず、和を許すべしと、建白して之を遣はす。秀忠、勉和を許すの意を示す。祐吉等、恐懼し、敢て辨せずして來る。舊例を援きて、嘉善に陞す、物議譁然たり。而も永慶を恐れて、敢て言はず。

流石に朝鮮式の觀察だ。金盤に糞を盛るが如き、兒戯に類する事は、まさか當國の江戸や駿府であり得可きことではない。

尙ほ舊例を援きて、嘉善に陞すとは、方長老口上覺書に、『此度先例によりて、柳川景直、嘉善大夫に任ず』とあるに吻合す。尙ほ又た同書に、『御返簡には、日本國源秀忠とあそばされて、王の字なし。此の斷を一往申さず、歸國せるは、三使不

朝鮮三使流罪の説

念ねんなりとて、流罪せらる。』とあるが、果して然る事ありしにや、兎も角も此にて日本、朝鮮の和親の一段落を告げた。

【四三】 所謂る己酉約條

對馬者小
刀細工の
顛末

對馬者の小刀細工は、愈々出で、愈々巧妙だ。其の顛末に就ては、近藤守重の外蕃通書、最も能く真相を看破し得たるに庶幾い様だ。

先づ對馬
使者の
命

按に朝鮮通交大紀に、慶長十三年戊申萬曆三十六年、朝鮮昭敬王(宣祖)薨。此年八月、柳川景直(調信の子、豊前守)東武より至り、去年朝鮮信使(彼にては、回答使と稱す)を通せし、其の報聘として、近臣を遣はさるべけれども、彼國も亂後の故を以て、暫く我州使(對馬の使者)をして、國命を、彼國に傳ふ可きの由、神君(家康)の仰の旨ありと申せしによりて、國王使を(守重云、國王使とは、對馬國主の使

玄蘇柳川
景直

臣のこと也。渡さるに定まりしに、俄に昭敬王薨せられたりしゆへ、對馬守其事を禮曹に報じ、且國喪の變あり、未だ進香使を致されずして、先報聘使を渡されん事、恐は禮式を失に似たるべきの意を傳られしかば、彼國我使臣まで京を閉す慮ありし故。(守重按に、是は對馬の使臣に至るまでも、朝鮮の京師に入ることを許さざる内慮と云ふことなるべし。國使未だ來らず、約條未だ定ずして、先づ進香の禮を行はれんこと、事體に於て甚だ安からずと云て、肯はざりしゆへ、此年十一月報聘として、玄蘇柳川景直を渡されしなり。攷事撮要、この事を記して、日本差玄蘇、平景直、修書來謝、欲假道路、修貢大明、本國備咨撫鎮等衙門とみへたり。(守重按に、修書とは、御國書の事か、疑ふべし。然れども、彼國王の復書あれば、御國書を云ふなるべし。)十二月、兩使釜山に至る。彼國宣慰使李志完を釜山に來し、國書を受しむ。(守重按に、國書を受けしむとあれば、賜書のことを云に似たり。對州の奸詐、文意の表に露ると云べし。果して國書ならば、江戸に於て、一介の景直に御渡あるべきとも思はれず。又此大紀の前文に、暫く我州使をして、國命を彼國に傳

ふべきの由と云は、前後低悟と云べし。彌その矯作偽制の一端を鞠察するに足る。爰に於て、景直、國王使、諸殿使、及我送使、何れも上京の事、古來通信の例也と訴へしかども、宣慰使答て國有大恤、天詔疊來、當是時、上副官前詣王京、實未所安と云て、上京を許さず。且朴、金の兩譯をして、來年よりして、例の如く上京を許すべしと約せしゆへ、兩使釜山に於て、國書を渡與し。(守重云、國書を渡すと云と、又茲にみゆ。) 且其釜山を館とする事、及歲船二十隻を約條せり。特送三隻内に在り、且公貿開市求請等のことを講定したり。彼の國これを己酉約條といへりと見ゆ。(守重按に、通文館志に、萬曆己酉新定約條、日本差玄蘇、平景直來、朝廷送宣慰使李志完、別遣譯官朴大根、同訓導金李舜改定約條と云ふ。大紀に所謂る朴、金の兩譯とは、此二人のこと也。)

己酉約條
締結

偽賜書ありしならん

是對州に傳ふる處に、此時國書ありしことを明言せず。然るに國書を受しむと云ひ、又國書を渡與と云ときは、疑似の際更に明白ならず。國書復號紀事には、則云、己酉春□月、我遣使報聘、その低目に、按、國書文缺、亦是承兌所撰、朝鮮回

書見于續方策合編。(守重云、國書文缺と云は、君美(新井白石)の臆斷なるべし。然れども既に李璉(朝鮮王光海)が復書あれば、偽賜書のこととはありしならむ。思ふに又是必對馬の矯作偽制なるべし。凡朝鮮王の復書は、前の李貽(宣祖)の一書と、此李璉の書と、前後唯二通のみ。然れば其賜書の矯作に係ること疑なし。〔外蕃通書〕

元來、此の朝鮮國王李璉の書なるものは、左の通りである。

朝鮮國王
李璉の書

朝鮮國王李璉、奉復日本國王殿下、使至得惠書。(此の惠が、所謂對馬者の製造なる可し。仍審委、差兩价、渡海、足見貴邦欲修隣好、不違昔日之厚意、良々慰々、隣好之義、惟在誠々信々、不替、則實兩國之幸也。委貺別幅、益領勤欸、餘冀辱暑、起居保管、不宣。

萬曆參拾柒年伍月 日

右譯文

朝鮮國王李璉、日本國王殿下に奉復す、使至り惠書を得。(此の惠が所謂る對馬者の製造なる可し。仍つて審委して、兩价を差し海を渡らしむ。貴邦の隣好を

修せんと欲し、昔日の好意に違はざるを見るに足る良々慰々隣好の義、惟誠々信々替らざるに在り、則ち實に兩國の幸なり、委に別幅を貺ひ、益勤款を領す。餘は冀はくば辱暑起居保畜せよ不宣。

萬曆參拾柒年伍月 日

此國書對馬に留置けるか

此れは續善隣國實記にありて、其の夾註には、仙巢並智永渡時とある。仙巢は云ふ迄もなく玄蘇だ。されば此の答書は、玄蘇及び柳川景直等が、萬曆三十七年、即ち慶長十四年己酉の歲、朝鮮に赴きたる際、受取つたものだ。此の國書を彼等は受取り、その儘幕府にも差出さず、只だ對馬限りにしておいたのであらう。然も斯る復書が、突然出で來る可き筈はない。必ずその前提として、彼等が國書を勝手に製造したに相違あるまい。

矯作僞製痕跡

朝鮮通交大紀は、對馬官撰の書であれば、宗氏の爲めには、頗る曲筆する所があるが、それにも拘はらず、近藤守重が指摘したる如く、所謂る首を隠して尾を隠

さず、其の所謂る矯作僞製の痕跡を、歴々と暴露し來つたのは、如何にも笑止千萬だ。

第九章 家康と明國交通

【四四】 家康朝鮮を介して明國と交通せんと欲す

家康また
支那貿易
に意あり

家康が朝鮮と和親を恢復すべく焦慮したのは、果して其の目的は朝鮮と平和を保持し、且つは交通を爲し、貿易を事とするに止まつたの乎。或は朝鮮を仲介者として明國との貿易の道を開くにあつた乎。そは今ま猝かに斷言は能はぬが、但だ家康の志の朝鮮に止まらなかつたことは、確である。

承兌の諫
やによりて

五月二十日（慶長十二年）朝鮮三使本多正純の宅に入る。傳へ聞く、神君（家康）明國と勘合を議せんと欲す。故に此行の回章に其事を記し、朝鮮をして之れが欺請を爲さしめんと欲す。僧承兌告げて曰く、往歲秀吉、明國と好を絶つ、常に謂ふ明國に事有らば、朝鮮を以て前驅と爲さんと、其言未だ遠からず、人々口に銘し、異域に聞ゆ。今ま勘合事成らば、進貢船を、明國に遣はす可し。然らば

則ち秀吉没後、我が威漸く弛み、彼に服従するに似たらん乎、願くは暫らく待たれよと、神君乃ち止む。〔續本朝通鑑〕

果して此の通りであれば、家康は呂祐吉等の歸國に際して、我が答書の中に、朝鮮よりして明國に向ひ、日明交通貿易の勘合印信を申請せしめんとしたのだ。但だ僧承兌の諫によりて、當時之を思ひ止まつたのだ。

家康の本志やまず

然も家康の志の此の方面に動いたことは、爾後の事實が、能く之を證明してゐる。乃ち攷事撮要の、『日本差玄蘇平景直修書來謝、欲假道路修貢大明。』の一句は、假令此の國書は、對馬者の矯作にせよ、贋造にせよ、朝鮮を經由して、明國に通せんとするは、家康の本志であつたに相違あるまい。

朝鮮歳船額の増加

從來足利氏の初期、對馬より送りたる貿易船の數五十隻であつたものが、二十五隻に減じ、更らに五隻を増して三十隻となり。〔參照 朝鮮役上卷、七、三浦の亂。八、足利末期の日鮮〕而して朝鮮役の結果、己酉約條にて、二十隻となつた。或ものは皆無に優るが、しかも宗氏は屢々使を朝鮮に送りて、船を従前通りに、五十隻

井出智正の派遣

とせんことを求めた、而して此れと同時に、朝鮮を介して、明國と交通を求めてゐる。それは慶長十八年、同十九年にも、宗義智は家康の意を承けて、自個の要求たる歳船額の増加以外、明國との交通、信使の來聘等を要望してゐる。しかして元和元年七月には、井出智正を遣はし、家康が豊臣氏を滅し、朝鮮の爲めに、讐を復した旨を告げて、信使の來聘を懇請し、而して其の辭令は、哀訴嘆願を極めてゐる。

家康は信長秀吉の踏襲者

其の結果、元和三年五月、朝鮮の三使對馬に渡り、八月伏見城に於て、將軍秀忠に謁した顛末は、他の機會に於て記することゝして、家康の在世中、朝鮮を仲介者として、明國との交通貿易の途を開かんとしたのは、相違なき事實であつた。此の意味に於ては、家康は全く秀吉や、信長の踏襲者だ。但だ秀吉は已むを得ずんば、力を以てし、家康は飽迄平和手段に由るとの相違あるのみだ。

家康の支那交通熱の理由

抑々家康は、何故に明との交通貿易を、此の如く熱心に要求したのであらう乎。當時の支那は、單に支那本部のみでなく、あらゆる諸外國を代表したものと云

うても、差支なかつた。即ち西洋諸國、印度、南洋諸島、其の他の物資は皆と云ふ能はざる迄も、概ね支那を經由して來た、人を射らば、馬を射よと云ふ原則からすれば、支那との交通貿易は、總ての外國との交通貿易と、殆んど同一の意味であつた。

財源を求むる方便

未だ必ずしも秀吉以上と云はざる迄も、秀吉に寸分劣らざる、經濟思想の發揮したる家康が、明國との交通貿易の開拓に、骨を折つたのは、決して意外でも、不思議でもあるまい。家康は單に消費者として、即ち單に外來品の需用者として、之を要求したのみでなく、其の財源を、此の方面に求む可き方便として、之を要求したに相違あるまい。

朝鮮の態度

然も當時の朝鮮は、自からの立場を明國に向つて申譯するに汲々焉として、維れ日も足らざる事情であつた。されば日本の爲めに、交通貿易の仲介者たる抔は、以ての外だ。若し萬一さる場合があらば、朝鮮は乍ち日本と同腹であるとの嫌疑を免れなかつたであらう。されば朝鮮は成る可く、兩者の葛藤に捲込まれ

ざる様、所謂る障らぬ神に祟なしの態度を取つたのも、彼の自衛策としては、是亦た當然の事と云ふ可きだ。

【四五】 家康明國の勘合印符を要む

種々の方法に依る

家康は單に朝鮮方面のみから明國との交通貿易を開くべく望んだに止まらなかつた。彼は苟も、其の方便あらば、何れの手からでも、何れの口からでも、其の目的を達す可く勗めた。

神君（家康）柔遠の盛意も、勘合船を復古せられ、通商貿易は云に及ばず、遣明使を再興せられんとす。其の神意の覃及する處を瞻仰するに、是又海外の情を通じて、以て富國強兵の資とせらるゝ御事か。（近藤守重著、外蕃通書）

書に託す

此れが家康の本意であつたらう。されば家康は、或は廣東の商船に託し、或は福

建の商人周性如に託し、或は本多正純の名を以て、或は長谷川藤廣の名を以て、福建總督に書を與へ、或は島津龍伯を介して、書を琉球王に與へ、百方明國との交通貿易を開かんと試みた。

本多正純
書簡

日本國臣、上野介藤原正純、奉旨呈書福建道總督軍務都察院都御史。夫吾邦之聘、問于商、質于中華者、雜出于漢隋唐宋元明之史、及我國記家乘者、昭々矣。然前世當朝鮮紛擾之時、雖有中華之貴价來我邦、而譯者枉旨、執事慙悟、而其情意彼此不相通、比來海波揚而風舶絕、可謂遺憾。方今吾日本國主源家康、一統闔國、撫育諸島、左文武、經緯綱常、遵往古之道法、鑑舊時之炯戒、邦富民殷、而積九年之蓄、風移俗易、而追三代之跡、其化之所及、朝鮮入貢、琉球稱臣、安南交趾、占城暹羅、呂宋、西洋、柬埔寨等蠻夷之君、會帥各無不上書輸貢、由是益慕中華、而求和平之意、無忘于懷。今茲應天府周性如者、適來於五島、乃詣上國、因及此事、不亦幸乎。明歲福建商舶來我邦、期以長崎港為湊泊之處、隨彼商主之意、交易有無、開大開市、豈非二國之利乎。所期在是耳。比其來也、亦承大明天子之旨、以賜勘合之符、則

慕中華而
求和平

勘合符
以て往復
せん

必我邦遣使船、以來秋之番風、而西其帆者、何疑哉。及符來、而我只遣大使船一隻而已。明其信也。若餘船之無我印信、而到者、非我所遣也。乃是寇賊姦宄、伏竄島嶼、而猶中華之地境之類、必須有刑法。若又我商舶之往還於諸蠻者、因風浪之難、有繫纜於中華之海面、則薪水之惠、何賜加之。今將繼前時之絕、而興比年之廢、欲修遣使之交、而索勘合之符、復古之功、不在于斯乎。我國雖海隅日出、抑諺所謂叢爾國也。中華以大事小之意、想其不廢乎。然則來歲所為請、頒符使來、則海東之幸、而黎庶之所仰望也。中華設雖貴重、而其不動遐邇博愛之意哉。感激之至、在於言外。命旨件件請宜領諾。歲舍庚戌季冬十六日

御朱印

右譯文

日本國臣上野介藤原正純旨を奉じ書を福建道總督軍務都察院都御史の所に呈す。夫吾邦の中華に聘問し商質する者漢隋唐宋元明の史及び我國記家乘に雜出する者昭々たり。然るに前世朝鮮紛擾の時に當り中華の貴价我邦

に來るありと雖も、しかも譯者旨を枉げ執事抵牾して、其の情意彼此相通せず、比來海波揚つて風舶絶ゆ遺憾と謂つべし、方今吾日本國主源家康、閩國を一統し、諸島を撫育し、文武を左右にし、經緯綱常、往古の道法に近ひ、舊時の炯戒に鑑み、邦富み、民殷にして、九年の蓄を積み、風移り、俗易り、而して三代の跡を追ふ、其の化の及ぶ所、朝鮮貢を入れ、琉球臣を稱し、安南交趾、占城、暹羅、呂宋、西洋、東埔、塞等蠻夷の君、會帥各書を上つて、貢を輸さざるなし、是に由りて益々中華を慕うて、和平を求むるの意懐に忘るゝなし、今茲應天府周性如なるもの、適五島に來り、乃ち上國に詣る、因つて此の事に及ぶ、亦幸ならずや、明歲福建商船、我邦に來り、期するに、長崎港を以て、淡泊の處となす、彼の商主の意に隨ひ、有無を交易し、大開市を開かば、豈二國の利に非ずや、期する所は、是に在るのみ、其の來る比に、亦大明天子の旨を承け、以て勘合の符を賜はらば、則ち必ず我邦使船を遣はし、來秋の番風を以て、其の帆を西するもの、何ぞ疑はんや、符來るに及びて、我只大使船一隻を遣はすのみ、其の信を明かにするな

り、若し餘船の我印信なくして到る者は、我遣す所に非ざるなり、乃ち是寇賊姦宄、島嶼に伏贖して、中華の地境を猾るの類、必ず須らく刑法あるべし、若し又我商船の諸蠻に往還する者、風浪の難に因り、纜を中華の海面に繋ぐあらば、則ち薪水の惠、何の賜か、之に加かん、今まさに前時の絶を繼ぎて、比年の廢を興さんとし、遣使の交を修めて、勘合の符を索めんと欲す、復古の功、斯にあらざらんや、我國海隅日出と雖も、抑も諺に謂ゆる、叢爾國なり、中華大を以て小に事ふるの意、想ふに、其れ廢せざらんや、然らば、則ち來歲請を爲す所の願符、使來らば、則ち海東の幸にして、黎庶の仰望する所なり、中華設以貴重と雖、而も其れ遐邇博愛の意を動かさざらんや、感激の至り、言外に在り、命旨件々、請宜しく領諾すべし、歲舍庚戌季冬十六日

御朱印

聊か地歩を占めたる文字

此れは庚戌季冬とあれば、慶長十五年十二月だ、此の文字は、林羅山の作であれ

ば、足利氏時代の五山僧の文字に比して、聊か我が地歩を占めてゐる。家康の日本一統から、日本の文化富殷に及び、延いて朝鮮の入貢琉球の臣屬安南交趾、占城暹羅呂宋西洋柬埔寨等の君會帥書を上り貢を輸すと云ふが如き、何となく秀吉時代の氣分が、若干現はれてゐる様だ。自から謙して、諺に所謂蕞爾國也と云ひつゝも、中華大を以て小に事ふるの意、想ふに其れ廢せざらん乎と持ち懸くる、抔從前の僕々爾、妾々焉たる文句に比すれば、聊か氣を吐くに足るものがある様だ。尙ほ此の文に就て、作者羅山の子、弘文學士林春齋は曰く

其實家康教書

答書なし

〔按、自足利氏領桑城以來、中華贈答書簡使禪林之徒作之、且天文以來、兩國勘合斷絶數十年而後、道春預此事、勘合復古之事、出於台旨、家康之旨、雖爲正純之書、其實教書也、雖遣福建道、其實啓大明天子也、故書尾押御印、書成、附周性如、投之、彼國孤疑猶豫、而無答書、勘合不成、終南京福建商船、每歲渡長崎者、自此逐年多々。〕

右譯文

按ずるに、足利氏桑城を領してより以來、中華贈答の書簡禪林の徒をして之を作らしむ、且つ天文以來、兩國勘合斷絶すること數十年、而して後道春此の事に預る、勘合復古の事、台旨、家康の旨に出づ、正純の書たりと雖も、其の實教書なり、福建道に遣はすと雖も、其の實大明天子に啓するなり、故に書尾御印を押し、書成りて、周性如に附して之を投ず、彼國孤疑猶豫して、答書なし、勘合成らざるも、終に南京福建の商船、每歲長崎に渡る者、此より逐年多々なり。

商船の來航是より多し

如何にも此の通りだ、家康の目的は、如何様にしても、勘合符を贏ち得んとするにあつた然も、此の目的は、遂ひに達し得なかつたされど、彼國商船の來航は、此れより彌よ多くなつた。

書を周性如に附す

慶長十五庚戌十二月十二日、大明福建道商士周性如、駿城而御禮、著五島船也、淡路亦

同日御禮、長谷川左兵衛申次也。大明日本往來勘合可申調望之、故被遣御書、不多上野介正純奉書也。

其書云、但此書唐人周性如文體相望、左兵衛道春被得上意相定文言、圓光も傳も不_レ知也。清書は傳書_レ之。〔異國日記〕

周性如に與へたる御朱印

應天府之周性如商船、來_二于日本時、雖_レ爲_レ著_二到何之浦々津々、加_二守護_一速_レ可_レ達長崎諸人宜_二承_レ知、若_レ背_二此旨及不義者、可_レ處_二罪科_一者也。

慶長十五庚戌十二月十六日

御朱印

〔同上〕

第十章 琉球處分

〔四六〕 島津氏と琉球

琉球征服の理由如河

島津氏の琉球を征服したことも、亦た家康時代の一事件だ。當初其の志單に琉球のみに止まつた乎、將た琉球を仲介者として、明國との通交貿易に資せん爲めであつた乎。そは何れとも明白に語る可きではないが、其の結果は、尙ほ琉球王を諭して、仲介者たらしめんとした。その事は、やがて記するであらう。

慶長十一年六月十七日、於伏見御城、御諱之字を被_下家久と改め、太秦長光之御腰物頂戴仕候。

琉球征服の許可

琉球國者、家久十代之祖、陸奥守忠國代に、〔參照豐臣氏時代乙篇、一九、足利時代に於ける島津氏。二〇、島津忠昌〕普廣院殿を致拜領、永享年中、薩摩に相從ひ候處に、近年致怠懈候殊更權現様〔家康〕に御禮可申上之旨、使札を以申付候へ

共、不致領掌候間、人衆を差越可致退治之旨、山口駿河守直友を以、致言上候處に、蒙御免候〔島津家覺書〕

言正名順 果して此の通りであれば、其の發頭者は島津氏で、幕府は單に之を允可したるに止まる、但だ征伐の理由を、其の幕府への來貢の懈怠に歸したのは、島津氏として、は所謂言正名順であつた。

先づ來貢
催告

然も島津氏は、征伐に先だち琉球に向つて、僧龍雲等を遣はし、其の來貢を催告せしめた、而してそれが自發でなく、幕命であつたことは、左の書簡にて判知る。尙々御人數を被催、先御使者を御渡被成、渡海仕候様可被仰遣事專一存候。其上にて相濟不申候は、被得御誑御人數計御渡被成尤存候。不及申候得共、御人數も不及御渡、渡海仕候様御才覺專一存候。尙追而可得貴意候、以上〔前略將又琉球之儀、去六月之時分、御禮可申上様に、和久甚兵衛罷上候へき、如何御座候哉、今度本上州〔本多正純〕より令申上せ候琉球人、上様へ御禮申上様に御才覺可然由、自拙者可申入、通被申越候、若于今渡海不仕候者、御使者琉球

被遣被成御究可然存候、兎角琉球人渡海不仕候者、御人數計可被渡様被仰遣可然候哉、何様彼方より之返事之様子被成御注進、被得御意尤存候、猶惟新〔義弘〕様へまで申入候、恐惶謹言。

慶長十三年八月十九日

山 駿河守
直 友判

薩摩少將様
參人々御中

龍雲和尚
等の派遣

此にて見れば、幕府は島津氏に向つて、先づ使者を以て、穩便に入貢を諭し、彼若し聽かざれば、出兵せよと命じたのだ、此に於て島津氏は、慶長十三年九月、大慈寺主龍雲、廣濟寺主雪岑、及び島原宗安等を琉球に遣はし、琉球王尙寧及び三司官等に向つて、旨を諭し、入貢を促がした、然も琉球は之を顧みなかつた、此に於て龍雲和尚は、彼國の地圖を寫し、又た彼の國王の尊信したる隅州國分の日秀

島津氏出兵決定

上人の作にかゝる浪の上の辨才天の像を奪取つて還つた。〔南聘紀考〕
此に於てか島津氏は愈々出兵に決し、慶長十四年二月廿六日、其の家臣樺山久高を將とし、征琉球の師を出すべく、軍令十三條を頒つた。

征琉球軍令

琉球渡海之軍衆法度の條々

- 一 物主相定候間、彼衆以談合可申出儀、不可違背事。
- 一 喧嘩口論之儀、不斷雖爲法度、今度者別而各可相嗜事、可爲肝要候、縱不圖喧嘩出來候共兼而如法度、私にて不相果重而可遂披露、若此旨を相背、於事破者、いかやうの理雖有之、不及理非之沙汰、一組可處罪科事。
- 一 鐵炮持ちたる衆、或し、鳥を狙ひ、或はたて物を射いたづらに玉藥をつくすまじき事。
- 一 船の出入、おもひくゝに無之様に、惣別同前に可有之事。
- 一 其組を離他の手に付まじき事。
- 一 手に入たる島々の於百姓等者、少も狼藉いたすまじき事、付從大島此方

泊々、右可爲同前事。

- 一 堂宮寺等あらすまじき事。
 - 一 可相働時、海陸共に惣人數を不待合、無人衆にて先懸いたすまじき事。
 - 一 經其外書籍等、むざと取り散らす間敷事。
 - 一 無罪者殺害、一切可爲停止事。
 - 一 順風よく不見定、不可致出船事。
 - 一 取人一切可爲停止事。
 - 一 下知衆可申旨を、不可相背事。
- 右條々堅相守不可違背者也、仍法度如件。
- 慶長十四年二月廿六日

家 久
 惟 新(義弘)
 龍 伯(義久)

如何にも立派な軍令だ。

【四七】 島津氏琉球を征服す

琉球出師

島津氏にては、樺山久高を大將とし、平田増宗を副將とし、その勢凡そ一千五百人、鐵炮七百三十四挺、玉藥三萬七千二百放〔薩藩舊記〕三月上旬山川港を發し、行々徳島、大島等を徇へ、以て琉球に至つた。如何に島津氏が、此の出師に付、慎重の注意を拂うたかは、前文〔參照 四六、島津氏と琉球〕軍令十三條の外、家久は主將樺山久高に向つて、左の覺書を渡した事にて、知る可しだ。

主將に交
付の覺書

覺

- 一 琉球よりあつかひを入候はゞ、無異儀、其筋に可有談合事。
- 一 いづれのみちにも、利運に相濟候はゞ、少も無逗留、早々軍衆六七月之比

者可引取事

一 琉球歴々の人質、其外島々の頭々の者迄、質人を取候て、當國へ引こし、琉球向後の諸役儀、於此方可相定事。

一 自然琉球國主居城に取籠、ながく籠城の覺悟と相見候はゞ、悉燒拂ひ、から城計に成、人數少しもためらはず引取、あたりの島々の者、人質を取手に付候て、可得歸陣事。

一 兵糧米納めさせべき事、此中琉球人の申付たるより、いかにも軽く納めさせべき事。

右條々不可有違變候也。

而して家久より龍伯に、三月四日附にて答へたる書中にも

琉球渡候船共、此曉皆々出船仕候、於琉球之法度、如何にも堅申付候間、可御心易候。

と云うてゐる。

鬼界徳之島等降服

山川の湊より順風に帆を揚げ、大島に著船、彼島廣しと雖も、無異儀攻取、鬼界ヶ島も手に附け、徳之島へ著船、此島の者共防戦候に付、鐵炮を打懸け候得ば、棒の先より火を出し、人を殺すとて逃けると也。手向ひ致す者を討取り、構へたる所踏潰し、沖之永良部と與論島を攻取、運天の湊へ著船、諸勢を揃へ、彼所手に附、伊野波名護讀谷山の城を攻落、北谷へ向ひ、王位の居城、首里の城に取懸ける。琉球の諸勢は、首里より壹里有之、那覇の湊口の城に、皆楯籠ける故、首里の城には、防ぎ戦ふ者なく、無異議落城、王位降参いたされける。那覇の城には、矢尻を揃て待懸けたりけれども、舟一つも不見、後より押寄せられ、殊に王城落城なれば、一戦に不及落城いたし、無相違琉球御手に入れば、則早船にて、鹿兒島へ其段被申上ける。〔薩州舊傳記〕

琉球王降服

首里背後襲撃の軍略

抑々此の那覇港に向はずして、却つて背後より首里を襲うた軍略は、征琉軍の出發以前に、全く義弘の指示によるものであつた。其の證據は、此のたび、渡海軍衆に、我等申聞せ候は、彼の那覇の湊へは構はず、あらぬ所へ

兵船を押し付け候へ、後を取り破り候て、一旦は防ぎ戦ふといふとも、遂に首里を得候はんかと、云々。〔御家秘書〕

當代記の記事

と義弘の書狀に示す通りだ、乃ち彼の料る所が、甘く其の圖星に中つたのだ。尙ほ幕府筋の記録とも稱す可き當代記には、左の如くある。
四月四日^卯薩摩國島津、琉球へ働、彼島平均、惣別琉球より島津方へ、毎年綾船と名付、進物有しを、近年唐へ相談、日本への音問不入事由を、琉球之シヤナ^射那達而申、島津方へ令無音、依之百餘艘を以相働也。琉球へ著岸之時、シヤナ帥入數、於七島防戦す。于時野郎後へ廻責之間、シヤナ敗北、琉球人或は討死、或は被疵、則七島毒島へ打入、王城を攻破て、王を生虜と云々。シヤナと云は、琉球にて、武者大將也、彼シヤナ日本を嫌て、唐へ可屬との企成しが、果して如斯^{野郎}とは、無足にて、島津被官也。〔當代記〕

琉球王の入朝決定

要するに島津氏は、一舉にして其の目的を達した其の失うたる所は、『漸く雑兵三百人程も戦死仕候よし候』〔御家秘書〕と、義弘の書狀に見えなれば、殆んど

云ふ可き程でなかつた。而して『王位も上國之由候て、順風被相待體候』とは、五月五日附、主將樺山久高が、伊勢兵部少輔に與へた書中の一節だ。乃ち琉球王尙寧も、愈々入朝することに定つたことが判知る。

明國に影響

如何に此の舉が、明國に響いたかは、左の一文にて想像す可しだ。

萬曆四十年(三十七年)日本果以勁兵三千、入其國、擄其王、遷其宗器、大掠而去。浙江總兵官揚宗業以聞、乞嚴飭海上兵備。從之。已而其王釋歸、復遣使修貢。(明史藁)

〔右譯文〕

萬曆四十年(三十七年)日本果して勁兵三千を以て、其の國に入り、其の王を擄にし、其の宗器を遷し、大に擄めて去る。浙江總兵官揚宗業以聞し、海上兵備を嚴飭せんことを乞ふ。之に從ふ。已にして其の王釋歸し、復たび使を遣はし貢を修む。

琉球日支兩屬の淵源

此れにて琉球が、日本と支那とに兩屬したる淵源が判知る。彼は一方日本に入

貢し、他方支那に入貢し、一方に日本の屬邦となりつゝ、他方には支那の正朔を奉じてゐた。而して日本側では、先づ默許の姿にて、之を看過してゐた。

〔四八〕 德川幕府琉球を島津氏に與ふ

征琉球軍の凱旋

琉球征伐の師は、五月廿五日、主將樺山久高、副將平田増宗等、琉球王尙寧を伴ひ、鹿兒島に凱旋した。而して本田親政、蒲地休右衛門尉を留めて、琉球を守らしめた。其の翌日、琉球平定の旨を、家康及び秀忠に報じた。

幕府へ琉球平定を報告

急度申入候。琉球の儀無殘所屬手裡候由到來候。誠大慶不過之候。右之様子從陸奥守(島津家久)以早打申上候付、傳書如此候。然者、從悴家他國へ防戰取掛候事。此度始之様候處、宜仕合、畢竟忝被加上意、烈御威光播面目候。此等之段寄々可然様御取合祈候。猶委曲は陸奥守可申入候間、不能書載候。恐々。

五月廿五日(慶長十四年)

惟 新(義弘)

山口駿河守殿

本田(多)上野守殿

〔薩藩舊記〕

島津氏の
琉球領有

斯くて七月七日に至り、家康は琉球を島津氏に與へた、此れは足利氏時代より
の因襲したる島津氏の要請を、徳川幕府が法文の上にて、識認したる迄に過ぎ
ざるも、然かも島津氏に取りては、此れよりして、公々然大手を振うて、琉球を我
が持物とすることを得る譯合なれば、此の新恩は、決して等閑ではなかつた。

琉球之儀、早速屬平均之由注進候、手柄之段被思食候、則彼國進之候條、彌仕置
等可被申付候也。

七月七日(慶長十四年)

家 康 墨 印

薩摩少將(家久)どの

〔薩藩舊記〕

琉球領有
の影響

抑々島津氏が琉球を領有するに至つた事は、小にしては薩藩の運命に、大にし
ては日本の運命に、少からざる關係がある。單に手近き影響を一言すれば、島津
氏の大友伊東龍造寺等と、九州に於ける争覇戰以來、秀吉の九州征伐朝鮮役及
び關原役等、引き續き軍務に汲々として、島津氏の財源は、殆んど枯渴し盡さん
としたるに際し、此の新版圖を得、是れよりして、單に琉球其の物とのみならず、
琉球を透して、支那其の他との交通の一線を開きたるは、幾許の利益を贏ち得
たであらう、而して其の影響は、延いて明治維新の際迄及んだ、即ち事件は小な
るも、關係は大だ。

島津氏琉
球王同伴
入京せん

家康島津
氏の進物
受領

兩通之貴札致拜見候、仍今度琉球之儀、御拜領被成候付、而御内書被遣候處、御
外聞實儀、忝思召之通、被成御上、御禮被仰上、度思召候得共、彼國御仕置等爲可
被仰付、其上、彼國王來春御同道にて、御上可被成付、而年内之儀、御延引被成候
由候。左様に御座候へば、御禮遅々致之由候、而御使者にて被仰上候、就其爲御
進物、佛草花一本、茉莉花一本、唐之板屏風、並硫黄千斤、御進上被成候、如御目錄

惴に致披露候處に遠路被入御念旨御座候而一段御機嫌共にて候。殘所無御座御仕合御座候間御心易可被思召候則御内書被進候。然間此地彌相替儀無御座候猶此許相應之御用等御座候は、不被御心置可被仰付候不可存疎意候委細者御使者へ申入候間可被申上候恐惶謹言。

十二月廿六日(慶長十四年)

本田(多)上野介

正 純

羽柴陸奥守(島津家久)様

貴 報

島津氏琉球賜與謝恩の爲
乃ち島津家久は、琉球王帶同の上家康、秀忠に親しく謝禮の爲め、駿府及び江戸に赴くに先だち、取り敢へず、琉球賜與及び感狀の恩を謝す可く、其の家臣町田圖書を遣はしたのだ。而して前記本多正純の書は、能く其の間の消息を傳へてゐる。

琉球の檢地と石高

四月薩摩之島津、百餘艘集兵船、琉球へ令渡海、彼島不及一戰、則内裏を責崩、王を生捕令歸朝、彼島中雖令檢地、指て知行も無之、漸々拾二萬石餘有之と云々。

〔當代記〕

又た別項には、

彼島田畠令檢地都合拾三萬石有之と云々。琉球に付島五十三島と云々。右十三萬石之内也。〔當代記〕

とある。然も慶長十四年島津家久が、其の家臣上井里兼等をして、檢地せしめたる結果によれば、

十五年(慶長)三月、里兼等還り、檢地帳を呈す。乃ち大島、徳之島、喜界、沖永良部、與論の五島を以て、薩摩の直轄となし、琉球所管の地を八萬八千零八十六石と定め、草高一石に、粗米九升二合を課す。〔沖繩志〕

されど海外一門戸

とある。何れにしても、其の知行高は、殆んど擧ぐ可き程のものでない併し、蕞爾たる琉球は、日本に取りても、島津氏に取りても、海外に對する一の門戸であつ

た。窄くとも門戸は、矢張り門戸だ。

【四九】 琉球王の駿府及び江戸入

島津家久
琉球王の
家康謁見

扱も島津家久は、琉球王尙寧其の他の一行を伴ひ、慶長十五年五月鹿兒島を發し、八月愈々駿府に抵つた。而して其の家康へ謁見の顛末は、左の通りである。五月十六日、家久、中山王を率て鹿兒島を發し、八月六日に駿府に參著す。道中の御馳走、朝鮮人來朝と同じかるべき旨、宿々に兼而爲仰付之由にて、殊之外結構に御座候同八日、家久、中山王を召列、登城す。尙寧緞子百端、羅紗十二尋、太平布二百疋、蕉布百卷、白銀一萬兩、御太刀一腰、献上す。家久も御太刀馬代、其外品々献上仕候處に、御代初に早速異國を從へ、其王を率ひて來朝せしむる事、家久無比類働きの由上意にて、御感を蒙り候。同十八

日に御饗應被下、御酒宴の上、常陸介(頼宣)殿、御鶴(頼房)殿座を立て舞ひ給ひ、貞宗の御腰物大小、家久に被下、同十九日に御暇被下。(島津家覺書)

家康の満
足

如何にも家康が、島津家久の琉球王を率ゐて入朝せしめた事に付、満足の狀が想ひやらるゝ、而して家久は、更らに琉球王を率ゐて、江戸に赴いた。

秀忠に謁
見

翌廿日、駿府を立て、廿五日に江戸に致參著候。廿六日に上使を被下候。又廿七日に上使を以米千俵致拜領候。同廿八日に家久尙寧を召列、登城いたし候。尙寧緞子百卷、虎皮十枚、太平布二百疋、蕉布百卷、白銀一萬兩、長光之御太刀致献。上之候若君様に御太刀一腰、緞子五十卷、太平布百疋、蕉布五十卷、差上候。家久も御太刀馬代、其外品々献上致し、九月三日に登城致し、御饗應有。同七日に於御數寄屋に御手自御茶を被下、同十二日又登城仕候。同十六日致登城、御饗應之上、加賀貞宗之御腰物並御馬致拜領候。且又櫻田之御屋敷を被下、直に御暇を給る。同廿日に江戸を發し候。兼て被仰渡候により、中山王は東海道を罷上り、家久は木曾路を通り、下國仕候。其年上意にて、中山王を歸國致させ申候。

下國

〔島津家學書〕

琉球人入京の模様

尙ほ當時琉球王の江戸入に際して、左の記事がある。

八月廿五日、琉球人著江戸。年十七八之小性、十四五の小性、兩人有。三味線を引十七八計の小性名字、ヲモイシラウ、十四五の小性は、ヲモイトクと云。小歌を皆々謠之。在江戸衆、彼小性を呼、三味線を弾せける云々。言語は日本人と同之。但少づ、は違と也。髪を頭之右に唐輪に結之計也。上下の路次に、何時も宿入之時、笙、横笛、鐘、太鼓、筆、策にて、管絃くわんげんのこと如して宿へ付つと云々。是を道行と云と也。王は彼座中へも不出、奥に有之、隠らる、體也。琉球にも日本の真似をして、詩、和歌、連歌、又猿樂の能なども有、宗は禪、淨土、聖道宗有之。〔當代記〕

家康の明國貿易希望

此にて琉球事件は、全く結了した然も如何に家康が琉球を介して、明國と交通貿易を希望したかは、左の一書にて、見當がつくであらう。

島津氏の琉球に送る書目案

貴國之地隣于中華。中華與日本不通商舶者、三十餘年于今矣。我將軍（家康）憂之餘、欲使家久與貴國相談、而年々來商舶於貴國、復而大明與日本商賈通貨財

之有無、若然則匪翅富於吾邦、貴國亦人々其富潤屋、而民亦歌於市、抃於野、豈復非太平之象哉。我將軍之志在茲矣。是故家久、使小官二人告之於三司官、三司官不可、將軍若有問之、則家久可如之何哉。是我夙夜念茲而不措者也。州君寄言於我、其之言曰、夫邦國在四方也、有金玉者、或不足乎錦繡、有粟米者、或不足乎器皿。若有餘而不散、不足而無聚、民用不足、而其貨亦腐、惟坐待腐、不如通其有無、各得其所矣。日本非無金玉器皿、而其宜質素、乃不及於中華之文質彬々。是故使我參謀於兩國、一以使日本商船許以容之、大明邊地、二以使大明商船來我小邦、三以使一遣使、年々通其貨之有無者、匪翅富兩國人民、大明亦無爲倭寇嚴備兵衛矣。三者若無許之、令日本西海道九國數萬之軍、進寇於大明、數十州之隣於日本者、必有近憂矣。是皆日本大樹將軍之意、而州君所以欲通兩國之志者也。伏冀軍門老大人於斯三者許之、於此、我小邦大沐大明之德化、且遂日本之夙志。是亦天朝恤遠字小之仁心也。癸丑春月日。〔南浦文集〕

貴國の地中華に隣す中華日本と商船を通せざる者今に三十餘年なり我將軍(家康)之を憂ふるの餘り家久をして貴國と相談し而して年々商船を貴國に來らしめ復而して大明日本商賈と貨財の有無を通せしめんと欲す若し然らば則ち翅に吾邦を富ましむるのみにあらず貴國亦人々其の富屋を潤し而して民亦市に歌ひ野に抔らん豈復太平の象にあらずや我將軍の志茲にあり是故に家久小官二人をして之を三司官に告げしむ三司官可かず將軍若し之を問ふあらば則ち家久之を如何にすべけんや是我夙夜茲を念うて措かざる者なり州君言を我に寄す其の言に曰く夫れ邦國の四方にあるや金玉ある者或は錦繡に足らず粟米ある者或は器皿に足らず若し餘有りて散せず足らずして聚むるなくんば民用足らずして其の貨亦腐らん惟坐して腐るを待つは其の有無を通じ各其所を得るに如かず日本金玉器皿無きに非ず而も其の質素に宜しき乃ち中華の文質彬々たるに及ばず是故に我參謀を兩國に使し一は以て日本商船をして許して以て之を大明

邊地に容れしめ二は以て大明商船をして我小邦に來らしめ三は以て一たび使を遣はし年々其の貨の有無を通せしむれば翅に兩國人民を富ましむるのみならず大明亦倭寇の爲に兵衛を嚴備するなからん三者若し之を許すなくんば日本西海道九國數萬の軍をして大明に進寇せしめば數十州の日本に隣りする者必ず近憂あらん是皆日本大樹將軍の意にして而して州君兩國の志を通せんとする所以の者なり伏して冀くは軍門老大人斯の三者に於て一を此に許せば我小邦大に大明の徳化に沐し且つ日本の宿志を遂げん是亦天朝恤遠字小の仁心なり癸丑春月日。

家康の志
明瞭

此は島津氏が當時の學僧文之和尙に此の書を作らしめ琉球に送り琉球人をして福建軍門に與へしめんとした草案だ此の書或は起草の儘にて通達には及ばなかつたにせよ家康が琉球を透して志を明國に得んとした事は此れにても知るに餘りありだらう。

嘉吉以來
薩摩の附庸

薩州太守島津氏琉球を征伐す

琉球國は、嘉吉年間足利義教の命ありてよりこのかた、世々薩州に附庸の王たるを、
天正のころ、群雄割據の時にあたりて、琉球の往來も姑く絶えたりければ、薩州の太
守島津家久より、もとの如く貢使あるべきよしを、再三使をもていひつかはしけれ
ども、彼國の三司官謝那といふ者、竊に明人と事を議りて、待遇ことさらに無禮なり
しかば、已むことを得ずして、慶長十四年の春、台命を蒙、軍を起し、樺山權左衛門久高
を總大將とし、平田太郎左衛門益宗を副將とし、龍雲和尙を軍師とし、七島郡司を按
内として、その勢都合三千餘人、戰船百餘艘を出して、二月廿一日、纜を解きて、琉球國
へ發向せしむ。樺山久高總勢を引卒して、はじめ大島に著岸し、また徳島に赴きしに、
島人これを防もの凡千人ばかりなり。この戰ひに首を獲ること三百餘級、餘はみな
降人にぞ出にける。四月朔日、那覇の港に至らんと、かのところへ赴くに、港口には逆
茂木亂杭をかまへ、水中に鐵の鎖をばり、是に船のかよりなば、上より眼の下に見お
ろして、射とるべき手だてをかまへ、その外の島々へも、用意おごそかにしてぞ待か
けたる。これによりて他の港より攻入りて、三日の間せめ戰ひ、手負討死少ながらず
といへども、遂に進みて首里に攻入り、王城を圍みて、急にもみにもんで攻破らん

問責の師

琉球王の
出降

爾後入貢
絶えず

す。琉球王及び三司官等薩州勢の強大にして、當るべからざるに辟易し、みな出て降
を乞ひけるによりて、軍の勝利を得て、琉球忽に平均せしよしを、速に駿府へ言上あ
りしかば、甚だ稱美せさせたまひ、琉球を永く薩州の附庸とさせられける。かくて五
月廿一日に、中山王尙寧及び諸王子を擒にして、薩州の軍士凱陣せり。十五年八月、薩
州の太守中山王ともなひ、駿府に來りて登城す、中山王段子百端、狸々皮十二尋、太
平布二百疋、白銀一萬兩、太刀一腰を献上す。それより江戸に到りて、將軍家に謁しけ
るに、米一千俵を下したまふ。さてその年歸國ありて、翌十六年、中山王琉球に歸るこ
とを得たり。これによりて十二月十五日、琉球人駿府へ歸國御禮のために參りて、藥
種及び方物くさくさを貢獻す。さて中山王尙寧降伏してより、永く我邦の正朔を奉
じ、聘禮を修すべきよしの誓ひをなしてけり。これ今の入貢の始めなり、この後貢使
かつて闕ることなし。〔琉球入貢紀略〕

第十一章 家康と歐洲人との接觸

【五〇】 開國者としての家康

あらゆる
世界と交
通せんと
す

家康の志は、朝鮮と好を修め、明國と交通貿易を開始するのみに止らなかつた。彼は世界のあらゆる國々よりの商舶を、我國に迎へ、又た我國よりも、世界のあらゆる國々に出掛けんことを望んだ。一言すれば、彼は當時一般の氣運を代表する、開國者であつた。

幕府自衛
と開國と
の矛盾に
氣附かず

固より家康の徳川幕府中心主義の根本義から割り出せば、其の必然の結論は、鎖國自衛に達せざれば休まずだが、然も家康時代には、未だ其の結論に向つて、急行する場合でなかつた。されば彼は幕府の自衛は自衛として、海外との交通を希望し、且つ獎勵した。惟ふに家康は、如何に開國が徳川幕府自衛の政策と矛盾し、衝突するかを、恐らくは未だ氣附かなかつたであらう。

能く取捨
知る所を

當時の人心は、已に兵亂に倦んでゐた。應仁以來、百四五十年、下剋上の流行も、已に極點に達した。社會は秩序を要求し、平和を要求し、富の發達と、富の享樂とを要求した。斯る場合に於て、平和的開國政策は、自然の趨勢だ。秀吉の失敗は、開國政策其の物の失敗ではなかつた。そは武力的、侵略的、征服的の開國政策であつたが爲めだ。家康が秀吉の開國政策を踏襲しつゝ、其の武力的、侵略的、征服的の政策を放棄したのは、能く其の取捨する所を知つたものと云はねばならぬ。

家康は知識の追求者

家康は單純なる富の追求者ではなかつた。彼は又た知識の追求者であつた。然も彼の新知識の追求は、知識の爲めの知識でなく、寧ろ富の爲めの知識であつた。即ち富を得る方便としての知識であつた。彼は此の意味に於て、外物を使用するのみでなく、又た外人を利用し、更により多く利用せんと試みた。彼が英人安針、蘭人八重洲を、採用したるが如きは、其の著明なる證據の一であらう。線り返して云ふが、單に徳川幕府の安全の爲めならば、日本を鎖國たらしむるより妙策はない。日本にして果して眞に徹底的に、鎖國政策を厲行することが

末だ自家
安全の爲
鎖國の必
要を認す

出來たならば、徳川幕府には、殆んど何の心配もない譯だ。併し家康が斯る策に出でなかつたのは、鎖國は日本當時の現勢よりすれば、頗る不自然で、開國は自然の趨勢であつたからだ。而して家康は、當時に於て、未だ徳川幕府の安全を保障する爲めに、鎖國せねばならぬ必要を認めなかつた。當時幕府の憂は、外にあらざして、内にあつた。外患にあらずして、内憂であつた。眼前を遮るものは、何よりも先づ大阪であつた。流石の家康も、大阪問題で腹一杯だ。彼は外國の勢力が、直接に來りて、幕府を脅すとか、若しくは日本の或る勢力と結託して、幕府の不利を圖るとか、或は此れが爲めに、日本に於ける主權者問題が生じ來るとか、あらゆる面倒、困難を豫想するの餘裕も無く、必要も無かつた。

家康の眼
中開國の
利あるの

彼は外國交際は、只だ日本と有無相通ずる丈の事だ。而して此丈の事ならば、自他に利益ありて、何等の損害はない。否な我に取りては、最も便利であり、且つ必要であると認め、た要するに家康の眼中には、開國の利のみありて、其の害は無かつた。

只耶蘇教
だけには排
斥す

但だ彼は耶蘇教丈は、除物とした。此れは秀吉以來の傳統的政策を、その儘踏襲した。そは耶蘇教が、日本國家の主權、切言すれば、徳川幕府の主權と、併行併存す可きものにあらざるを、確知した爲めであらう。彼は耶蘇教は耶蘇教、貿易は貿易、宣教は宣教、交通は交通と、互に分割し得可きものと思惟した。故に彼の世を没はる迄、耶蘇教は排斥し、商舶は驩迎した。

諸侯亦家
康の爲す
所を爲す

家康の爲す所を、多くの諸侯は、その力の程度に應じて、皆それ〴〵之を爲した。貿易船を、海外に派遣するが如きは、多くの大名皆な相競うて之を行つた。此れは利源の存する所であるからだ。若し鎖國令を厲行せんとせば、家康は自から損ずるのみでなく、多くの大名をも損せしめねばならぬ。彼は自から利源を防ぐのみでなく、他の大名等の利源を防ぐべき必要を認めなかつた。大名のみでなく、當時の富豪、大商人等の海外發展を、妨害すべき必要を認めなかつた。彼は、大勢に順應して、開國者として一生を終了した。

【五】 家康と安針

和蘭商船
の來航

家康が海外關係の槩とも云ふ可き出來事は、和蘭商船リーフデ號の來著であつた。此れは一五九八年—慶長三年—六月、和蘭のテクセルを出帆したる、和蘭東印度商會の、東洋に派遣したる商舶の一だ。彼等はマゼラン海峽を通過して、太平洋を横斷せんとし、途中幾多の天災人禍を経、一六〇〇年—慶長五年—四月十九日、漸く豊後の海岸に達した。解纜の當初は、百九十人の船員であつたが、船長を始めとして死亡する者多く、後には三十餘人となり、更らに八人の逃亡者ありて、日本に到着した頃は、十八人となり、然も歩行し得る者は、六人に過ぎなかつた。斯くて其の乗組員の航海長—即ち安針—たる英人アダムス等は、家康の爲めに、大阪に招かれ、船は堺に廻航することゝなつた。

去春船堺浦に寄。是はイギリスと云島船黒船の敵也と云々。然間、船中に具足、

大鐵砲數多有之、具足は腰より上計也。内府公見物し給。上下見之を。さて猩々皮以下令賣買、無異儀令歸國。彼船爲唐船の敵間、可令誅罰物をと、人皆云之。

〔當代記〕

家康安針會見

恐らくは、此れがリーフデ號の事であらう。而してアダムスが、大阪城にて家康に謁見したのは、日本曆の三月であつた。彼が家康と問題の一斑は、左の通りだ。予は入城して始めて大君に謁見した。大君は先づ予等の本國を尋ね、又た各國相互の和親戰亂等に付き質問した。予は腹藏なく返答した。やがて予は從僕と與に入牢した。併し取扱は親切であつた。

其の後二日、大君は再び予を呼出し、斯く隔りたる遠國に渡航した理由を訊うた。予は直ちに予等は何人とも友誼を以て交り、何國にても互に通商し、本國の産物を外國に輸して、其地の産物と交易せんことを、望むものであると答へた。

葡西人安

大君は更に葡萄牙、西班牙が、和蘭と敵視する理由と、其の戰爭の模様とを尋

針等加讒訴

ねた。予は一々明細に答へたが、大君は頗る満足の様子であつた。予は再び入牢せられたが、取扱は従前より一層寛大で、場所も他に移され、其の室も前に比して美麗であつた。予等は牢にある三十餘日、固より十字架上の刑を豫期した。何となれば、葡萄牙の耶蘇會徒等は、予等を誣ひて盜賊となし、予等を誅戮せば、和蘭人も、英國人も、大君の威に恐れて、再び日本に來ることなかる可しと、讒訴したからだ。

家康肯かす

然も大君は此を斥けた。和蘭人や英國人は、汝等の敵であるも、日本人には何等の損害を與へたことがない。汝等の敵國人であるからとて、日本の大君は、之を殺す可き理由はない。

安針放免

やがて入牢四十一日目に、大君は予を召して、種々下問せられ、本船に歸り、汝の國人を見るを欲せざるかとの言にて、願うてもなき仕合と答へたれば、間もなく放免せられた。

同乗員と再會

予は始めて本船が乗組員と與に、都の近海一堺一に來つてゐたことを知つ

た。船中の者共は予が既に刑殺せられたであらうと思つてゐたから、予を見て泣き出した。

土民の船
中押入

然るに一日多數の土民突然船中に押入り、運搬の價值あるものは、手當り次第奪ひ去つた。此の事やがて大君の耳に入り、直に物品の返却を命ぜられたが、已に逃去つた後であつたから、金五萬兩を下賜せられ、監督を定めて、予等の食料等を支辨せらるゝことゝなつた。

關東廻航

斯くて堺港に碇泊する三十日に及び、大君は予等に東國廻航を命ぜられたから、關東に向うた。予等は逆風に阻られ、意外に時日を費し、漸く關東に達した頃には、大君は已に江戸と申す大都に居られた。

家康外國
の事に配
慮

申す迄もなく、家康は上杉景勝征討の爲めに、歸東したのであつた。如何に彼が關原役以前に於て、外國の事に、心を配つたか、想ひやらるゝ。彼は決して葡萄牙人や、西班牙人の片言を聽いて、訟を斷ずるが如き、輕忽漢ではなかつた。

【五二】 家康安針をして船を造らしむ

安針留置
の理由

家康は必ずしも好奇心のみにて、安針等を留置したのではなかつた。彼は安針等によりて、新知識を得んとした。新たなる利用厚生の道を得んとした。即ち彼は具體的に或物を得べく、彼等を留置した此の一點に於ては、家康は當時の誰より立ち勝つてゐた。

安針八重
洲の賜邸

安針等は江戸に滞在中、船を修繕し、和蘭人の貿易地である東印度に向はんとを請うたが、允されなかつた。又た船員の中には、不平を起すものが生じ、その爲め東印度廻航を斷念し、金子を船員各個に分配して、自由行動を取らしめた。而して船長クワケルナック、アダムス(安針)、ヤンヨーステン(八重洲)三人のみは、家康の厚遇を受くることゝなつた。但だ船長は間もなく、東印度方面に去つたが、安針と八重洲とは、江戸に留り、屋敷を賜うた。現在の八重洲河岸、即ち和田倉

門より馬場先門の邊が、ヤンヨーステンの邸地で、現今の日本橋なる魚河岸安針町が、アダムスの邸地だ。

安針の家
康對す
る貢獻

爾來安針は家康から船を造ることを命せられた。彼は本來英國のケント州のギリンガムに生れ、十二歳の時、倫敦附近のライムハウスの造船所に入り、十二年を過したと云へば、聊か其の道の心得もあつたであらう。彼は屢々家康に接近し、或は天文を講じ、或は數學、幾何を傳へ、世界の地理を説き、海外の事情を語り、通商貿易の利益を鼓吹し、自から通事となり、幹旋者となりて、葡、西、蘭、英、諸國人の中間に立ち、家康の爲めに貢獻した。而して此の造船の如きも、其の一端であつた。

安針造船

其後四五年間は、大君恒に予を召出し、種々下問された。或日予は大君から船を造る可き命を受けた。予は辭退したが、兎も角も造れとの仰にて、先づ八十噸積の一隻を造つた。其の形式は、全く歐洲風であつた。竣工の後、大君親臨して、甲板に上り、大に予の功を賞した。〔アダムス書簡〕

安針造船
の進水

此の造船に際して、適當の船渠が無かつたから、安針は伊豆國伊東の一小川口に於て、其の沙上に幾多の枕木を並べ、其の上にて船體を組立て、出來上るに従ひ、枕木の下を深く掘り、竣工の際には、河口を塞いで水を導いたから、船は次第に浮上り、やがて河口を決して、其の水勢に乘じ、船は安全に相模灘に浮び出で、之を江戸に廻航し、淺草川に繋いだ。斯くて彼は再び百二十噸の船を造り、此れも首尾克く成功した。

百二十噸
船成る

予は予の造りたる帆船に乗りて、一兩回航海した。大君は其の用に堪ふるを見て、更に一船を造る可く仰せられた。予は百二十噸の船を造り、之を献じ、其の船に乗り、上方より江戸に渡航した事もあつた。

西班牙船
難破

一六〇九年（慶長十四年）サンフランシスコと云ふ一千噸積の大船が、北緯三十五度五十分に當る日本の海岸で破船した。此の大船は洋中にて、暴風に會ひ、日本に著する砌、暗夜淺瀬に乗り上げ、船體は全く破れ、溺死三十六人、救はれたる者三百四五十人、其の中にはノビスバンヤ（墨西哥）に歸らんとする、馬

尼拉太守もあつた。

百二十噸の船を西班
牙に賣る

故に大君は予が造つた百二十噸の船を、太守に貸與し、八十人を乗組せ、翌年アカビラ指して航海した。其の翌年太守は、公使を伴ひ、再び日本に來り、他の船と數多の贈物とを献じ、厚く前年の好意を謝し、更に貨物金銀を呈して、彼の船を購ひ去つたから、今や其の船は西班牙人の所有に歸し、比律賓島の近海にあるであらう。(同上)

尙ほ此の事に就て、更らに一場の物語がある。

阿蘭陀へ召入れす人壹艘に乗組、初而日本に來朝之事、

付御朱印頂戴之事

見馴れざ
る大船一
艘著岸

一慶長五庚子年、泉州堺之浦に不見馴大船壹艘著岸、遂吟味候之處、爲商賣初而咬囉吧タより阿蘭陀人召入れす人相渡と申に付、早速江府へ被注進、江府へ廻船いたさすべき由被仰付、出帆海中、過半乗出、遭難風、相州浦川に打寄、破船に付、乗組人數陸より江府へ被召、御詮議之上、彼者共申上候は、日本渡海之義蒙御赦免、度爲訴訟來

兩人賜邸

迎への船
來る

以來商賣
も差許

朝仕候、於御赦免者、年々致渡海商賣仕度由奉願。乘船無之故、八九年も逗留、其内御扶持方等拜領被仰付、阿蘭陀之頭人やんようす、召入れす之頭人あんじと申者、逗留之間、折節御城へ被召、異國之儀共御尋に付、段々申上、就中やんようす儀は、首尾能相務、右兩人之者共へ屋敷等拜領被仰付、致作事住居、於今江府やんようす居候處をやよすかし、あんじ居候處あんじ町と申候。

一阿蘭陀人召入れす人乗船無之に付、八九年之間、江府へ滞留候處、慶長十三申年、阿蘭陀船壹艘肥前之内平戸へ著船、彼者共申候は、先年阿蘭陀初而日本に向候船、於今歸國不仕候故、無心元存、行衛を尋候爲、此地へ罷越候と申出、平戸領主松浦壹岐守殿方より、江府へ可差越由に而、檢使を添差越、於江府御詮議之上、逗留之おらんだゑ、召入れす御返被成、然共やんようすは、江府へ在留仕度由願候により、被召置候。以來日本に相渡商賣之儀も、此時御赦免、則御朱印頂戴被仰付候以上。

(阿蘭船平戸入津始末)

第十一章 呂宋及び新西班牙との交通

【五三】 家康と呂宋及び新西班牙

家康は、夙に呂宋と通商せんことを望んでゐた。今ま茲に其の概略を語るであらう。

ヘロニモ・ド・ゼス
來る

慶長五年、即ち安針等が、日本に來た同年に、西班牙の宣教師ヘロニモ・ド・ゼスなる者、突如として出て來た。彼は慶長元年、秀吉の耶蘇教徒迫害の際、捕へられて馬尼拉に送り還された。然るに彼は再び支那の戎克じやんぐに乗り、日本に來り、或は山中に潜伏し、或は信徒の家に隠れてゐた。然るに慶長五年、關原大捷後、天下は家康に歸し、家康の耶蘇教に對する態度寛大であると聞き、得々出で來りて、家康に謁見した。

家康へ

家康は親しく彼の談話を聞き、彌々航海通商の念が旺になり、兎も角もヘロニ

ニモ呂宋
交通を幹
旋せしむ

モに命じ馬尼拉に歸り、日本と呂宋との交通を開く様盡力せよ。且つ造船技師、水先案内航海士、鑛山技師等を彼方より招聘する様依囑した。家康が鑛山技師に目を著けたのは、如何に彼が鑛山事業に熱心であつたか、判知る。同時に日本、鑛山事業が盛運に向ひつゝあつたか、判知る。家康の著眼は、恒に實利、實用の上にあつた。

呂宋太守
に答書

家康は呂宋のみでなく、其の本國ノビスバンヤ、即ち新西班牙—墨西哥—とも、直接の交通を開くべく望んだ。彼が慶長六年十月、呂宋太守提腰タイロに答へたる書中に、

舊年於貴國之海邊、大明弊邦惡徒、作賊之輩、可刑者刑之。明人者異域民也。不及刑之、令歸于本國。定知於大明被誅罰。如本邦者、去歲凶徒、雖作反逆、一月之間、無遺餘誅戮之。(此れは關原の事を云ふ)故海陸安靜、國家康寧。自本朝所發之商船、不可用多者、可隨來意。他日本邦之船到其地、則以此書所押之印、可表信。印之外書不可許焉。弊邦與濃毘數般欲修隣交、非貴國年々往來之人、則海路難通、可希

求者、依足下指示。舟人船子、時々令往返。貴邦土宜納受之。遠方之信、厚意難謝。孟冬漸寒、順序保齋。

慶長六年辛丑冬十月 日

(御 印)

〔外蕃通書〕

右譯文

舊年貴國の海邊に於て、大明と弊邦の惡徒、賊をなすの輩、刑すべきものは之を刑せり。明人は異域の民なり。之を刑するに及ばず、本國に歸らしめたり。定めて知る大明に於て誅罰せらるゝを、本邦の如きは、去歲凶徒、反逆を作すと雖も、一月の間遺餘なく之を誅戮せり。(此れは關原の事を云ふ)故に海陸安靜、國家康寧。本朝より發する所の商船多くを用ふべからざる者、來意に隨ふべし。他日本邦の船、其の地に到らば、則ち此の書押す所の印を以て信を表すべし。印の外、書は許すべからず。弊邦濃毘數般と隣交を修めんと欲す。貴國年

々往來の人に非ざれば、則ち海路通じ難し、希求すべきもの、足下の指示に依らん、舟人船子時々往返せしめ、貴邦の土宜は之を納受す、遠方の信、厚意謝し難し、孟冬漸く寒し、順序保畜せよ。

慶長六年辛丑冬十月 日

(御 印)

家康の海
外發展の
鋭意知るべし

此れにて見れば、日本人や明人が比律賓島近海で、亂暴を爲したから、呂宋太守は其の取締を訴へて來たのだ。それに今後日本から送る商船の數を、減少せんことを掛合うた。然るに家康はそれに答へて、却つて呂宋太守をして、新西班牙と隣好を修むるの媒介者たらしめんとした。如何に家康が海外發展に銳意であつたかは、此れにて判知る。彼は受身のみでなく、此方から働きかけて、發展を圖つた。固よりそれは平和的、通商的、貿易的であつたにせよ。

呂宋人亦

彼は此の目的を達せんが爲めに、慶長七年八月にも、又た呂宋太守に答ふる書

貿易を望むといふ

中に、左の言を爲した。

本朝與濃毘數般、欲作商船往來者、不必爲本邦、貴邦之人曾曰、弊邦關東有所止宿、則呂宋之舟、可逃風難。自關東出舟者、兩國之嘉慶也云々。故自貴國告彼國者、期望之。

右譯文

本朝濃毘數般と商船往來をなさんと欲するもの、必ずしも本邦の爲のみならず、貴邦の人曾て曰く、弊邦關東に止宿する所あり、則ち呂宋の舟、風難を逃るべし。關東より船を出すならば、兩國の嘉慶なり云々。故に貴國より彼國に告げなば、期して之を望まむ。

右要領

此れは日本が新西班牙との商船往來は、日本の爲めのみでなく、實は日本が、呂宋と新西班牙との中次となるが故に、双方の仕合だと云ふ意味だ。而して此れは吾邦の思付でなく、貴邦人の思付だと云ふ意味だ。此れにて彌々、家康の熱心

が、一通りでなかつたことが判知る。

漂著呂宋
船保護

家康は又た同年呂宋の船が、ノビスパンヤに赴かんとして、土佐海濱に漂著したものを保護した。

今茲壬寅之秋、貴國商船、欲赴濃毘數般、海上罹風波難、而到本邦土州之海濱。數年與貴國、修隣交、結遠盟。今也、幸而寡人執國柄、旅寓商人、船中資財、何可豪奪乎。……貴國商人請寡人曰、年々濃毘數般往返之舟八艘也。日本國裡、商舟所到、賜可逃災害之印書、則呂宋百世至寶也。如寡人、殊愛憐遠人、爲禦士民賊心、別裁押印書者八紙、持此印紙、則弊邦之中、江海島嶼、村邑城里、栖息可康安。

右譯文

今茲壬寅の秋、貴國商船濃毘數般に赴かんと欲して、海上風波の難に罹り、而して本邦土州の海濱に到る。數年貴國と隣交を修め、遠盟を結ぶ。今や幸にして寡人國柄を執る。旅寓の商人船中の資財、何ぞ豪奪すべけんや。……貴國商人寡人に請うて曰く、年々濃毘數般、往返の舟八艘なり。日本國の裡、商舟到る

所災害を逃るべきの印書を賜らば、則ち呂宋百世の至寶なりと、寡人の如き、殊に遠人を愛憐して、土民の賊心を禦ぐを爲す。別裁押印の書は入紙、此の印紙を持たば、則ち弊邦の中、江海島嶼、村邑城里、栖息して康安たるべし。

平和的
通商の利を
得ん爲

此れは慶長七年九月附、呂宋國主に與へた書だ。彼が斯く迄呂宋商人を保護した所以は、飽迄も平和的開國通商の利を、擴充せんとするが爲めに他ならぬ。

【五四】 前呂宋太守家康に謁見す

呂宋太守
の漂著

家康は屢々呂宋に書を贈つた。へロニモの運動（參照 五三、家康と呂宋及び新西班牙）も、取留めたる効能が無かつた。然るに慶長十四年に偶然の出來事が生じた。そは呂宋の太守ドン・ロドリゴ・デ・ヴィヴェーロが、任滿ちて本國に歸るに際し、

呂宋太守
秀忠謁見

房總近海で破船した事だ。彼等は上總國夷隅郡岩和田に漂著し、大多喜城主本多忠朝に保護せられ、遂ひに江戸に出で、將軍秀忠に謁見し、更らに駿府に赴き、家康に謁見することゝなつた。彼等は安針によりて、豫じめ謁見の事に就て、指示せられ、且つ通行券を附與せられた。如何に安針が、外人交渉に就て、家康の爲めに貢献したかは、此の一事に於ても、分明だ。

此れから(江戸にて秀忠に謁見の後)駿河に赴いた。場所は皇太子(秀忠)の居所が、優つて居る。江戸の人口は十五萬で、駿河は十萬だ。家屋も江戸の方が、美麗だ。駿河到着の翌日、皇帝(家康)は、その大臣を、予の寄寓したる一武士の家に遣し、甚だ美なる衣服十二と、劍四口とを贈り、懇切の使命を傳へた。

〔フン・ロドリゴ報告書〕

家康謁見

彼が家康に謁見の模様の記事は、極めて精詳だ。

午後二時に至り、二百餘の銃を携へたる護衛兵と、轎と來たから、予は之に乗り、長距離を過ぎ、濠に著いた。此時城中から急遽に橋を引いたが、護衛の士が

合圖をするや否や、直に之を下し、一士官銃手三十人を率ゐて出迎へ、堅固なる鐵門に至つた。門は其の聲に應じて開き、内に銃を携へたる二百の兵士列をなして立つた。士官は予を導きて、其の中間を通り、凡そ五百歩にして、釣橋ある他の濠に至つた。此處にて彼は予を他の士官に委ねた。門は予の爲めに開かれ、内に二百の槍手整列し、數人の銃手も亦た其の側に立つた。此處より途中厚き敬禮を受け、宮殿の廊下に至つたが、廊下と第一室とに、銃手其の他合せて千餘人あつた。其より八九室を過ぎて、各室接待の士があり、室の構造亦た見る可きもの、甚だ多かつた。天井は金色燦爛で、壁には日本から西班牙に輸入する屏風の繪に似て、更らに巧妙なる繪があつた。皇帝(家康)の座所より二室を隔てたる所にて、大臣二人、予を出迎、暫時休息せんことを求めた。

〔同上〕

謁見の模
様

此れからが彌々謁見の段取りだ。

大臣は皇帝(家康)に語る可く、内に入り、約十五分にして、再び出で來り、皇帝

は日本に於て、前例なき名譽の待遇を與らる可ければ、満足して進む可しと云うた。

予は則ち内に入つた。廣大なる室の中央に、三の階段ある一區劃を設け、段上に二個の格子があつた。西班牙では鍍金したものを見るであらうが、日本のことであるから、純金製であらう。皇帝は、其の内に綠色の天鵝絨の圓き椅子に坐し、寛濶にして金のタペーと、綠色の絹地にて作つたと見ゆる衣を着て、二刀を帯び、其の髪は之を束ねてゐた。年齢は凡そ六七十歳で、肥滿して、尊敬す可き老人だ。〔同上〕

家康の衣
裝容貌

彼は尙ほ此の謁見に就て、別に左の如く記してゐる。

皇帝（家康）は青き天鵝絨の椅子に坐し、其の右方凡そ六歩の所に、之と少しも異らざる他の椅子がある。皇帝の衣は、青き縹珍にて作り、銀の星と、半月の模様がある。腰には其の劍を帯び、頭には帽を戴かず、髪は束ね、色紐にて結んだ。彼は凡そ七十歳中丈にて尊敬す可く、愉快氣なる容貌を持ち、皇太子（秀忠）

家康の應
對

の如く、色黒からず、寧ろ肥えてゐた。〔同上〕

何れにしても、家康其の人の面目が、此處に躍如としてゐる。

予は近きて其手に接吻す可からずとの豫告を受けてゐたから、彼の座から六歩乃至八歩の所に至つて起立した。彼は予に著座し、帽を被る可しと、手をもて指圖した。而して暫く予を注視したる後、二回拍手したれば、格子の後方に十人乃至十二人、共に平伏したる中の一侍臣、進み出で、命を受け、予が側に坐した大臣の一人を招いた。

家康問答

此れから彌々、家康との問答だ。

皇帝（家康）は彼（老中本多正純ならむ）に向ひ、予を見ることを喜ぶ由を語り、又た武士は海上の不幸の爲めに、其の心を喪ふ可きでないから、過去の艱苦の爲めに、決して心配するには及ばぬ。何にても欲する所あらば、西班牙國王同様聽許するから、遠慮なく申出でよと云うた。

當時一流
の外交家

如何にも家康が、遠人懷柔に就て、其の意を注いだことが判知る。彼は恐らくは

當時に於て、第一流の外交家であつたらう。

【五五】 前呂宋太守と家康の交渉

ロドリゴの陳述

前の呂宋太守ドン・ロドリゴは、家康の面前に於て、何事を語つた乎。今ま彼の自記によれば、左の通りである。

予は答ふ可く起立したが、彼（家康）は著座せんことを命じた。予は答へて（參照 五四、前呂宋太守家康に謁見す）過去の損失や、困難にて、予を憂鬱ならしむものあるけれども、強大なる王者の前に出づることは、最大の不幸を減少する力あれば、予も殿下の恩寵によりて、既往の艱難を忘れ、又た時機を見て、新たに恩恵を求むるに躊躇せぬであらうと述べた。

以下は家康の話題を端緒として、呂宋前太守が陳べたのだ。

ロドリゴの希望三條

皇帝は直ちに望む所を語る可しと命じ、大臣も亦た速にせよと強ひたから、予は殿下に向つて、求むる所の三箇條を告げた。

第一は、日本に於ける耶蘇會イエズイットの師父、及び法兄弟を虐待することなく、日本各派の僧侶と同様に安全もて、自由に聖福音を傳へしめん事。

第二は、日本の或る港に在る和蘭の海賊は、我が西班牙國王の敵である。殿下の如き大王が、盜賊を保護せらるゝは、然る可らざる事であれば、速に之を放逐せらる可き事。

第三は、西班牙國王との和親繼續するを以て、馬尼拉から日本に入港する諸船を厚遇せん事。

であつた。

他日返答すべき旨申開け

皇帝は右諸項を聽取して、他日之に答ふ可しと云うた。斯くて予は辭去せんとしたが、彼は予を引き留めた。此の時地方より來れる大名の一人、其の前に金塊數個を載せたる臺を持せ、室の入口に平伏して、殆んど地に接吻した。右

の黄金の價は、凡そ十萬ドカドである可しと云ふ。右終つて、予に宮中を觀せしむ可く命じた。(ドン・ロドリゴ報告書)

本多正純の返答

本多正純は、家康の命を承けて、左の如く返答した。

其の後二日、上野殿(本多正純)は、予に皇帝の答を傳へた。宣教師は迫害を加ふることなく、日本に居らしむ可し。和蘭人は盜人であり、海賊であることを知らぬ。今や二個年間現時滞在の港に居住することを許容したから、その期限經過後、追て處分するであらう。又た西班牙王の如き強大なる王と親交を結ぶ事は、大に好む事であれば、その約を遂ぐべく、貿易の爲め、又た他の事故に因り、日本に來るべき陛下の諸船には、大なる便宜を與ふ可きことを告げ、予が需用する品あらば、何にても申出でよと命じた。(同上)

鑛山技師の求めを百噸の船を給す

尙ほ家康の方からは、前呂宋太守の要求を聽き納るゝ代りに、前回宣教師へロニモに周旋を命じたる中の一項、即ち鑛山技師を送る件を依囑した。而して其の爲めに、曩きに安針の造つて、淺草川に繋いであつた、百二十噸の船を使用す

ることゝした。(參照 五二、家康安針をして船を造らしむ)

ロドリゴの要求種

前呂宋太守ドン・ロドリゴは、流石に西班牙人にて、掛引には妙を得てゐる。彼は家康に向つて、種々の要求を持ち出した。

皇帝の求むる五十人の鑛夫の事に關しては、予は西班牙皇帝、及び新西班牙總督に申立つるであらう。但だ其の實行を容易ならしむ可く、鑛山の所得の半を鑛夫に與へ、殘餘はドン・フェリペ王(西班牙王)と、日本皇帝(家康)との間に等分し、西班牙王は右所得を管理する爲め、其の事務員を、日本に派遣する事。

彼等は何派の宣教師たりとも、之を伴ひ、公開の教堂にて、祭事を執行し得可き事。

又た蘭人は、西班牙の敵なれば、西班牙と交を結ぶ上は、斷じて蘭人を退去せしむ可き事。

西班牙船保護要求

又た西班牙船は、其の目的の何たるを問はず、一切日本の官船同様に、之を保

護する事。

又た西班牙王が、モロッカ、或は馬尼拉に輸送する船舶建造の際には、其の必要なる人と、物資とを供給する事。

又た西班牙の派遣する甲比丹若しくは大使は、日本國內に於て、相當の待遇を受け、宣教師を伴ひ、公會堂にて祭を作すの特權を有する事。

又た日本國內に住する西班牙人に對しては、裁判權を有し、犯罪者は、隨意に處罰せしむるを得る事。

の條件を持ち出した。

老練なる
家康の應
接

然も家康は、流石に老練なる外交家だ。彼は鑛夫の問題は、熟考して他日に譲る可しと云ひ、蘭人退去の件は、之を拒絶した。ドン・ロドリゴは、若し家康が、銀鑛の一件に就き、其の請求を容るゝならば、西班牙王の利益は、確かに一百萬以上、同人報告書である可しと云うたが、家康は極めて勘定高き漢そのこなれば、固より浮か

と之を聞き納る可くもなかつた。

【五六】 家康使節を新西班牙に送る

家康の使
節

ロドリゴ
の歸國

家康は、當時日本在留の耶蘇宣教師アロンソ・ムニヨスと、ルイス・ソテロなる兩人を使節として、新西班牙ヒスパニアに送る積りであつたが、ソテロが病氣の爲めに、ムニヨス一人を遣はすことゝした。而して其の同行者が、前掲の前呂宋太守ドン・ロドリゴだ。（參照 五五、前呂宋太守と家康の交渉）ロドリゴは、一度豊後迄下り、他船にて歸國せんとしたが、再び駿府に引き返し、安針製造の百二十噸の船に乗り、宣教師ムニヨス等と與に、歸國することゝした。

予は彼地（駿府）に數箇月滞在し、其の間に、前に擧げたる諸條を許可せられたる朱印發布せられた。但だ蘭人排斥と銀鑛の二件は、其の要領を得なかつた。而して皇帝（家康）は、西班牙國王陛下に使節を遣はす可く、其の人選を予

日本の提出條件

に求めたから、予は伴天連アロンソムニヨスを指名した。皇帝は當初、國書及び贈品を、予に託せんとしたが、此に於て是等をムニヨスに交付した。予には其の船及び四千カスチリヤドガドを貸與し、若し適當と認むる時は、船を賣り、賣上高を以て、商品を購入し、日本に送るとを命じた。(ドン・ロドリゴ報告書)

日本の大君は、西班牙國王陛下に、左の條々を執達せんことを、伴天連フライ・ルイス・ソテロに請うた。

新西班牙船、日本に来るときは、西班牙の希望に任せ、何處にても入港を許し、家屋を建築し、陸上に居住せんが爲め、地所を與ふ可し。

宣教師は、日本國內、何處にても、好に應じて、居住することを得可し。

呂宋より新西班牙に航海する船は、隨意に日本に寄港し、冬期を過し、適當と認むるときに、航海を繼續することを得可し。

西班牙國王の船破損し、之を修繕するか、又は新船を建造するときは、必要なる材料人夫糧食等は、常價を以て供給し、不當代金を請求することを、嚴禁すべし。

西班牙使節歓迎の約

べし。

西班牙國王ドン・フェリペ、又は新^{ノビス・パンヤ}西班牙總督の使者、永久に平和通商の條約を訂結する爲めに、渡來するときは、之を驩迎し、充分の敬禮を盡すべし。日本の商船新西班牙に至るときは、之に特別なる待遇を與られんとを請ふ。

西班牙船日本に来るとき、商品は兩國人協議の上、隨意に評價賣買せしめ、強力を用ひ、危害を力へ、何たる不正手段を執ることを禁ずべし。

右諸項は、日本の國君之を提議し、永久に之を守るべきことを約し、鎧三領及び刀一口を國王陛下に贈る。皇帝の意中にある細事は、大使伴天連フライ・ルイス・ソテロ、親しく國王に傳ふべし。

慶長十五年一月九日

本多上野介正純

覺書と報告と一致

以上はソテロの覺書にて、之を前呂宋太守の報告(參照 五五、前呂宋太守と家康との交渉)と對照すれば、全く一致してゐる。但だソテロは病氣の爲めに、此の使節

第十二章 五六 家康使節を新西班牙に送る

をムニョスに譲つた。

秀忠の書 尙ほ當時將軍秀忠から渡した文書の本文は、今現に西班牙國セビーヤ市印度文書館に保存せられてゐる。

日本國征夷將軍源秀忠

ゑすばん國主とうきいていれるま机下。

のびすばんやより至本邦商船可令渡海之由、前呂宋國主被申贈候、日域之地、雖爲何之津湊、著岸之儀不可有異議候、隨而鎧五領相送之。委曲伴天連ふらい、あるそむによす、ふらいるいす、そてる可申候也。

慶長十五年五月四日

秀忠 朱印

使節船乗組人及び其出發

惟ふに徳川幕府は、新西班牙との交通には、少からざる希望を懷いたのであらう。當時此の船に搭乘したる中には、京都の朱屋〔當代記に米屋に作る〕立清、同田中勝介等商人二十三人あつた。彼等は慶長十五年六月十三日、(陽曆八月一日)江

戸灣を發し、同年九月十一日(陽曆十月二十七日)に加州のマタンチェルに著し、それから新西班牙のアカブルコに向うた。而して彼等は何の好音を齎らし來つたであらう乎。

家康早く濃毘須般と交通せんとす

家康の意を以て彼の地の渡海

彼の船も慶長十五年に來る

守重云、濃毘須般(又濃毘數般とも書せらる)の往來は、慶長十五年に始り、御書を賜はりしは、同十七年に有しなり。按に慶長年録十五年五月の條に、此頃、京都町人朱屋のわうせいといふもの、以大御所御意のびすばんへ渡海賣買、任心歸朝、猩々皮多く持來る、但金銀は聞及候程に無之、日本人渡海は無用之由彼國人示之と見ゆ。是此方より渡海は神意に出で、十五年に始りしこと見べく、同十七年、東照宮の御復書に、先々年貴國之商士羅暴風難、舟楫摧損、不意、適來吾邦と載せられ、異國日記十七年六月の條に、去々年濃毘數般の船損、日本へ來る時上様より御船被仰付歸國、其御禮に船を渡す也とみゆ。是の國の船の此方へ來津せしも、十五年に在りしこと見べく、駿府記慶長十六年九月の條に、東海之中有濃毘須般國、自古未通、去年京都町人田中勝助就後藤少三郎、而望渡海、今夏歸朝、數色之羅紗並葡萄酒持來云々とみゆ。是の十五

慶長六年
には既に
聞知す

年渡海して翌年安歸せしこと見るべきなり。然るに是より前慶長六年十月、東照宮より呂宋への御復書に、弊邦與濃毘數般欲修隣交、非貴國年々往來之人、則海路難通と見え、同七年八月の御復書に、本朝與濃毘數般欲作商船往來者、不必爲本邦貴邦之人曾曰、弊邦之關東有所止宿、則呂宋之舟可遁風難、自關東出舟者、兩國之嘉慶也、故自貴國告彼國者、期望之、とみゆ。是の國の事は慶長六年の頃に在て、早く高聽に達し、神意の通信に倦々たる所以のもの、亦一ならず、十五年に至て、始て往來ありしなり。〔外蕃通書〕

【五七】 ヴィスカイノの來朝

沿岸測量
の許可

西班牙では家康が前呂宋太守に對する救護を、大いに徳とした。而して之に對する謝意を表す可く、ゼバスタアン・ヴィスカイノを、使節として送つた。彼は

本來日本近海に在ると唱へられたる、金銀島探險の使命を帯びて來た、謝意と云ふは、實はそれに附帶の仕事だ。而して此れが爲めに、日本沿岸の測量の許可を、家康から得べく要望した。家康は何等の異議なく之を許可し、沿岸の大名に向つて、ヴィスカイノの船が廻航したならば、之を厚遇す可く訓令した。西班牙の仕事には、實に拔口がなかつた。

家康の提
出條件に
は答へず

然るに家康の方から、ムニョスに命じたる回答は、西班牙よりは更らに何等の沙汰なく、唯だ向方の申分のみ持ち込んで來た。如何に西班牙の使節が、その謝意の徴として、時計(即今久能山東照宮に藏す)とか、狸々緋とか、合羽とか、葡萄酒とか、西班牙國王、王妃、皇太子の肖像とか、その他の贈品を齎らしたればとて、それのみで、家康が満足す可き筈はない。家康が最も必要としたる鑛山技師の如きは、一人も來らぬではない乎。家康の返書は、實に左の意味にて出來た。

家康返書
の意味を
許す

慶長十七壬子歲、六月廿日、駿府御城へ出仕申候。……大御所様、御機嫌能御對面、則濃毘數般へ御書を可被遣候。佛法(耶蘇教の事)を日本に引候事無用、只商

家康返書

買計に船往來可有之由御書可相認旨被仰出候也。〔異國日記〕
斯く家康は崇傳に命じた。而して崇傳が作りたる家康の新西班牙國王に與へたる返書は、實に左の通りだ。

濃毘數般國王麾下

來翰薰閱再三、措況又方物、如目錄、領之惠意、衰々喜氣、津々先々年貴國之商士、罹暴風難、舟楫摧損、不意適來吾邦、不堪惠遠之思、修整一巨船、歸之、幸無恙而著岸、之告報滿懷、不淺、貴國與吾邦、彌結隣交、而每歲商船往來、互可通國寶者、爲世爲人、何善政如焉哉、抑吾邦者神國也、自開闢以來、敬神尊佛、佛與神垂跡同而無別矣、堅君臣忠義之道、霸國交盟之約、無渝變者、皆誓以神爲信之證、能守正者必得賞、叨成邪者必得罰、靈驗新如指其掌、仁義禮智信之道、豈不在於茲乎、貴國之所用法、其趣甚異也、於吾邦無緣歟、釋典曰、無緣衆生難度、於弘法志者可思、而止、不可用之、只商舶來往、而賣買之利潤、偏可專之、貴國之商舶來朝之時、雖到著何之國之津々浦々、聊不可有異義、兼日城中益加嚴命、宜安心、莫訝吾邦土宜備

別幅投贈之、采納惟希、炎暑已酷、順序保齋、

慶長十七龍集壬子夏六月 日

御 朱 印

右譯文

濃毘數般國王麾下
來翰薰閱再三、措況又方物、如目錄、領之惠意、衰々喜氣、津々先々年貴國之商士、罹暴風難、舟楫摧損、不意適來吾邦、不堪惠遠之思、堪へず、一巨船を修整して之を歸す、幸に恙なくして著岸の告報、滿懷淺からず、貴國と吾邦と、彌隣交を結びて、每歲商船往來し、互に國寶を通ず、べくんば、世の爲人の爲何の善政か、焉に如かん哉、抑も吾邦は神國なり、開闢より以來、神を敬ひ、佛を尊び、佛と神と垂跡同じくして、別なし、君臣忠義の道を堅うし、霸國交盟の約、渝變なき者、皆誓ふに、神を以て信の證となす、能く正を守る者は、必ず賞を得、忒りに邪をなす者は、必ず罰を得、靈驗新なること

其の掌を指すが如し。仁義禮智信の道、豈茲に在らざらんや。貴國の用ふる所の法は、其の趣甚だ異なるなり。我邦に於て縁なき歟。釋典に曰く、無縁の衆生は度し難しと、弘法の志に於ては、思うて止まるべくして、之を用ふべからず。只商舶來往し、而して賣買の利潤は、偏へに之を専らにすべし。貴國の商舶來朝の時、何の國の津々浦々に到著すと雖も、聊か異義あるべからず。兼日城中益々嚴命を加ふ、宜しく心を安んじ、訝かるなかるべし。吾邦の土宜は、別幅に備へて之を投贈す、采納惟希ふ、炎暑已に酷し、順序保畜せよ。

慶長十七龍集壬子夏六月 日

御 朱 印

文言家康の氣色に叶ふ

崇傳は斯く認めて、其の下書を家康に示したが、『文言叶御氣色、則可清書旨被仰也』とある。固より書中の意味は、家康が親しく授けた所で、崇傳は單にそれを布衍したに過ぎなかつたのだ。

使節來航日程

蓋しゼバスチアン・ヴィスカイノーは、表面救護の表謝使、内實金銀島の探險使として、日本商人田中勝介等を伴ひ、一六一一年（慶長十六年）三月二十二日、アカプルコを出港し、六月九日（日本曆慶長十六年四月二十八日）常陸の海岸に著し、十日浦賀に入港し、ヴィスカイノーは、先づ江戸に赴き、六月二十二日（我が五月十二日）將軍秀忠に謁し、七月四日（我が五月二十四日）駿府の城に於て、家康に謁見し、それより家康の許可を得て、陸路仙臺に至り、陸奥の沿岸を測量し、越喜來の北、根白に達し、同所より引き返し、仙臺から海岸を南下し、浦賀に還り、更らに測量船を派し、海岸に沿うて、長崎に至らしめた、而して右諸港灣の測量を了し、船の修理、及び糧食、其の他の積込を終つた後、家康、及び秀忠より、總督に與ふる答書、及び贈物を領收し、一六一二年九月十六日（慶長十七年八月二十一日）浦賀を出帆した。

沿岸測量

答書及び贈物領收

尙ほ日本の商人側の報告として見る可きは、左掲の如し。

五月（慶長十六年）此比京都町人、米屋のリュウセイと云者、以大御所御意、ノビス

日本人拒絶

パンえ渡海、賣買任心歸朝。猩々皮多持來、但金銀は及聞し程はなし。雖然他の國、他の島より多重て日本人渡海無用之由、ノビスパンの者、堅日本人え示す。

〔當代記〕

日本人は當時に於て、已に排斥せられたものらしい。

紫羅紗持來

慶長十六年九月廿二日、今日紫羅紗其長十三間、内藤主馬自御庫取出之、是御鷹野

可裁御羽織故也。東海之中有濃毘須般國、自古未通、去年京町人田中勝介、就後

藤少庄三郎望渡海、今夏歸朝、數色かきいろくの々羅紗並葡萄酒持來、件紫羅紗其一也。其海

路八九千里云々。〔駿府記〕

此れにて概略が判知る。

〔五八〕 家康と西班牙

ヴィスカイノの意外

家康の返書に就ては、ヴィスカイノは意外であつた。

皇帝の總督に贈る書及び進物を領收した其の書には、我法を喜ばざる由を認め、耶穌教徒を庇護せんとする初約に背いてゐる。〔ヴィスカイノ報告〕

と記してゐる通りだ。然も彼は今更ら之に向つて、苦情を云ふ可くもなく、兎も角も其の本務たる、金銀島探險に出掛けた。此れは西曆一六一二年（慶長十七年）

九月十六日であつた。

ソテロを西班牙に送る

而して家康は別に一船を醸して、ソテロを西班牙に送ることゝした。彼は前呂宋大守を新西班牙に送還の際にも、日本の使節として、彼地に赴くべき筈であつたが、病の爲めに果さなかつた。而して今や再び家康の命を果すべく、出掛け

たのだ。然るに不幸にして、浦賀に出づる否や、やがて暴風雨に遭うて破船し、又た空しく歸り來つた。而してヴィスカイノも亦た、金銀島探險の爲めに航海

したが、何等得る所なく、殆んど破船に垂んとして、十一月七日、浦賀に到着した。

斯くて其の結果が、家康と伊達政宗の協同事業とも云ふべき、支倉六右衛門を、

支倉六右衛門派遣

歐南に派遣すること、なり、而して其の案内者として、ソテロを随伴せしめた。而して又た貿易品の代價は未收多く、船員には逃亡せられ、部下は失望し、家康よりは見離されたるヴィスカイノーも、之れに便乗することとなつた。吾人は支倉遣歐の一件に就ては、別に記す可きが爲めに、是の事は姑らく此に預つて置く。

話頭前に回る。家康はヴィスカイノーを遇する、前呂宋大守を遇するが如くでなかつた。

家康ヴィスケスな厚遇せず

駿府滞在中、皇帝（家康）の待遇は、甚だ厚くなかつた。旅館並に食事の費も、支辨しなかつた。此れは先づ皇太子（秀忠）に謁見したのを憤りたると、年老いて彌々慾心が増し、既に三億以上の貯を有するも、尙ほ一物をも所持せざるもの、如くするが爲めであつた。〔ヴィスカイノー報告〕

家康の外人に對する寛大

併し家康の不滿は、上記の理由ではなかつた。云はゞ、西班牙側は、何等彼の要む

る所に應じなかつたからだ。家康は外人に對しては、寧ろ餘りに寛大に過ぎる程であつた。彼等が金銀島探險の端緒として、或は新西班牙と呂宋との航路の中次處を調査する方便として、長崎から秋田迄の沿岸測量を願ひ出づるや、家康は何等顧慮する所なく、之を許容した。〔參照 五七、ヴィスカイノーの來朝〕其の沿岸の諸大名に觸れたる訓令は、左の如くであつた。

沿岸測量に就き沿岸諸大名へ訓令

- 一 急度申入候。仍此南蠻人於日本諸浦（此處誤脱）之由、可申之旨上意候。
- 一 對南蠻人、下々狼藉無之様に可被仰付事。
- 一 御領分え罷著候はゞ、海陸何にても、被相添案内者、ツギ々迄、可有御送事。

- 一 黒船つなぎ申候湊見申に付而、小船入候由申候者、被仰付御借可被成事。
- 右何も無御油斷事、尤令存候恐々謹言。

慶長十六、九月十五日

安藤對馬守

酒井雅樂頭

本多佐渡守

〔條令〕

家康の眞意

家康は果して知らぬが佛で、斯くも寛大の措置を取つたのであつた乎。

大使(ヴィスカイノ)は此地にて、一人の耶蘇教徒から、左の事實を聞いた。

在留の英人、及び蘭人は、予等航海の目的は、金銀島の發見にあることを、皇帝(家康)及び皇太子(秀忠)に告げた。又た西班牙人は、戦を好み、之に熟達し、大艦隊を率ゐて來攻することある可きにより、歐洲諸國にては、海岸の測量を許さざる由を述べた。皇帝(家康)は答へて曰く、若し之を許さざれば、彼を怖るるに似たり。西班牙人若し戦はんと欲せば、全國を擧げて來る可し。日本を防禦するには、十分の兵がある。敢て恐るゝに足らず。

又た蘭人は、金銀島は葡萄牙人が、航路を失うて、偶然到着し、多く金銀を産す

蘭人西班牙排斥に功せず

ることを發見したものだ。然も其の所在を知らずと云うたが、皇帝(家康)は西班牙人之を發見し、若し日本の領域内にあらば、その所有權を主張す可く、然らずば之れと通商す可しと答へた。此れが爲めに蘭人等は、遂ひに西班牙人排斥の目的を達しなかつた。(ヴィスカイノ報告)

家康外國を畏れず

此れにて家康の心意氣が判知る。彼は何等外國を畏るゝ所はなかつた。彼は世界の富を、日本に引き寄せんと焦慮した。彼が繰り返し、西班牙と協商を試みんとしたのも、此の目的に他ならなかつた。

第十三章 日蘭交際

【五九】 日蘭交際の開始

東洋に於ける西英の排擠の相互

東洋に向つては、葡萄牙人、西班牙人、和蘭人、英吉利人と相接して來つた。葡と西とは、當初は猛烈なる競争者であつたが、遂ひに一五八一年（天正九年）葡萄牙が、西班牙王比律布二世の爲めに併せられたから、其の争は熄んだ。然も西班牙と、英國とは、海權の競争者であり、和蘭は西班牙の羈轡を離れて、獨立したものだ。其の互ひに相容れぬは、當然だ。而して英と蘭とも亦た、中甚だ善からざるものがあつた。されば廣く云へば、東洋に於て、狭く云へば、日本に於て、西、英、蘭の三國が三巴となりて、相排擠し、相凌轢したのは、固より必然の勢だ。

家康の公平

此の間には離間も行はれたであらう、中傷も行はれたであらう。然も家康は比較的公平の地歩を占めた。彼は漫りに一方の口車に乗りて、片手落の速斷を行

はなかつた此れには其の顧問官たる安針の力も無視してはならぬ。彼は英人ではあつたが、其の態度は概して公平であつた。

家康の
アダムス
待
遇

大君は予を遇する甚だ厚く、英國の大名にも比すべき地位を賜ひ、八九十人の百姓を、從僕として給せられた。斯る貴き地位を、外人に與ふる事は、予が最初である。

アダムス
の葡、西
人の對
する
態度

予が斯く大君の信用を得たから、前に予を敵視したる葡、西人等の驚きは、大方でなく、何れも媚を呈し、友として交らんことを希うてゐる。予は怨を棄てて、彼等の爲めに盡力してゐる。〔アダムス書簡〕

安針は、全く此の通りであつた。それは葡西人側の報告書が、何れも證明してゐる。

和蘭の
獨立

此れから和蘭との交通に就て、一言するであらう。和蘭が西班牙王比律布二世に對して、獨立の蜂起をしたのは、一五七二年（元龜三年）であつた。爾來西班牙とは、戦争若くは葛藤絶え間なく、一六〇九年（慶長十四年）に至りて、十二年間の休

戰修約は締結されたが、尙ほ其の軋轢の餘炎は熄まなかつた。而して和蘭が、我國と交渉を始めたのは、前掲の如く、慶長五年（一六〇〇）リーフデ號の來著だ。〔參照 五一、家康と安針〕

和蘭船の
來航

此れと同時に、英人安針、蘭人八重洲、及び船長ヤコブ・クワケルナックの三人は、何れも家康の寵遇を得たが、クワケルナックは、慶長十年に、安針の周旋にて、歸國の許可を得、其の船員サント・フォルトと與に、太泥に還り、家康の通商の意あるを告げ、その結果、慶長十四年（一六〇九年）和蘭船は、平戸に到着し、國書を家康に呈し、其の乗組頭ジャック・スペックスは、駿府に來りて、家康に謁見した。其の顛末は、左の通りだ。

和蘭船長
の家康謁見

七月（慶長十四年）十一日頃、於御本丸、本上州（正純）被仰候は、ヨランダより御書を上候。彼國の文字にて分不見候。通事に假名にのべさせられ候。以來船を渡可申候間、湊をも被下、往來仕候様にとの義に候。印子の盃二、絲三百五十斤、鉛三千斤、象牙二本上候。此返書認下書上可申由也。〔異國日記〕

家康和蘭
國主に與
ふる言

此れは本多正純が、崇傳に語つた所だ。

日本國主源家康復章

阿蘭陀國主殿下、遠傳信書、披而見之、則近如對高顏、殊投贈四種之方物、歡悅有餘。抑從貴邦遣異域兵船、大將裨將、許多軍衆之内、到著本邦松浦津、殊與陋邦可有和親堅盟、予所希也。兩國同志、則縱雖隔千萬里之海陸、年々往來、何有異哉。於陋國正無道、令歸有道也。依之、渡海商客安居必矣。貴邦真如派數人、遣置本邦、可被立館舍之地、著船之湊、任貴國意、分與之。自今以往、彌可修隣交者也。餘事付在船主舌頭。維時秋天、殘暑尤甚而已、自嗇不備。

著船の湊
を分與せ
ん

慶長十四龍集己酉孟秋

二十五冀

御朱印

右譯文

日本國主源家康復章

阿蘭陀國主殿下、遠く信書を傳ふ、披いて之を見るに、則ち近いて高顏に對するが如し。殊に四種の方物を投贈せらる、歡悅餘りあり。抑も貴邦より異域に遣せる兵船、大將裨將、許多軍衆の内、本邦松浦の津に到著し、殊に陋邦と和親の堅盟あるべきは、予が希ふ所なり。兩國志を同じうせば、則ち縱ひ千萬里の海陸を隔つと雖も、年々往來するに、何ぞ異なることあらん哉。陋國に於て無道を正し、有道に歸せしむるなり。之に依り、渡海の商客安居必せり。貴邦真に如し、數人を派し、本邦に遣置せば、館舍を立てらるべきの地、著船の湊は、貴國の意に任せて之を分與せん。自今以往、彌隣交を修むべきものなり。餘事は付して船主の舌頭にあり。維時秋天、殘暑尤も甚だしきのみ、自嗇不備。

慶長十四龍集己酉孟秋

二十五冀

御朱印

各船主への家康朱印

尙ほ家康から四人の船主に、銘々同文にて、渡したる朱印は、左の通りだ。
おらんだ船、日本え渡海之時、何之浦に、雖爲著岸、不可有和違候。向後守此旨、無異儀可被往來、聊疎意有間敷候也。仍如件。

慶長十四年七月廿五日

安針周旋

此の如く和蘭人は、寛大なる待遇を被つた。此れには例の安針の周旋が、若干與つて力あることは、當時の和蘭人の文書に徴しても、其の一斑を察することが能ふ。〔和蘭國海牙文書館文書〕

交際開始

此の如くして、日蘭三百年の交際は、開始せられた。

【六〇】 和蘭對西、葡

葡、西人

和蘭人は一朝にして、貿易通商出入自在の特許を、家康から得た。然かもそれに

誣の和蘭譏

就ては、反對者たる、西、葡人からは、種々の譏誣若しくは攻撃を被つた。

和蘭人は、二隻の大なる船を、充分に武装し、葡船捕獲の爲めに來航したが、我船は媽港碇泊中此報に接し、期に先だち、急に出港し、神恩にて敵より逃れ、何の故障なく、長崎の港に來た。蘭船は追尾して、日本の地を見得る所迄來たが、遂ひに遭遇しなかつたから、捕獲の望を抛ち、航路を轉じて、平戸に向ひ、三個月間、其港に泊し、公方に謁し、其の好遇を被つた。斯くて此地に商人を留め、我船を歸航の途に待ち受け、又た前に公方に約したる如く、商品を舶載し、再來するの意志をもて出帆した。

敵國關係想ふべし

此れは日本耶蘇會年報の所記の一節だ。如何に和蘭人と、西班牙人、葡萄牙人と、の關係が、敵國關係であつたか、想ひやらるゝ。されば彼等が和蘭人を目して、海賊と云ひ、和蘭船を海賊船と云ひ、做したのも、必ずしも不思議であるまい。當時如何に西班牙人、葡萄牙人が、和蘭排斥に運動し、而して其の不結果に了りたるかは、左掲の通りである。

葡、西人の和蘭排斥不成功

和蘭船出
港禁止要
求

右二船(前文の和蘭船)の日本に來り、平戸に入港したる以來、此の叛人は決して驩迎す可らず、又た長崎附近に駐む可らずとの旨を、日本の君主に説き、彼等の性質を述べ、彼等は海賊にして、日本に大なる利益ある商業を妨ぐるに至るべきを陳じ、又此の二船は、前に媽港船を捕獲したる如く、今後も他に大なる惡事を行ふ可きを以て、其の出港を許可するなからんとを請うた。

されど家
康聽かず

然も國君は、先年當帝國に於て、難船したる、蘭船の乗組員にして、爾來日本に留まれる者の言に誤られ、(安針を斥す)又た利益の爲め、並に各國人日本に逗留するを見んと、希望に動され、且つ葡船が媽港より輸入する所に、異らざる支那の商品を、其船に搭載し來らんと、蘭人の約(原註 蘭人は當時支那通商の希望を懐いてゐた。)に惑され、貴族と人民とは、此輩を海賊と思惟し、其の好遇せらるゝを、不快に思つてゐたに拘らず、國君は彼等を好遇し、之に船四隻(家康は本多上野介の名によりて、四通の特許狀を與へた。〔參照 五九、日蘭交渉の開始〕)を以て、日本に通商し、商館を建つる許可を與へた。(原註 此は既に平

和蘭排斥
運動劇烈

戸に設置せられ、蘭人六七人、同所に留つてゐた。〔マジェー日本耶蘇教史〕
此れは一六〇九年十月十日(慶長十四年九月十三日)附長崎發、在日本の司教から、西班牙王に呈した書中の一節だる。如何に彼等が蘭人排斥運動の劇甚であつたかは判知る。果して此の通りであれば、前呂宋太守や、ヴェイスカイノール等が、和蘭人退去に關して、家康に懇願し、切言したる事情も亦た、諒とす可きものがある。

家康の一
視同仁

併し家康は、恒に安針の言を聞いた。家康は能く兩端を叩いた。而して何れの外國に對しても、何等の差別待遇をせず、一視同仁の政策を取つた。而して一方和蘭人や、英吉利人を厚遇すると同時に、西班牙が當時世界の大國の一であることを知り、富強國であることを知り、其の利益線が、世界の各所に張り廻されてあることを知り、此れと好を修め、商業上の利澤に潤はんことを企てた。

英雄の胸
中閑日月
あり

當時大阪役を近く數年の後に控へ、年は七十に垂んとし、事は次第に多くなり、家康の胸中には殆んど一點の餘裕の存す可き無きに拘らず、能くも海外貿易

の事迄も、氣が届いたものだ。所謂る英雄の胸中閑日月あるもの歟。

【六一】 和蘭攝政の書簡

蘭使再來

爾來日蘭の關係は、何等の異常なく繼續した。慶長十七年には、慶長十四年駿府にて家康に謁見したるスペックキスは、再び渡來し、司令官ヘンドリック・ブルールと與に、駿府に至り、和蘭攝政及び宰相の書簡等を呈した。此れは一瞥の必要がある。そは和蘭側から西班牙及び葡萄牙に對する、對抗運動の意味を含んでるからだ。

家康面謁

阿蘭陀之船使、於駿城十月八日に御禮申上、種々進物有之。上様(家康)御袴、黒道服、上壇曲錄に御座書を上野(本多正徳)殿御披露。(異國日記)

此れは崇傳の記する所だ。却説其の書は如何。

阿蘭陀國書

阿蘭陀國主まうりちいすでなつそう奉拜上。

日本國主源家康。貴君於天下無比類貴人。殊者、武道無双相聞候。就中御世も豊に、千年之齡奉存候。殊更於遠國尊書頂戴仕、忝事難述筆紙候。就商賣阿蘭陀之者、於日本著津候之處、日本國中萬事可有御許之由、被仰下候儀、身に餘忝奉存候。國も程近におゐては、日本人も可被罷渡事可有之候。於其儀者、隨分馳走可仕候處、無其儀候。御厚恩之處、如何様可奉報之覺悟候。

一 前阿蘭陀之國、無御存處、かびたんじやくかくべくにからなる(ヤコブ・クワケルナック)船中飢に及候而、罷著候處(蘭船リーフデ號)其刻ほるときす(葡萄牙人)申上候は、おらんだの者は、盗人ばはん(海賊)人と色々申上候へ共、不被立聞召、被添御心候儀、是は則我等に御厚恩と覺申候。

一 此前某之者、於大明企賣買、三度參候處、一度は使を上候へ共、ほるときす大明の屋形へ、色々進物を過分に上、種々様々の籌略を廻候故、使も理を不申通致、乘船其儘懸出申候。惣而ほるときす、かすてあん(葡萄牙、西班牙)かたきに

葡、西の
蘭商支那
貿易障害

葡人の言
皆偽

て候間、重而はおらんだも參候はん様にと申上る事も御座あるべく候。ほるときは、かすてあんは、昔より商申候。おらんだの事は、始而參候。其故商に損御座候と申上事も可有之候。それは偽にて候。大千世界を次第く、に、我儘に可罷成と存候處に、おらんだ參候而、此次第を可申上かと、ほるときは、校量仕、重而は、我儘に罷成まじきかと可存候。加様に申上儀は、餘御懇切に被仰下候儘、正直に申上候、重而ほるときは、如何體之儀を申上候共、眞に被成間敷候。免角我々申上儀、重而思召可被當事も可有之候。

伴天連の
惡心

一 前々ぱんたんは、たに、餘の國にても、ほるときは、罷居候處に、阿蘭陀の者參候處に、別而御懇に被成候處、ほるときは、色々支申候。結句後には、偽に罷成于今無出入候。おらんだの儀は、不相替、互に入魂仕候。又かすてあん(西班牙)ほるときは、すの心持にて難成處を、ばいてる(耶蘇會の伴天連)の心の内に、深くつみ、色には、少も出し、不申候處を、能々被成御分別候て可被下候。此ばいてる(耶蘇會の伴天連)の心は、日本の者を次第く、に我宗になし、餘宗を嫌ひ、後は

少々宗論を仕、大なるとりあひも御座候事も可有之候。其時は、ばいてるの存分次第に罷成節も御座有べく候。

一 おらんだの者、其元へ罷居候者、何用之儀も於申上は、可被聞召之由、被仰下候。是以忝奉存候。以來も無御相違奉馬候。

一 我等之者は、遠國へ商賣仕候者にて候。然者、高麗國へも自然參度と申上候時は、御朱印被仰付候て、可被下候。奉頼候。

右之條々雖、憚多、不貽心底細碎申上候條、爲何御用に御座候共、可被仰付候。如在御座有間敷候。

千六百十年十二月十八日

日本にて

慶長十五年十一月十二日

此の書簡は、其の文意の示す如く、西葡人の和蘭人に對する讒誣を辯疏するが目的であつたが、然も室に入りて戟を奪ふの論法を取り、進んで西班牙、葡萄牙

室に入り
て戟を奪
ふの論法

高麗への
御朱印の
請

幕府鎖國
令との關
係

の目的が侵略的であり、其の弘法布教も、畢竟其の手段の一に過ぎずとの旨を、堂々と説破したのは、如何にも巧妙の手段と云はねばならぬ。惟ふに此の書簡は、思慮ある家康及び幕府の中樞の人々に、必ず多少の考慮の要素を、寄與したに相違あるまい。幕府の禁教令、鎖國令には、和蘭人の意見が、直接と云はざる迄も、間接に少からざる影響ある可きは、看過し難き事實の一端である。

阿蘭陀使節の書狀

阿蘭陀之國主之名代へいとるぼつと

蘭船好遇
感謝

奉拜上日本國主、乍恐言上仕候、貴國御安全之儀、幾久御座候様に奉存候。一中途いんでやに罷出承候へば、おらんだの者、其地へ參候處に、商買に付而、萬事被成御懇、其上居屋敷迄被下候儀、吾々迄も忝次第難申盡候、右之御心中、永々不相替之様に承及候、彌御頼敷奉存候、致渡海おらんだの者の儀は、御被官御同前に可奉仰御慈悲候、兼又おらんだの船去年可罷渡候由申上候處、國本より船延引仕候間、

蘭西間の
いきさつ

從中途先に爲御禮、小船申付候、其首尾不相替、今年令渡海候、此船去年延引仕候義は、おらんだよりは日本よりの着にて、五月之内に出船被申付候へ共、途中にて日寄により令延引に就者、御禮之由返札持參申候、官便はあんでれいこぼらわると申候、爲御存知申上候。

一 おくより以細書被申上候様は、はいてるのぎを能く被成御推量候、尤に奉存候、其仔細はおらんだとかすてあん上には、十二年和談に被仰合候へ共、總別かすてあん屋形かたきにて、まろく表におゐては、于今弓矢半に候、此旨委後者可申上候。右之條々誠難憚多細碎申上候、御用之儀共可被仰付候。

千六百拾二年三月晦日
慶長十七年二月廿六日

まろくより上被申候狀之心持、其ままやばらげ進上仕候。

あんでれいこぼらわ(在判)
じやからべすつひやす(在判)

〔異國日記〕

〔六二〕 家康の蘭、西、葡に對する態度

西蘭戰闘
繼續狀態

當時本土に於ては、西班牙と、和蘭とは、十二箇年の休戰條約中であつたが、出先に於ては、固より戰闘狀態であつた。そは前掲和蘭攝政の書簡〔參照 六一、和蘭攝政の書簡〕と同時に、本多上野介當あてに呈したる、和蘭印度總督ヘイトル・ポットの書中にも、

和蘭とカステアン（西班牙）上には、十二年和談に被仰合候へ共、惣別カステアン屋形、かたきにて、マロク（モロッカ諸島）表に於ては、于今弓箭半に候。

とあるにても判知る。斯る次第であれば、兩國が日本に於て、互ひに力を竭して、對抗運動に従うたのは、決して怪しむに足らぬ。

家康
正中

然も家康の態度は、飽迄中正であつた。彼は容易に何れの運動にも搖かさなかつた。彼は只だ何れの國よりしても、其の得る可き物を得んと欲した。

家康
珍品
の贈
喜ぶ

日本到著の報に接し、皇帝（家康）は、頻りに予等の上府を待つたが、是れは全く

如何なる献上物を持參するかを知らんが爲めであつた。彼は甚だ貪慾で、珍奇なる品物の贈呈を喜ぶが、さりとて高價を出して、之を購ふことを容易に斷行せぬ。

此れは一六一三年一月廿九日、（慶長十七年十二月九日）肥前平戸河内浦にある蘭人ブルールから、印度總督ポットに與へた書中の一節だ。

家康
浦賀
を貿易
とせんと
す

皇帝（家康）は、予等に對し、自今日本の東部江戸の大なる灣の入口に在る、浦賀港に來らんことを、熱心に勸告した。予は皇帝の希望に任せ、之を視察し、平戸よりも便利なることを認めた。併し平戸には好建築あり、既に多額の費用を投じて、領主等の厚遇を得、町の人も亦た好意を表してゐるから、當分平戸に留る方然る可しと思ふ。予は此書と與に、日本の小地圖一枚を貴君に送る。此れは航海士安針君の贈つたものだ。上野殿（本多正純）を経て、皇帝（家康）に約したる所により、此の地圖を以て、浦賀の地を紹介せん爲だ。

此れも前掲書中の別節だ。如何に家康が江戸を中心として繁榮せしめん爲に、

家康命長
かりせば
實現せし
か

浦賀を開港場たらしむ可く骨折つたことが、想ひやらるゝ。若し家康にして、餘命を永くしたならば、或は此の企てが實現せられたかも知れぬ。然も當時蘭人は、既に平戸に於て、商館を建築した。

蘭人平戸
商館

當初の商館長ジャック・スペックスは、二軒の家屋を建築した。一は住宅で、他は商品を藏する防火庫だ。何れも印度にある、他の建築よりも、勝つてゐる。此れも前書中の別節だ。斯る次第であり、且つ種々の贈遺や何かで、平戸領主及び町民の驩心を博したから、今更ら平戸を去りて、浦賀に移るを、敢てしなかつたのは、是れ亦た蘭人としては、已むを得ぬ次第と云ふ可しだ。

西班牙人
の蘭人運
動觀察

西班牙側が、如何に和蘭人の運動を觀察したかは、左記によりて、推測に難くはない。

彼等上府(駿府及び江戸)に上ることの目的は二つある。一は多額の俸給を約して、日本から兵士を借り、某所(滿尼拉及び媽港)を征服せんが爲め、二は日本に於て兵船を造り、軍需品、糧食等を購入する爲めだ。然も只今長崎に傳はつた

家康飽迄
平和通商
主義墨守

風説によれば、國君(家康)は、和蘭人の援兵を請うたのに答へて、卿等の云ふ如くに、和蘭が強國ならば、援助の必要はあるまい。又た予は友邦の王(西班牙王)と戦ふべき兵を與ふるを欲しないと、云うたさうである。又た此れと同時に、國君は、日本に來る商船に害を加ふることなき旨を、我等に通知した。此れは一六一二年十一月十五日(慶長十七年十月廿三日)附、長崎から在日本司教が、西班牙王に呈した書中の一節だ。何れにしても家康は、決して彼等外人の爲めに、其の根本政策を動かさる所はなかつた。彼は飽迄も、平和的開國通商の主義を確守し、之を踐行せんと欲した。

〔六三〕 和蘭商館設置せらる

家康返翰

家康は、實に左の如き返翰を與へた。

日本國源家康復章

阿蘭陀國王麾下

遠書到來再三披閱殊領數般之方物惠意不淺彌不渝前契年々商船往來則縱隔萬里重濤之嶮實成四海一家之思者必矣餘蘊附上野介正純筆舌也自嗇不備

慶長十七年壬子十月 日

右譯文

日本國源家康復章

阿蘭陀國王麾下

遠書到來再三披閱殊に數般の方物を領す惠意淺からず彌前契を渝へず年々商船往來せば則ち縱ひ萬里重濤の嶮を隔つるも實に四海一家の思ひをなすもの必せり餘蘊は上野介正純の筆舌に附するなり自嗇不備

慶長十七年壬子十月 日

本多正純書翰

而して本多正純の書簡中には、

太泥等商船來朝許可

抑不異前約商船到著于本朝松浦津可得賣買之利者宜任船主之意旨吾國主之所許命也莫訝彌年々商船往來可被修隣交如微臣亦聊不可有疎志依使之望太泥國等之商船來朝不可有相違旨別整得印札二通渡與船使

右譯文

抑も前約に異ならず商船本朝の松浦の津に到着して賣買の利を得べきもの宜しく船主の意旨に任すべきは吾國主の許命する所なり訝むとなく彌年々商船往來して隣交を修めらるべし微臣の如きも亦聊か疎志あるべからず使の望みに依り太泥國等の商船來朝相違あるべからざる旨別に印札二通を整得して船使に渡與す

とある。即ち和蘭船主の希望に任せ、太泥、バンタムの舟、日本に寄港、異議ある可

蘭人の支那朝鮮注

からざる旨の朱印、二通を與へたのだ。

當時の和蘭人は、單に日本のみならず、朝鮮にも、手を著けんとした。〔參照六一、和蘭攝政の書簡〕 又た支那には、尤も多大の注意を拂うた。其の證據には、

蘭人臺灣に據らんとす

我等に取りて、支那の貿易を開くを得るでなければ、其の利益は多くない。ホルトガル人は、支那皇帝に、莫大の租税を納めて居る爲め、之を排斥するは、頗る困難だ。故に臺灣島に一城を設けなば、支那貿易の利益を收むることは、西班牙人のマニラに於けるが如くなるであらう。又た城を設くるには、日本から少額の費用で、人夫を得ることは、容易であらう。

蘭人日本に入るを雇ひ

斯く一六一三年（慶長十八年）二月十一日附、阿蘭陀船主ブルーワルが、平戸河内浦から、印度總督ポットに與へてゐる。尙ほ同書中には、予等の見る所では、日本人は、伶俐だが、其の給料は僅少で、米と鹽魚で之を養ふことが能ふ。貴官の命で、此船——日本から本船に載せて送る、快速の日本製小艇——と與に、三百人を送る可きであつたが、今回は僅に六十八人を送るこ

黄銅砲を日本に賣らんとす

と、した。内九人は大工、三人は鍛冶職、三人は左官、其他は船員及び兵士だ。若し是等が役に立つものとせば、皇帝（家康）は外國に行かんと欲するものは、之を同伴し得る許可を與へたから、如何程でも備入ることが出来るであらう。此れにて見れば、家康は海外出稼者を、公許したのでだ。

當地には黄銅の砲六門、及び鐵砲六門ありて、その買入方を日本皇帝（家康）に申入れたれども、果して購入するか、明らかならず。日本に於ては、鐵及び黄銅は安價なれば、砲の價は高く思はるゝ。若し皇帝（家康）之を購入せずば、明年之をモロッカ諸島に送りて、その砲臺に備ふ可しだ。

家康恐らく購入せしむならん

乃ち和蘭人は、家康に大砲を賣附けんとして、あつた。日本では鐵とか黄銅とかの地金が、廉價であるから、或は鐵砲の代價が、不廉と思はるゝ。かも知れぬとは、和蘭商人の杞憂であつた。家康は即今、大阪役に向ひ近づきつゝ、ある際であつたから、固より是等の武器は、欣然として購うたのであらう。

蘭人船荷積卸自由

予等は此地（平戸）で、大なる自由を有し、隨意に船の積み卸しをすることが能

ふ。故に、葡萄牙人に比して、多く利益を得る望がある。葡萄牙船は、此地に來著すれば、其の商品は、皇帝(家康)の代官によりて、直ちに之を封せられ、上府等の爲めに、二三ヶ月を經過したる後、其の齎らしたる生絲は、代官自から價を定め、日本の諸市に頒ち、些少なりとも、隨意に賣却することを許さない。本年は通常百八十ドカド位の生絲一擔ビコルが、百五十ドカド、即ち百五十兩と定められた。然るに、西班牙人、及び和蘭人には、斯る制限はないから、二百兩乃至二百十兩で、之を賣ることが出來た。

以上は何れもブルールが、印度總督當報告書中より、摘載したものだ。斯くてブルールは、商館長として、平戸に留まり、スペックスは、慶長十八年二月瓜哇に向つて去つた。爾來、和蘭平戸商館は、正式に商業に従事し、更に京都、大阪、堺の間に一人、又た江戸、駿府の間に、一人の事務員を出張滞在せしめ、幕府、大名及び商人等と、直接の取引に従事せしめた。又た朝鮮に通商すべく企て、事務員を對馬に遣はしたが、朝鮮に入る許可を得る見込なき爲め、引き返した。

ブルールが平戸に正式に取引

第十四章 日英交際

【六四】 英船平戸に到る

英人來 和蘭商館長としてブルールが、平戸に駐る未だ半年立たぬ中に、英人は新たに平戸に來つた。

バンタムを發し平戸に入港

英人は一六〇〇年、東印度商社を倫敦に設け、一六〇四年(慶長九年)には、支那及び日本と通商の特許を受け、出船したこともあつた。一六〇九年(慶長十四年)には、瓜哇のバンタムに商館を建てた。それから日本との通商を創めんとし、一六一一年四月(慶長十六年三月)英國を出帆した艦隊の一船クロープ號は、甲比丹ジョン・セーリスの指揮の下に、日本に渡航すべき命を承け、一六一三年一月(慶長十七年十二月)バンタムを發し、途中南洋諸島を巡航し、同年六月廿一日(慶長十八年五月四日)平戸に入港した。此れは固より在日本の英人安針の誘引が、

安針英人を招く

無い譯ではなかつた。安針は家康に優遇せられたに拘らず、歸國の念禁じ難く、且つは和蘭人のみならず、己の本國人たる英人にも、日本貿易の利を願たしめ度く、彼是思案の上、一六一一年（慶長十六年）十月二十二日（日本曆九月十六日）附にて、在日本、ウイールリ、アム・アダムスと署名し、英人でさへあれば、誰人でも開封し得る様にし、同文二通を認め、平戸からバタバヤ行の和蘭船に託した。其の書中には、先づ自個の經歷を述べ、蘭人が通商の利益を占有しつゝある状態を述べ、英人も之に参加するを希望してゐる。

安針書中の言

抑々和蘭人が東洋に通商するには、銀貨を齎らす必要はない。日本は金銀に富んでゐるから、和蘭人は日本に來り、物品を賣り、印度に至り、各地商賣の用に便し得るが故だ。日本の金銀と交換する都合よき品物は、絹、緞子、黒琥珀織、上品なる黒赤反物、鉛の類だ。此度の和蘭船にて、我が英人の東印度に、通商を開いた趣を承り、其中には商

人か、官吏か、水兵の中、或は予の消息を知らんとする者もある可しと思ひ斯くは予の履歷を陳述したのだ。と申し添へてあつた。

英國早く日本貿易の策を決す

然も英國側では、此の書簡を受取る以前に、既に日本と貿易を開始す可く、其の手筈を定めてゐた。前に記した通り、ジョン・セーリスは、三艘の船を率ゐ、セームス一世の國書を携へ、日本と通商開始の交渉の委任を受けて、一六一一年四月、テイムス河口を發し、一六一二年十月、バンタムに著いた。而して此處にて、安針の手紙を受取つた。即ち彼等の英國出帆は、安針の手紙發送よりも、半個年以前の事であつた。

セーリス日本に向ふ

而して此の手紙に對して、重ねて安針に照會する所があり、セーリスは、バンタムに三個月滞在したが、餘りに返事が遅いから、一六一三年一月十四日、同所を發して日本に向うた。而して安針の平戸から發した返書は、實に同月十二日附であつたから、固より途中行違ひとなつた。

安針返書の内容

此の返事の中には、日本貿易の事に就て詳細説示する所あり。或は日本に關稅がないから、將軍其他當局者には、贈物が必要とか、或は日本東岸の海圖を添へて送るから、船は直に江戸に近き浦賀港に廻航然る可しとか、種々の意見を陳べてあつたが、未だ此の手紙を受取らぬクロープ號の司令セーリスは、英人七十四人、西班牙人、日本人各一名、黒奴五人乗組み、一六一三年六月十一日（慶長十八年五月四日）午後三時に、平戸に著し、船は干潮の爲めに、港を距る半里餘の所に碇泊して、祝砲を發した。

英船平戸に入る

松浦法印の英船訪問

その後直に老王法印様（松浦鎮信）及びその指揮を受けて、目下該島を統治する殿様（鎮信の孫隆信）來訪した。四十艘の船、彼等に伴うた。その内には、一方に十艇の櫂を備へたものがあり、又た一方に十五艇の櫂を備へたものがある。本船に近くや、國王は自己と孫との乗れる二艘を除き、皆後方に退かしめ、彼等のみ本船に入來つた。兩人共肌にはシャツと麻の下袴とを著け、その上に絹の上衣を著けた。又兩人共、二個

の刀を帯びた。彼等の頭の前部は、頭頂まで剃り上げ、残れる長き髪は、集めて之を後頭部に束ねてゐた。王は年齢七十二許りで、孫は二十二歳許りだ。予は彼等を予が船室に導き、饗宴を設け、音樂を聞かしめたが、彼等は大いに之を喜んだ。（セーリス航海日記）

平戸領主の好意

此の如くしてセーリスは、最初から平戸の領主から、好意を得た。而して彼は此の好意を、英國貿易の爲めに、最も有効に善用した。而して和蘭商館長ブルワーも亦た來訪した。セーリスは彼をも厚遇し、晚餐を饗し、上陸の際には、五發の祝砲を發つた。

【六五】 英國使節平戸より駿府に赴く

セーリス

慶長十八年五月四日、平戸に著したる英國商船の司令セーリスは、平戸領主松

商館を設

浦鎮信等の驩心を得、安針の駿府から來著を待ち受けつゝ、平戸の民家を借りて、商館を設けた。安針は七月廿九日に平戸に著した。

安針平戸著

二十九日(七月)午前十時頃、アダムス君到着して、クロープ號を訪問した。彼は駿府から平戸迄、十七日を要したと云うた。予(セーリス)はコックス君と、ピコックス君とを遣はし、彼を迎へしめ、上陸の際、九發の祝砲を放つことを命じた。イギリス商館に來たりし時、予は盛儀もて彼を迎接したから、日本人は之に注目した。彼は我等に助力を約し、又た當國を激賞した。故に予等は彼を歸化日本人と見做した。(「セーリス航海日記」)

セーリス等駿府に向ふ

斯くてセーリス等は、八月六日平戸を出發して、駿府に向うた。而して彼はコックスを商館長として、平戸に残した。

留守コックスに注意條々

御身は英人と蘭人との間に、争論を生ぜざらん爲め、能く氣を付けらるゝを疑はぬ。和蘭人の行動粗暴との評判は、その商品の賣行意外に多からざる最大の原因だ。アダムス君の意見によれば、皇帝(家康)は彈藥並に上等のカン

パヤ布類一切を買ひ上げべきが故に、右商品は全く販賣せざるか、又は販賣を少くし、鉛及び錫に於ても、同様注意せられたし。(同上)
此れは彼が發するに臨み、コックスに申し残した書簡の一節だ。如何にも其の用意の周到なるを見る。

日本の食料

此國で一般に用ひらるゝ食物は、各種の米で、最白を最上とす。之をパンに代用す。又た鮮魚、鹽魚、酢漬の野菜、豆、蘿蔔、その他の根を鹽漬、又は酢漬にしたるもの。又は野禽、鴨、鶯、雉子、鷓鴣、鶉、その他を食す。鳥類も亦た藥味を加へて、酢漬とす。鶏多く、鹿、猪、兎、山羊、牛等も亦ある。乾酪も多い。但だ牛酪なく、牛乳を用ひない。豚は多く、小麥は我が(英國)國産に劣らない。農耕には牛馬を用ひる。(同上)

此れは途中、其の實驗したる所を記したものだ。乾酪は、徳川八代將軍吉宗時代に、日本では製出したものなれば、恐らくは此に類似するものであらう。彼等は途中にて、伏見城番の交替行列に出會した。

伏見の番
交番行列
を見る

此の三千の兵士の通行及び供給に關しては、充分なる取締あり、旅客も、住民も、此れが爲めに、毫も迷惑を被らぬ。彼等に供給したものは、何れも他の旅客同様、相應の支拂を受く。故に他の旅客に於けるが如くに、能く之を待遇す。途中の町村には料理人あり、飲食店備るが爲めに、兵士等は直に其の需要を充たすことが能ふ。〔同上〕

當時徳川幕府の秩序が如何に整頓しつゝあつた乎は、想ひやらるゝ。時代は未だ大阪役を経ざるも、既に泰平の天地に入つてゐた。

當時の東
海道

九月六日、駿府に著する迄、毎日十五六里を旅行した。一里は三哩だ。道路の大部分は、驚くべく平坦で、山を通過する部分は、開鑿されてゐる。此れは此國の主たる道路で、多くは砂及び小石で出来てゐる。一里毎に道の兩傍に二の小丘がある。其の頂には松の木を植てゐる。此れは人夫及び馬を貸す者が、一里に大凡三片以上の賃錢を貪るなからん爲めに、設けたものだ。道路は通過人甚だ多く、時々田園及び田舎屋あり。又た村落や、大都會がある。川の渡場があ

り、又杜がある。國の尤も愉快なる場所に、佛即ち彼等の寺院がある。〔同上〕

此れが三百餘年前の東海道だ。

町入口の
刑場

町に近く時には、先づ處刑せられたる死體の、十字架に掛るを見るが通例だ。皇帝(家康)の居所駿府に近づく時、數個の頸を載せた一の臺があつた。その傍に十字架に處刑せられたる死骸に、名を掲げたるもの、及び刀の切味を試みる可く、處刑の後、度々斬られたる體の斷片を見て、不愉快を感じた。

駿府の町
の大きさ

駿府の町の大きさは、ロンドンと、其の四周の町とを併せたものに同じく、工藝に従事する者は、外部に住し、上流の人々は、内部に住してゐた。

彼等は斯の如くして、九月六日(慶長十八年八月二日)駿府に到着した。

英使平戸を發し駿府に向ふ

五島の王
侯來船す

七日朔日(日本)五月也。五島の王侯來れり。此島は平戸を去ること遠からず、故に法印へ訪ひ來りていはるゝには、此頃聞侍りぬ、貴邦内にめづらしきけつこうなるいざりす

松浦法印
は日本の
真將

英王より
の進献品

江戸表へ
出立

船來れりと、故に渴望に堪へずして訪ひ來れり、諸君一たび見ること許さば、何の幸かこれにかへんと、所望すること甚だ切なり。これによりて、法印王、せねらゝるにこの由を告げ、余が格別の深友なれば、暫く船中に招待して饗し給われと、尤別れのをりば、多くの石火矢をつるべ放ちたまわれとなり。西洋船着岸飯帆のとき石火矢を望みたるは、放ふ。按ずるに此方より石火矢船中へ入らせられ、暫くの物語もあり、歸られたり。略松浦王法印は、日本にて一箇の長將と稱する由なり。天性勇壯にして功勞の將なり、已に朝鮮征伐の時も甚だ軍功ありと云ふ。せねらゝる、さゝりすに、棉布一端を請れし故に、即贈りまひらせたりしが、直に下著に製して、其品の處にして且古びつき甚だ見惡きなまかまひなく、裸體になりて著せられたり。其氣象の眞率なること大抵此類なり。其きれの残りたるをば、手巾に作れり、常に用られたり。二十日其後又支那船一艘交趾より出帆して其國の産物安息香と糸とを積て長崎へ著岸せり。法印王より献上もの、物積りをせねらゝるへ知らせられたり。これば、ふんげらんど王より日本帝への進献の品なり。略第一大御所様 家康公 第二將軍様 乃ち太子 第三本多上野介殿 御老中 第四本多佐渡守殿 江戸御老中 第五板倉伊賀守殿 京都所司代 第六ほんご殿 行、再考をまつ、未詳 第七後藤庄三郎 金座。

八月二日 六月頃 旅の用意調ひて、江戸表へ出立、これにつき老侯法印種々世話ありて、侯の御座船一方二十五艇たちのものに水夫六十人を添へて備し與へられたり。

其船に旗小旗及其餘有用の諸具を備へ國王に暇乞して別れ去れり。此方の人數はサーリス始め都合十人、附添の日本人は九人なり。〔平戸島英船著岸始末〕

【六六】 英使家康及び秀忠に謁見す

サーリス
國書捧呈

英國の使節サーリス等は、九月八日（慶長十八年八月四日）家康に謁見して、國書を呈した。

慶長十八年癸丑八月四日。インカラテイラ國王の使者、於駿城御禮申上る。王より音信色々進上也。此國よりは始めて使者也。捧書蠟紙、幅二尺、堅一尺五寸、三方の縁に繪あり。三つに折、二つに折返して、紙にて釘とちの様にして、蠟印あり。文言は南蠻字にて不被讀故、アンジ（安針）に假名にかゝせ候。左にあり。

せめし(セームス)帝王書狀の趣者、天道之御影により、おふぶりたんや國、ふらんす國、えらんだ國、これ三ヶ國之帝王に、此十一年(原文には即位の第八年目の一月とある。慶長十八年から起算して、斯く改めたものであらう)以來成申候。然者日本之將軍様御威光廣大之通、我國え慥に相聞え候。爲其かびたん、せねらん、じゆわん、さいりす(原文には名を掲げない)此等を爲名代、日本將軍様え御禮爲可申渡海させ申候。如此申通に罷成候へば、互之國之様子、廣大に通仕、我國之満足之所不淺候。於向後は、毎年商船あまた渡海させ、双方商人被爲入魂、互之望物商賣可致被仰付候。其上日本將軍様御意之旨、於御懇情者、商人を當國に残置、彌兩方懇和可被成候。然上は我國へも日本之商人を自由に呼入、日本の重寶之物を調法させ、賣買可申付候。於此上は、幾久申通、日本へも無心疏用し可申入候條、被爲其意得可被下候以上。

大ぶりたんや國の王

居城はおしめした(ウエストミンスター)

せめし帝王(セームス一世)

れいさし(レックス)

(異國日記)

日本將軍様

英使献上 此れが英王ゼームス一世からの國書だ。而して彼等が献上物、及び謁見の模様は、左の通りだ。

英使駿府
入城

九月八日(慶長十八年八月四日) 予(セーリス)は皇帝(家康)に、イギリス王の書翰と、贈物とを呈し、又たアダムス君の勸によりて、國習に従ひ、予よりも贈物を呈した。その品は美麗なる繻珍の大蒲團一、絹毛氈一、帶一、オリングトローニ一二端、ソマトラの蘆薈四斤、精巧なる繻入(なひいり)オランダ手巾三枚だ。予は商人等を従へ、贈物を持てる者を前に立て、轎にて皇帝の居所なる駿府の城に赴いた。城に入つた後、三の釣橋を過ぎた。此處には各一隊の兵士がある。立派なる石段を上りて、二人の威儀を具へたる人、予を迎へ、立派なる壘を敷きたる室に誘ひ、壘の上に脚を交叉して坐せしめた。その一人は、皇帝の書

謁見の様

記官上野殿(本多正純)にして他の一人は船舶司令官兵庫殿(向井兵庫頭正綱)だ。暫くして彼等は予を中に立たしめ、皇帝の座所に導き、敬禮をなさしめた。御座は高さ五尺あり、金絲入の布帛もて被ひ、背面及び兩側に立派なる裝飾を施し、上には天蓋が無かつた。その後、前の場所に歸り、十五分許り待つた後、皇帝出御の通知あり、仍て立ちて御座所の入口迄導き、予に合圖して中に入らしめたが、彼等自身は中を見ることも敢てしなかつた。國王の贈物及び國習によりて、予が皇帝に献じたるものは、皇帝の出御前、同室の疊の上に、秩序よく並べあつた。

家康の國書受取
家康挨拶

予はイギリスの禮式により、御座に至り、國王の書を呈した。陛下は之をその手に取り、その額の處迄捧げ、後方に離れて坐したる通譯に命じ、アダムスを介して、予が長途旅行の勞を犒ひ、一兩日休息せば、國王に對する返書成るべしと、予に告げしめた。次に、江戸にある其の子(秀忠)に會ふ意なきかを尋ね、予が其の計企あるを告ぐるや、皇帝は旅行に要する人馬供給の命を發すべ

く、又た歸著の頃には、書翰成る可しと云うた。御座所を出で、戸口に至れば、書記官は予を待ち受けて、石階の處迄送り、予は此處にて轎に乗り、隨員を從へて、旅宿に歸つた。(セーリス航海日記)

尙ほ駿府記には、

八月三日(四日) イギリス、今日候殿中、猷猩々皮十間、弩一挺、象眼入鐵砲二挺、長さ一間程之靈鍵、六里見之云々。

とある。彼等が江戸に赴き、將軍秀忠に謁見したる模様は、左の如し。

九月十四日、江戸に著す。十七日國王に贈物を呈し、又た予の名にてトルコ毛氈一枚、帶一筋、タプセル一端、白バイラム一端を贈つた。

王(秀忠)は江戸の城に住む。此城は、駿府より美にして堅固だ。王に侍する者は、皇帝(家康)に侍するものより多く、王の書記官佐渡殿(本多正信)は、皇帝の書記官上野殿の父にして、年長し經驗に富めるを以て、王を指導するの任に當てゐる。王は年齢四十二前後、謁見の次第は、駿府に於て、皇帝に謁見したる

秀忠謁見
及び贈物

時と同様だ。彼は英國王の書翰と、贈物とを喜びて受け、予を犒ひ、暫らく休息を命じ、英國王宛の手紙と、贈物とを、速に調ふ可しと云うた。

〔セーリス航海日記〕

日英國交の嚆矢

此の如くして英國の使節は、家康、秀忠に謁見し、首尾克く其の使命を果した。日英の國交は、此れが嚆矢である。

〔六七〕 英人平戸に商館を設く

英使浦賀に至る

セーリス等は、江戸より浦賀に迂回して、駿府に還つた。彼の浦賀に於ける觀察は、左の通りだ。

浦賀は良港で、ロンドンのテムス河と同じく、安全に船舶を繫留することが能ふ。此港に至る航路は安全だ。江戸を距ること近いから、船舶は平戸から

此方に來るを良とす。但だ食料及び鮮肉は平戸程豊富でないが、それを除けば、他は皆な平戸よりも勝りてゐる。〔セーリス航海日記〕

駿府歸著

彼等は九月二十九日駿府に著し、十月八日（日本曆慶長十八年九月朔日）家康の返翰を受取つた。

家康返翰

日本國源家康復章伊伽羅締羅國主麾下。

遠勞船使、初得札、貴域之治政、所上紙墨、目擊道存、特領數般之方物、采納多幸。與吾邦可修隣好、而互通商船之示、輸宜隨所求矣。雖隔萬里之雲濤、須齊咫尺之封疆者乎。菲薄之士、宜具別幅、投贈之、聊表寸忱者也。順序自寄。

慶長十八歲舍癸丑季秋上旬

御印

別幅

一 押金屏風 五双

右譯文

日本國源家康伊伽羅締羅國主麾下は復章す。
 遠く船使を勞し、初めて札音を得、貴域の治政、紙墨に上ぼす所目擊道存す。特
 に數般の方物を領し、采納多幸、吾邦と隣好を修むべく、而して互に商船を通
 ずるの示諭宜しく求む所に、隨ふべし。萬里の雲濤を隔つと雖も、須らく咫尺
 の封疆に齊しかるべきもの乎。菲薄の土宜、別幅に具して之を投贈し、聊か寸
 忱を表するものなり。順序自齎。

慶長十八歲舍癸丑季秋上旬

御 印

別幅

一 押金屏風 五双

家康覺書

而して如上の返翰と與に、左の覺書を渡された。

一 いざりすより日本へ、今度始而渡海之船、萬商賣方之儀、無相違可仕候。渡海

海仕付而は、諸役可令免許事。

一 船中之荷物之義は、用次第に而可召寄事。

一 日本之内何之湊へ成共、著岸不可有相違。若難風逢帆楫絶、何之浦々へ寄
候共、異義有之間敷事。

一 於江戸望之所に、屋敷可遣之間、家を立致居住、商賣可仕候。歸國之義は、何
時に而も、いざりす人可任心中。付、立置候家は、いざりす人可爲儘事。

一 日本之内に而、いざりす人病死など仕候者、其者之荷物無相遺可遣之事。

一 荷物おしが、いざりす人病、仕間敷事。

一 いざりす人の内、徒者於有之者、依罪輕重、いざりす大將次第可申付事。

右如件。

慶長十八年八月廿八日

御 朱 印

彼等は實に寛大過ぎる程の特許狀を得た。

安針幹旋の結果

此れは固より安針の運動が興りて力大に居ることを忘れてはならぬ。彼は家康の質問に對して、英國及び英王に就て語り、且つセーリス等の要求をば、本多正純等に向つて、委詳に陳述し、之を覺書として、家康の手許迄差し出した。家康は又た商館設置の場所を問ひ、安針が江戸、若しくは浦賀に於てす可しとの答を喜んだ。而して英人が、西北及び北の航路を探驗するの意なきやを問ひ、安針が然りと答へたるに向つて、さる場合には、蝦夷にある臣下に、紹介狀を興ふ可しと云うた。〔アダムス書翰〕

家康開國政策に吝ならず

されば當時の家康、當時の幕府が如何に開國の政策を施爲するに、吝でなかつたことが判知る。特に英人に邸宅を興へ、江戸町内に居住せしめ、隨意に商業を營ましめんとしたるが如き、如何に彼等が江戸繁榮の爲めに、注意を拂ひつゝ、あつたかゞ判知る。彼等は十月十六日、京都に著し、家康より英王に興ふる贈物を受け取る爲に、十九日迄滞在した。

英使京都滞在

京は日本最大の町で、主に商を業とす。此國の重なる佛即ち寺は、此地にある

葡萄牙耶蘇學林

此寺(方廣寺)に銅の偶像がある。鎌倉の大佛に似てゐるが、それよりも高くして、天井に達す。此は太閤存生中に著手し、その子工事を續け、此頃竣功した。日本人の所説によれば、此等の域内に、一時に斬殺せられた三千人の高麗人の耳と鼻とを埋めた墓がある。その墓上に塚があり、塚の上に金字塔がある。塚は青々としてよく手入してある。寺は高き山の頂にあり、兩側に五十の石柱があり、各十歩を隔つ。柱の上には、一の提燈があり、油を用ひて毎夜點燈す。葡萄牙の耶蘇會員、此市に壯大なる學林を有す。此處には數人の日本人の耶蘇會員がある。日本語にて印刷したる新約聖書を持つてゐる。此の學林には、多數の兒童を教育し、之は羅馬加特力教の初歩を授く。町には耶蘇教徒の日本人、五六千ありと云ふ。〔セーリス航海日記〕

此れが途中に於ける、セーリスの觀察だ。當時漸く大佛の大鐘が出来上り、大阪事件が持ち上らんとする前であつたなれば、大佛や、太閤の廟も、正しく莊嚴を極めてゐたに相違ない。

平戸に英商館を置

斯くて彌々平戸に英國商館を措くことに定め、英人八名、日本人通譯三名、僕二名を置き、次船の來著する迄、對馬、朝鮮、及び日本各地、附近各國の模様を研究し、何地が尤も通商の利益あるかを、見定むべく決定し、リチャルド・コックスを、其の館長とした。而して安針は、年俸百磅にて、商館の雇人となつた。

第十五章 家康と葡萄牙及び臺灣

〔六八〕 葡萄牙船の燒打

禍根杜絶の爲め武力使用

家康一代を通じて、外交の關係は、何れの國とも良好であり、且つ良好ならしむ可く努力した。彼は、大體に於て、平和的開國者であつた。但だ禍根を杜絶する爲め、若しくは報復の爲め、若しくは無禮を懲らす爲め、武力を使用し、若しくは使用せんとしたともあつた。其の中の一事は、長崎に於ける葡萄牙船燒打だ。

家康伽羅香木を求めむ

家康は、長崎奉行長谷川藤廣に命じ、占城チャンパ國から伽羅香木を求めんとしたが、彼國よりの入船なき爲め、果さなかつた。之を聽いた肥前日野江の城主有馬晴信は、才覺して少しく献じた。家康は之を喜び、彼國に人を遣はして、更らに求む可しとして、銀子六十貫目、及び鎧、金屏風等を與へた。

我國人葡

此に於て晴信は、慶長十四年二月、長崎に赴き、長谷川藤廣と相談し、船を仕立て